

大震災後の論戦



日本共産党宮城県議団

はじめに

今回緊急編集した『論戦集』は、3月11日以降の議会論戦及び党県議団の申し入れ等をまとめたものです。

東日本大震災は、その特徴として1) 超巨大複合災害、2) 地方都市・農漁村型災害、3) 超広域・多様化災害、4) 前代未聞の「原発災害」、5) 災害の長期化と跛行化（以上の特徴づけは復旧・復興全国交流集会 in 宮城における宮入興一・愛知大学教授の記念講演より）が指摘されています。

宮城県議団は、発災直後から大津波により甚大な被害を受けた沿岸部の自治体へ救援のための調査に入るとともに、内陸部の地震被害の調査・復旧にも全力で取り組みました。未曾有の大震災からの救援・復旧・復興をめざし県議団は、広く個人及び各種団体によりかけ、情報交換や活動交流、被災者支援のあり方や当面する緊急要望などを「意見交換会」と位置付け、進めてきました。これが5月29日に結成された「東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター」へとつながりました。

県議会においては、「東日本大震災調査特別委員会」がつくら、県民要求の集約や県の救援活動の問題点などが議論されました。党県議団は、この特別委員会においても毎回積極的に発言し、被災者の要望を反映させました。

本論戦集には、5月定例会、8月臨時議会、9月定例会における県議団の質問・質疑・討論が掲載されています。また、その時々の被災者の声や要求をもとに作成した県への申し入れ書を掲載しました。これらの論戦には、被災者に寄り添う党県議団の姿勢と災害に便乗して、開発・官僚型の新自由主義的構造改革路線を推進しようとする村井県政の実態がリアルに描かれています。ぜひご一読いただき、忌憚のないご意見をいただければ幸いです。

2011年10月24日
日本共産党宮城県議団



<議会論戦掲載一覧>

遠藤いく子議員の反対討論（３月１５日）	０４
大震災特別委における遠藤質疑メモ（４月１１日）	０６
大震災特別委における遠藤質疑、民間賃貸借り上げ問題（５月２０日）	０７
５月定例会における横田有史議員の一般質問（６月１０日）	０９
５月定例会の遠藤いく子委員の補正予算総括質疑（６月１３日）	２０
５月定例会の遠藤いく子議員の反対討論（６月２０日）	２１
大震災特別委における遠藤質疑メモ（７月２１日）	２４
８月臨時議会、本会議遠藤質疑メモ（８月１８日）	２６
８月臨時議会、横田総括質疑メモ（８月１９日）	２７
８月臨時議会、遠藤いく子議員の反対討論（８月２３日）	３０
９月定例会、本会議先議石巻がれき横田質疑メモ（９月１５日）	３３
９月定例会、本会議先議石巻がれき遠藤討論（９月１６日）	３７
９月定例会、本会議遠藤いく子議員の一般質問（９月３０日）	４０
９月定例会、予算特別委の横田総括質疑メモ（１０月３日）	４８
９月定例会、大震災特別委の横田総括質疑メモ（１０月６日）	５０
９月定例会、本会議追加仙南がれき横田質疑メモ（１０月７日）	５２
９月定例会、決算特別委の遠藤総括質疑メモ（１０月１２日）	５５
９月定例会、本会議朝鮮学校意見書案への遠藤討論（１０月１８日）	５７
９月定例会、本会議横田有史議員の反対討論（１０月１８日）	５９
９月定例会、本会議水産特区撤回請願への横田賛成討論（１０月１８日）	６５
９月定例会、本会議追加アクセス鉄道買い取り横田質疑（１０月１９日）	６６
９月定例会、本会議遠藤いく子議員のアクセス買い取り討論（１０月１９日）	６８

<申し入れ書>

大門・紙国會議員と共同申し入れ（３月１３日）	７０
原発事故と放射能測定問題申し入れ（３月２８日）	７１
被災者救援に関する緊急要望（３月２８日）	７３
緊医療機関での受診・窓口負担に係る緊急要望（３月３０日）	７５
東日本大震災に関わる緊急要望（その３）（４月４日）	７６
『仮設住宅建設』に関する申し入れ書（４月１２日）	７８
被災者・失業者の緊急雇用の抜本的対策について（４月１２日）	７９
被災者支援に関わる緊急要望（その５）（４月２６日）	８１
遺体安置費も全額公費でまかなうことを求める要望書（５月１３日）	８４
民間賃貸借り上げ基準の改善を求める申し入れ（５月１７日）	８５
女川原発やらせの全容解明を求める（１０月３日）	８７
応急仮設住宅をめぐる緊急課題について（１０月１３日）	８９

【発災直後の県議会本会議（本会議場は９月まで閉鎖、特別委員会室で開催）】

遠藤いく子議員の反対討論＝二〇一一年三月十五日

私は日本共産党県議団を代表し、東北地方太平洋沖地震で犠牲となられたみなさんに心から哀悼の意を捧げるとともに、被災者のみなさまに心からお見舞い申し上げます。日本共産党としても人命救出・救助、被災者の安全と生活支援、速やかな災害復旧のために全力をあげる決意であることを申し上げます。

一昨日、昨日と私どもは国会議員団とともに、東六郷地域や仙台港の現地を見てまいりましたが、生活や田畑の復旧も、仙台港の復旧も極めて困難視される惨状です。

現在は、人命救助、被災者救護支援で一刻を争う局面にあるとともに、大規模余震による二次災害のおそれ、さらに原発をめぐる重大な危険など、極めてひつ迫した局面にあります。また多くの県民が家族や住居など失うなど悲痛の思いにうちひしがれている中で開かれている県議会であり、私の討論も同意できない議案番号と最小限の理由だけを述べることに致します。

予算関係議案については、ただいま知事から提案された予備費の拡大には賛成しますが、以下の議案には同意できません。

議第一号議案・平成二十三年度宮城県一般会計予算と特別会計、第二号・公債費、第十号・土地区画整理事業、第十二号・港湾整備事業、第十五号・地域整備事業。また第六十四号・平成二十二年度一般会計ほか、第七十三号・土地区画整理事業、第七十五号・港湾整備事業、第七十六号・病院事業会計、第七十九号・地域整備事業の各補正予算に反対します。

なお、今回の未曾有の大震災に対応した本格的な予算がいずれ必要であり、新年度予算案については震災復興型へ全面的に組み替えることが不可欠です。その際には、私どももしっかり協力することを申し上げておきます。

次に、同意できない予算外議案についてですが、

議第二十一号議案と議第六十二号議案は、県立三病院を地方独立行政法人に引き継ぐことを条例で定めるものであり、私どもは県が直接政策医療に責任を持たない県立病院の独法化には賛成できません。

議第二十九号議案は住民基本台帳の活用に必要な事務を追加しようとするもので、個人情報情報の漏洩に懸念のある制度は同意できません。

議第四十一号及び五十一号、五十二号、五十三号、五十四号、五十五号議案は、それぞれ県民の財産である不忘園、太白荘、偕楽園、和風園、乳児院、薬用植物園を民間に払い下げしようとするものであり、認めることはできません。

議第四十五号議案は財政力のある東北電力やNTTなどに対する電柱などの道路占用料

を引き下げ、二千二百万円の減収見込みとするものです。

議第四十八号議案は流域下水道の維持管理業務を指定管理者に委託しようとするもの、議第六十三号議案、議第八十九号議案は流域下水道の維持管理費用を関係市町村から受益負担金として徴収しようとするもの。議第八十七号議案および八十八号議案は「みちのく湖畔公園」などの負担金であり、いずれも同意できません。

議第八十二号議案は国民健康保険広域化等支援基金を広域化計画にも使おうとするものであり反対です。

なお、議第六十号議案は青少年の健全な育成に関する基本計画を見直し、変更しようとするものですが、今、青少年にとって切実な雇用の確保策を積極的に推進すること、また未来ある青少年の自殺を防止するために、数や理由などの実態把握に基づく対策が不可欠であることを指摘いたします。

請願番号三百二十九の一、「中学校で使用する教科書の採択基準に関する請願」については、第一に、請願内容が途中で修正・再提出され、主張の核心部分が変更されており、請願の根拠を失っていること。第二に、請願者の「新しい歴史教科書をつくる会」は中学校歴史および公民の教科書を編集し、教科書採択とは営利上も利害関係を持つ団体であり、出版社とは共同事業者の地位にある以上、独占禁止法に違反する重大な問題をはらんでおり、この請願採択には反対いたします。

以上、同意できない議案について述べましたが、歴史上未曾有の大災害に直面して、県政運営の全面的転換は不可避であり、県民一人ひとりの救済への全力投球に知事をはじめとする当局と議会が心を一つに心血を注ぐことをあらためて強調し、私の討論といたします。

ご一緒にがんばりましょう。

（解説）発災直後に県議会は議長以下が議会棟の外に出て、当時残っていた議員で予定されていた3月15日の閉会を救援活動のために無期限延期の措置をとったが、知事ら執行部は予定通りに開催を強行した。党県議団は、人命救助など一刻を争う時期であることも考慮し、原則的に賛成できない議案について簡潔に反対理由を述べた。今後の大胆な予算の見直しを予想し、協力することを表明したが、知事は臨時議会などは開かず、専決処分を繰り返すやり方をとった。

東日本大震災調査特別委員会

遠藤質疑メモ（２０１１・４・１１）

大震災から一カ月がたちました。応急仮設住宅の建設が半年かかると言われている中で、１１日現在４４９ヶ所、５２４９８人が避難所で生活しています。大切な人を失い、また家を流され、傷ついた心を抱えながら毎日を過ごす場としての避難所の質を高めることは、今大変急がれる課題です。

例えば衛生面、水不足が依然続いており、手を洗う水の確保やマスクの整備など、感染症対策が緊急の課題です。また広い体育館の避難所は、プライバシーが全くなく、心と体を休めることができません。冷たい床の上に毛布を敷くなど体調を悪くしてしまいます。さらに長期化のなかで食料の問題が深刻です。一か月たっても、パンやアルファ米、即席めん、缶詰などしか給与していない自治体が現に存在しています。これでは健康を損ない生きる力を消失してしまいます。

災害救助法では「炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することのできる現物によること」としていますが、煮炊きの出来ない避難所が一つでもあると「公平性を欠く」等を理由として、十分な食料の提供をしていない自治体は即刻改めるべきです。また法は避難所について最大７日を想定していますが「長期化した時には」「メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者や病弱に者に対する配慮等、質の確保について配慮すること」となっています。現在はその想定をはるかに超えて長期化しており、ふさわしい対応をするのは当然です。政府も９項目での調査をはじめましたが、宮城県の指導性を発揮して、衛生状態の改善・プライバシーの確保・食料の確保など、改善を直ちに指導すべきと考えますがいかがですか。

命の問題として重要なのは病院の後方ベッドの確保です。沿岸部の医療機関を中心に壊滅的被害を受け、完全に機能を失った病院が九つで、一般ベッド５００床・療養型９０床、精神科７７８床、半分以上機能不全の医療機関と合わせるとで、失ったベッドは一般病床８００、療養型１００、精神科７７８になると関係者は推定しています。この規模の代替ベッドの確保が大至急必要です。

また医療機関のサポートとして、避難所の要介護者の受け皿としての特別養護老人ホームや老人保健施設が求められています。しかし沿岸の介護施設の多くが失われました。定員の一割増入所だけでは対応できません。

当面緊急の対応として、近隣の自治体病院の削減した病床を再開すること、医療スタッフは、全国的な支援を含め県の責任で確保することを繰り返し求めてきましたがなぜ実行されないのか。また特養・老健などの再建に公的支援を行なうことを強く求めますが、いかがですか。

（解説）発災からちょうど１ヵ月目に開かれた大震災特別委員会。避難所の生活・環境の改善が大きな課題でした。とくに、食事について、仙台市などでは学校給食を民間委託したつげがあらわれました。避難所となった学校に鍋釜がないからと煮炊きができず、また機械的に「公平性を欠く」などの理由で、鍋釜があっても禁止されるなど実情にあわないやり方がとられていました。毎日、パンとおにぎりなどの救援物資だけが継続していました。仙台市議団は、お弁当の支給などを繰り返し求め実現させましたが、県議会でも非常に重要な提起をしたと思います。さらに、医療体制の確保について、とくに後方ベッド支援を提起しました。

遠藤いく子県議の質疑（追及）で

民間賃貸住宅の借り上げ問題に新たな進展

「審査は入居者の実情を配慮、杓子定規でなく、市町村の判断を尊重する」（部長答弁）

2011 年 5 月 20 日

県議団事務局

以下は、民間賃貸住宅の借り上げをめぐる県当局のやりとりについて、県議団事務局が本日の県議会・東日本大震災特別委員会の質疑録音記録をテープ起こししたものです。

（遠藤いく子県議）

民間賃貸住宅借り上げ問題ですが、被災者を泣かせるような事態が進行しています。

5 月 16 日県が示した方針では、5 月 1 日からの借り上げ契約ということで、それ以前に借りていた世帯は、家賃は無料となるものの、敷金礼金などは被災者負担になってしまいます。

国の 4 月 30 日付けの厚労省社会・援護局長通知では、「被災者の負担が生じぬよう留意されたい」と明記して、遡ることも可能になっているのですから、3 月 4 月にも遡及して、被災者の声と心情に応えるべきだと思いますがいかがですか。

さらに、実際の審査ではあまりに硬直的すぎます。入居世帯人数と住宅間取りを機械的に結びつけ、たとえば「二人ではこの住宅は広すぎる」等と申請を受け付けません。さらに月額賃料を超えるものは応急仮設住宅として扱えないと断言しています。

これほど被災者に冷たい県はありません。どうにかして被災者のため激励となるやり方を県は考えるべきで、もっと柔軟に対処すべきと思うがいかがか。

(岡部敦保健福祉部長)

民間賃貸住宅の遡及適用の関係についてお答えします。

これまで遡及適用について、国の方でなかなかご理解いただけなかったということですが、当初から国に要望いたしてましたところ、仮設住宅の要件に合致する方については、遡及切り替えをおこなって良い旨の通知をようやく連休中にいただきました。それについて仲介の労をとっていただいております宅建業協会や不動産業協会と手続きの関係についていろいろと調整させていただきましたが、実際に大家さんから、それまでの民の契約の部分について、大家さんの方からお金を返済するということはなかなか難しいという状況がありまして（会場から「そんなことないよ」の声あり）、ちょっと最後まで聞いてください。

とりあえずは5月で切り替えをおこないますけれど、その遡及分については金銭給付で補てんするという手続きがないと、なかなか難しいということで、この点につきましては本日も知事が国の方に要望しているところでありまして、引き続き金銭給付で補給いたしまして、すでに入居された方々の賃料等につきましても、補てんできるような体制をつくりたいということで、今後も取り組みを強化していきたいと思っているところでございます。

また審査の関係につきましては、いろいろ特殊な事情によって、目安はございますけれど、その点については市町村の方にご判断いただくというふうにいたしております。窓口におきまして、非常にきびしいところとそうでないところと、ちょっと格差があるというお話でございますが、その点につきましては市町村の方にお話をさせていただきたいと思いますが、できるだけ入居者の方々の実情をくんで対応できるようにしたいと考えております。

(遠藤いく子県議)

遡及問題について、金銭給付できるようにしたいということですが、手続上はですね、いろんなやり方があるわけですから、被災者の方たちがお金がないのに負担している訳ですから、技術的な手続きはどうあっても、ちゃんとお返しするなり、負担をさせないということが大事だと思います。国の通知では「被災者に負担をさせないこと」と書いてあるわけですから。そういうことで具体的な対応を求めたいと思いますが、いかがですか。

(岡部敦保健福祉部長)

遡及関係ですが、国の方はおきかえは認めながら、それをやる際の具合的な手法をなかなか認めてくれないという状況もありますので、そうした点も本当に国にご理解いただい

て、対応できるようにお願いしていきたいと思います。

なお、大家さんのところで、どれだけ返金等々に応じていただけるかは、なかなかつかみにくいところもありますけれど、私どもといたしましても、被災者の方々の負担がないようにするという前提で作業をすすめておりますので、ご理解いただければと思っています。

（遠藤いく子県議）

民間賃貸の審査について、これは目安であると、市町村でその判断をしていいということで、よろしいんですか。

（岡部敦保健福祉部長）

基準額は当然ございますが、基準額自体につきましても、実勢価格に2万円位応じた形で、組んだ形で基準を示しておりますが、地域の実情に応じましては、どうしてもこれを超えてしまわないと住宅が確保できないという、特殊な事情がたくさんあるかと思っておりますので、その点につきましては、市町村の方で十分に確認をしていただいて、どうしてもそういう選択をせざるをえないという場合は、事情を十分に把握して教えていただきたいと思っています。そういったことで、できるだけ杓子定規ということではなく、入居される方の実情については、できるだけ配慮できるように努めていきたいと思っております。

（解説）宮城県は5月1日から民間賃貸住宅の借り上げを応急仮設住宅として扱うということで、遅れてやっと受付がはじまりました。ところが、各地から部屋の広さや数、家賃の上限等について、宮城県が機械的な対応をして申請をはねて被災者が困っているとの情報が寄せられました。遠藤議員のこの質疑、保健福祉部長は杓子定規なやり方とはとらないと言明し、その後一定の改善がはかられました。この質疑が大きな転機となりました。

【5月定例会】＊いつもは6月定例会ですが、今回は5月末に開会されたことから、開会日の月で呼称するのがならわしだそうです。

横田有史議員の一般質問＝二〇一一年六月十日

一、大震災から三ヶ月間の「被災者救援」の取り組みについて

明日は六月十一日、あの日から三カ月を迎えます。大津波の被害に直面した多くの高齢者は、「東京大空襲以上の惨状だ」と述べ、更に放射能被害も加わって「ヒロシマ・ナガサ

キと同じだ」と言う悲痛な叫びも寄せられます。

まさに東日本大震災は、巨大地震と大津波による歴史的な自然災害であり、その上に、「福島原発事故」と言う、「政治災害」が加わり、その複合的・重層的被害は、世界史的な“未曾有の災害”と断ぜざるを得ません。

多くの被災者が心身ともに深い苦しみの淵にあり、三ヶ月を経過した現在も先の見えない不安に於かれています。あらためて、心からの哀悼の意とお見舞を表するものです。

しかし、この三ヶ月間の村井県政は、徹頭徹尾「国の対応待ち」に終始し、多くの被災者の皆さんの願いや気持ちに寄り添おうとする姿勢は全く垣間見られなかった県政であったと言わざるを得ません。

災害復興とは「被災者の生活を再建すること」・「震災の前日までの暮らしを取り戻すこと」であり、そのためにこそ、国と県は行政責任を果たすべきであり、以下、その視点から伺います。

(1) 七日の日経新聞で、前岩手県知事・元総務大臣の増田・野村総研顧問は、「政府は【四月中旬に復興構想会議を立ち上げ、六月末に第 1 次提言をまとめる…被災地は落ち着きを取り戻しつつあるとの前提で、】復興に軸足を移した。…しかし、【約十五万人以上は、避難所暮らし状態で、…憲法が保障する『健康で文化的な最低限度の生活』水準に達しない状況放置する事は、許されない。…人命救助から復旧、そして既に復興段階に移行したというのが中央での一般的な認識であるとすれば、】被災地との温度差、認識のズレはあまりにも大きい。被災地はいまだ復旧以前の段階にあるという事実を、特に政府関係者は再認識すべきである」と述べています。

その時、極めて重大な問題は、中央政府だけではなく、最も被害が大きいとされる宮城県がいち早く、五月初めから、「被災者救済」を事実上後景に迫りやり、「復旧・復興」に軸足を移したという、信じられない事実です。

被災後三カ月を経た今日でも、実に五千人もの行方不明者がいるという深刻な事態であり、数日前に訪れた山元町などでも必死の捜索が行われていました。

しかも、五月の連休以来、殊に休日には、全国から大量のボランティアが訪れているのに、土日・休日の県庁の正面玄関は固く閉ざされたまま。救援物資の受け入れも基本的に拒否。県庁 2 階講堂の対策本部は事実上解散。…などと言う宮城県庁全体の姿は、災害復旧に立ち向かっている“緊迫した姿”など全く垣間見られない県政と、多くの県民・国民が実感している事態と言わざるを得ませんが、如何でしょうか。

(2) 今日でも、県内では三百七十九カ所の避難所に、二万四千五百三十一人の方が生活をしており、仮設住宅建設の進行をみれば、さらに長期間過ごさざるを得ない方が多数に上る事は必至です。長期の避難所生活に耐え切れず、民間アパートなどに移ったものの、買い物難民・介護難民となっている方も数えきれません。

災害救助法に基づく被災者救援は、今日も最大かつ緊急の課題であることに変わりはありません。ところが、こうした被災者に対する宮城県の対応は、以下に指摘するように、「日

本一冷たい県政」であると改めて強調せざるを得ません。

①何よりも避難生活者に対する「温かい気配り」に欠けている点です。

災害救助法に基づく食料費は一人一日・千十円から千五百円に、避難所経費も三百円から千円に、ようやく「特別基準」が改められ、アルファーマイやパン食等から解放され、お弁当の配布なども増えています。しかし、学校給食が依然、パンと牛乳だけ等と言う状況も見受けられ、子どものために避難所の食事をとって置くという親も見受けられる状況です。

②南三陸町では当選者の五割しか入居していない仮設住宅があり、多賀城では当選者の八十人が辞退したと伝えられています。その原因には、(イ) 仮設住宅に入居すると救助法の支援が打ち切られ、物資や食事の支援もなくなり、お金がなく生活が出来ない。(ロ) 避難所が高台で、高齢者・障害者は生活できない。等と言う理由です。

食事等の支援は、避難所だけでなく仮設住宅や在宅の被災者にも可能であることは大臣答弁でも明確にされており直ちに改善・実施すべきです。

またこれからドンドン暑くなるなかで、避難所における食中毒や感染症の予防のため、冷蔵庫や扇風機、空調などの配置も緊急の課題です。さらに寝具の供与は救助法で可能ですから、直ちにに取り組むべきです。

③被災住民から切望されている「民間賃貸住宅借り上げ」について、県が契約を「五月一日以降」に線引きしたため、三・四月に契約した方の敷金・礼金などが自己負担となっている問題について、国が「遡及する」「本人の負担が生じないように」と言明しているのに、今日に至るも解決しようとしないうちに、まさに「冷たい県政」を貫いています。

さらに本来「目安であるべき基準」を「絶対基準」のように硬直的に運用する県政が未だに実施されています。「その人数では広すぎるから、家賃の限度内であっても却下する」「限度額を超える物件について、超えた分を被災者が負担すると言っても、借り上げの対象にしない」等々、無理やり制度の運用を狭めて、被災者の思いを平然と逆なでする行政がまかり通っています。

④家と生業を無くした人々は、手元にお金を持たず、生活資金の確保に必死ですが、宮城県では「災害特例緊急小口融資」を五月十日で打ち切ってしまいました。【特例緊急小口融資は、据え置き期間支払期間貸付対象が従来の制度より大幅に拡充され、被災者の声に沿っているため、】震災後（四月二十四日まで）の実績は三万六千二百四十四件、四十三億三千七百七十六万七千円にも及んでいましたが、県が緊急小口を中止する口実にした「生活復興支援資金の新設」は、いまだ行われていません。二本立てで行くという国の方針に逆らってまで、なぜ特例緊急小口を止めたのか。岩手県では現在も継続しており、【市町村社協に連絡が取れないときは、県社協に連絡をとるまで云っています。】この対応違いはどこにあるのでしょうか。

⑤義援金は被災地と被災者を思う全国の心の結集です。ところが六月に入っても、中央受付の二千五百二十二億円から宮城に配分された三百三十一億円中、市町村に届けられた

のは九十三億円。県に寄せられた百六十七億円余のうち、届けられたのは六億円、合計九十九億円のみと、被災者への支給額は、二割に過ぎません。この怠慢は、生活の糧を失った県民に対して、あまりにも冷たい対応であり、さらに全国民の善意を踏みにじるものであり、直ちに改善すべきです。

⑥さらに許せないことに、義援金や弔意金の配分を理由に、生活保護の打ち切りが相次いでおり、抗議の声が相次いでいます。仙南のN市では、義援金がまだ支給されていない四月十八日に、五月以降の生保の打ち切りを文書で通告しました。これは被災者を逆なでする違法行為そのものであり、県は直ちに是正措置を執るべきではありませんか。

⑦臨時基金による緊急雇用は必要な規模では全く実施されておられません。亘理町、山元町などで、震災と津波で打ちのめされたイチゴ農家は、ハウスの泥だしを必死に行っています。暮れまでには出荷したいと切望する農業者には絶対の課題です。こうした津波被害の田畑の復旧のために緊急雇用制度を活用して、漁業者の瓦礫撤去と同じ様に、農家の皆さんを一日あたり一万二千元で雇用し、生活再建の糧とすべきですが、何故実施しないのですか。

毎日を生きなければならない、被災者の苦しみと願いに寄り添う立場こそ県民が望む県政であり、そこを抜きにした復興は「何のための復興か」と厳しく指摘しつつ、以上指摘した諸点に対する所見を求めるものです。

二、被災者生活再建支援をめぐる当面の緊急課題について

(1) 仮設住宅を巡る問題

①五日の新聞は、二日現在で仮設住宅の完成状況は全体が四八・五％で、宮城は必要戸数を三万から二万三千戸に引き下げた上で四九・九％。【当初の三万戸と比較すれば一万千四百九十一戸なので、三八・三％という極めて深刻な事態です。】

岩手県は同じ四九・六％の進捗率ですが、仮設の建設用地については、九八～九九％確定し、【今月中旬に全戸の発注を終え、】七月前半で全戸完成の見通し。しかも二千五百戸を地元企業やその共同体に発注。「仮設建設による地元への経済・雇用効果は大きく、供給力もあがる。」と報じられています。

ところが宮城県は「スピード重視の為」などと称して、「国交省の天下り団体」と言われている社団法人「プレハブ建築協会」と「住宅生産団体連合会」に丸投げしたにも拘わらず、はるかに遅れており、前提が崩れているではありませんか。

しかも更に「整備のスピードアップを図るため」と称して建設業者を一般公募し、企業グループ七十七を決めたとされていますが、その名簿も公表されず、殆ど発注もされていません。ようやく南三陸町が五十戸、山元町が二十六戸発注すると報じられていますが、一連の経過の反省に立ち、地元企業の「活用と発注」に全面的に舵を切るべきと考えますが、如何でしょうか。

②遅れているのは、「用地確保が困難な為」などと、新たな理由を持ち出していますが、用地確保もすべて「都市機構」（UR・旧都市再生機構）に丸投げ。しかも用地は「インフラが整備され、宅地で、雑排水処理が完備しているところ」に限定。造成が必要な土地は対象外とされており、こうした条件での用地確保が困難な気仙沼市などからは、怒りの声さえ上がっています。

法律上は一カ所二戸以上であれば良いとされているのに、「一カ所二十戸、五十戸以上」などと言う、まさに建設する側の都合により選択肢を狭めているのであり、被災者の思いに沿った仮設住宅建設に立ち返るべきと考えますが如何でしょうか。

③仮設住宅建設を巡り極めて重大なことは、今なお発注契約の実態が完全に闇の中であるという点です。国の予算は一戸五百万円の七万戸で三千五百億円を計上したとされており、これには冷暖房などの付帯設備の他に、インフラ整備費や解体費も算定して居るとされていますが、それなら何故インフラ完備の土地を探して居るのか。解体費を含んでいるのに、何故リースではなく「買い取り」にしたのか。今回は二年でなく、三年以上の仮設入居を認める意向と伝えられていますが、最終的には一戸六百五十万とも言われる建設費を投入しながら、すべて壊して産廃処理するというのでしょうか。これほど国民の税金の無駄遣いはありません。むしろ岩手県がおこなっている様に半永久的に使える「自立仮設住宅」の建設に転換すべきと考えますが如何でしょうか。

（２）「地盤災害」に対する支援の抜本的強化問題

①衆議院の災害特別委員会が来仙した際、高橋千鶴子議員の【「内陸部の地盤被害が言及されていない」との】問に対し、知事は「地盤問題は仙台市の問題」と答えたとのことですが、とんでもありません。

山元町が開発・分譲した「作田山団地」の大規模な地滑りをはじめ、多賀城市等で地滑り被害が多発。また角田市や松山町等の中心市街地などで液状化による多数の家屋の崩壊。栗原市など各地で炭廃鉱陥没被害が多発していること等々、全県で地盤災害が大規模に発生している事実について、知事の認識を改めるべきです。如何でしょうか。

②今までは住宅被害について、基礎のいずれかの辺が全部破壊か、二十分の一以上の傾斜でないと全壊とならず、多くの被災者が救済されませんでした。

全国で多発した、液状化や地滑りなどによる住宅・宅地被害に対する救済を、と言う世論の高まりや、栃木県的那須烏山市が【四月二十日に宅地や擁壁の復旧工事費の二分の一、】三百万円を上限に助成する制度を創設するなどの動きを受けて、内閣府は五月二日に、被災者生活再建支援法の適用となる住宅被害の新しい基準を発表。

新たに傾斜が二十分の一未満、【六十分の一以上が大規模半壊、六十分の一未満、百分の一以上を半壊】などとする判断基準を加え、また住家の基礎などの「地盤面下への潜り込み状況」を新たに設定。【「床上一半まで＝全壊」「床まで＝大規模半壊」「基礎の天端下二十五センチで＝半壊」などとする判定基準の見直しが行われました。しかし、家がまっすぐに立っていても地盤全体が滑っており、避難しなければ新たな危険が押し寄せるケース、な

どが多数みられており、さらなる改定が緊要になっていると考えますが、如何でしょうか。

(3) 被災の店舗や工場・事業所の救済問題

従来は救済の対象外だった店舗や工場などの再建を支援するため、岩手県は四月二十七日の臨時県議会で「中小企業被災資産修繕費補助」(修繕費補助)と「被災工場再建支援事業費補助」(工場再建補助)の二つの事業を創設し、約九億円を計上しました。「修繕費補助」は、①旅館などを含む被災店舗への補助は二百万、②中小製造業者の工場は二千万円が上限で修理費の半分を県と市町村が二分の一ずつ負担するもの。「工場再建補助」は①【被災時の】従業員三十人以上の企業が【再開する際、工場(土地・建物・設備)の再建費の十分の一、】五千万円を限度に、②百人以上の場合は一億円を限度に、県と市町村が補助するというもの。

お隣岩手県では、全国で初めて、こうした被災者生活再建支援法に欠落している制度を次から次と制度化し実施しているのに、宮城県は何故やろうとしないのか。お答え下さい。

(4) 岩手県は国の第二次補正予算の補助金を「見込み計上」する異例の措置

被災三県の内、避難地域が拡大するなど今なお被災が進行中の福島は別にして、宮城と岩手の最大の違いは何か。岩手県は八日に招集した臨時県議会に総額千八百五十億円の補正予算を議決。『水産業の立て直しを急ぐため国の第二次補正予算の編成前に、補助金を「見込み計上」する異例の予算』と報じられています。

水産関連では、漁協組合員が共同利用する漁船、約三千七百隻を購入・修理するための補助費・二百八十五億二千五百万円。ワカメやコンブなどの種苗購入費補助・四億六千二百万円など、実に水産関係だけで七百九十二億七千万円を確保・計上。宮城が「水産特区」などと大騒ぎし、「民間資金の導入」などと叫んでいる間に、岩手県では遙かに大きな公的資金導入で復旧の道を走り出しているではありませんか。【その他、被災農家の経営再建を後押しする支援金四億四千万円。新たに六千五百人分の雇用を確保するために、九十一億千五百万円を計上。四月補正と合わせ一万人の雇用創出を目指す。等としています。】

すべて「国待ち」の宮城県と「スピード感」のある岩手県とは『雲泥の違い』があると言わざるを得ませんが如何でしょうか。

三、福島原発事故に対する対応と女川原発をめぐる諸問題について

【次に、福島原発事故による放射能汚染への対応、女川原発問題について伺います。】

(1) 福島原発事故で放出された放射性物質は、チェルノブイリ原発事故に近い規模であり、いま県内で測定されている空間放射線は、福島原発から飛来し、地表に降下した放射性セシウムに由来するものがほとんどです。仙南の一部で年間積算線量が五ミリシーベルトを超えると予想が【文部科学省のホームページに】公開されていますが、これは計画的避難地域の要件である年間積算線量二十ミリシーベルトに近いレベルです。セシウム134の放射能半減期は二年、セシウム137の半減期は三十年ですから、ほぼ同じ放射線

レベルが何年も続くと思われますが、宮城県の現況についての認識を伺います。

放射能に対する感受性が高い子どもの健康を心配して、保護者が放射能汚染の現状をいち早く把握し安全対策をとるよう求めていることは当然です。空間線量率の測定を県の責任ですべての幼稚園、保育所、小中学校、高等学校、特別支援学校で行い、その結果を公表し、数値のリスク評価をわかりやすく県民に知らせることを求めますが、如何ですか。

放射性物質がまだらな濃度で降下すること、水の作用で雨樋（あまどい）の先などに集まることなど、異常に高いホットスポットができることも知られています。プールの底の泥や校庭の側溝などは慎重に測定し、校庭で汚染の高い部分が見つかった場合は表土を除去するなど、効果的な対策をとるべきです。

【セシウムはガンマ線だけでなく、内部被曝をおこすベータ線も放出します。】福島県では地表十センチの線量が地表１メートルの３～５倍を測定。これは内部被曝をおこすベータ線によるものです。従って、【幼稚園、保育所、小中高校の】多くの保護者は、【土ぼこりを吸い込んだり、プールなどで口から体に入ったりすることによる】子どもの内部被曝を心配しています。ＩＣＲＰ（国際放射線防護委員会）の勧告とその精神にもとづき、「子どもの被ばく線量は年間一ミリシーベルト以下」を宮城県の目標とする決断を求めますが如何ですか。

（２）放射能汚染から水と食品の安全を確保することが、県政の新たな重要責務に浮上しています。

農産物の放射能について、厚生労働省が「週一回程度」「露地物を中心に」測定するよう指示したのは四月四日。ところが、宮城県がこのとおり検査するようになったのは五月末。水道水の検査も、他県の頻度に比べて少ない状況が続いています。保健環境センターや原子力センターの被災による失われた本県独自の放射能検査体制を早急に再建し強化すべきです。また、阿武隈川のヤマメから暫定基準値を超える放射性物質が検出されたことも踏まえ、県内のすべての水道水を常時検査すべきです。お答えください。

（３）放射性セシウムが牧草から検出され、全県六千の畜産農家に牧草の給餌の中止が指示された問題ですが、六月三日の説明会で農林水産省の担当者が、宮城県の酪農家に放射能で汚染した牧草の「埋却と梳き込み」を指示したことは極めて重大です。福島県では禁止されている行為を、宮城県では「問題がない」とすることは、基準を自ら否定するものであり、【汚染した牧草を梳き込んでいる牧草地で乳牛を育てれば、】出荷する原乳に対する消費者の不安を呼び起こす可能性があります。酪農家が「我々は安全・安心を売ってお金をもらっている！」「現場を知らなさすぎる！」と糾弾したのは当然のことで、県としても、農水省に撤回を要求すべきと考えますが、如何ですか。

酪農家は、「戸別もしくは地域ごとに刈りとった牧草の測定を行い、安全が確認できた牧草を使用させてほしい」と要望しています。一番草が一番栄養価が高くて牛も好んで食べるし、飼料を自給している酪農家の被害も最小限で済むからです。県もこの要求を認めて農水省と協議したようですが、経過をお答えください。

やむなく代替飼料を使用しなければならない酪農家と畜産農家には、県の責任で飼料を確保して提供し、被害者が新たな負担も借金もしなくてよいスキームで対処すべきです。また、「食の安全」を確保し、牧草の自給と放牧を確実に再開するため、牧草と牧場で空中と土壌の放射線量を測定し、必要な場合は牧草地の表土を除去することなどの対策をとるべきです。さらに加害者である東電が酪農家に謝罪する機会をつくることも求めますが、如何ですか。

(4) 二十五年前のチェルノブイリ原発事故で、日本近海でも飛来した放射性物質による海洋汚染が観測され、スズキの放射能汚染が最大濃度に達したのは事故の五〜六ヶ月後、マダラは九ヶ月後でした。福島原発事故で、海洋に放出された放射性物質はけた外れの量で、宮城県で漁業への影響が表面化するのにはまさにこれからです。生物半減期を考慮しても、モニタリングは相当の長期間にならざるをえず、水産業再建の要に位置付けなければなりません、県の復興計画論議には見当たりません。

汚染のある魚類や海産物を流通させず、風評被害も生まないようにするために、水揚げされた魚類を種類別、海域ごとに速やかに漁港で検査できる体制の抜本的強化が必要です。とくに海藻、ホヤ、牡蠣、ホタテ等の養殖海産物は、県の責任で放射能モニタリングを系統的行う体制をとるべきですが、如何ですか。

カツオ、マグロなど回遊性の魚類については、国による調査が始まっていますが、放射能による海洋汚染や放射性物質の魚への濃縮プロセスについては、まだよくわかっていないことが数多くあり、政府に調査と基礎研究の抜本的な強化を要請するよう求めるものです。

ストロンチウム90のような骨に蓄積される放射性物質の把握は、漁業の再建に密接に関連しています。東電が大量に海洋投棄した汚染水について、核種ごとの放出量を公表するよう、国に要請すべきと考えますが、伺います。

(5) 福島原発事故は、「過酷事故は日本では起きない」と【宮城県の原子力対策室が繰り返してきた】する「絶対安全神話」が虚構であったことを、誰の目にも明らかにしました。私も日本共産党県議団は五月十四日に吉井英勝衆議院議員とともに女川原発を調査しましたが、三月十一日の本震、四月七日の余震で、外部電源五系統のうち四系統が失われ、2台ある非常用ディーゼル発電機が使用できなくなっており、福島原発とまさに「紙一重」でした。

東電のような「事故隠し」、「情報隠し」は、やるべきではありません。県は、東日本大震災により女川原発で生じていた事象について、県民に詳細な説明をする機会をもつよう東北電力に要請すべきですが、いかがですか。

東日本大震災で、女川原発では基準地震動をこえ、これが電源喪失にもつながりました。この事実は基準地震動とその根拠に、過小評価と誤りがあったことを示しています。地震、津波、断層の発見などの「新しい知見」にもとづいて安全基準が見直されることになっており、それまで女川原発の運転再開は認めるべきではありません。また、リスクの高いプ

ルサーマル計画は中止することが当然ですが、知事の所見を伺います。

過酷事故が発生した時の避難や対処法は、まったく確立していません。同程度の過酷事故が女川原発で起こることを想定して、宮城県の前発防災計画を見直すべきです。そして、ウラン燃料の軽水炉原発は、「冷やし続けなければならない」という不安定性をもち、使用済み燃料を処理する方法もない、未確立の技術であり、期限を決めて廃止すべきと考えますが、知事の所見を伺います。

四、宮城県復興計画「第一次原案」をめぐる諸問題について

最後に、宮城県復興計画「第一次原案」をめぐる諸問題について伺います。

第一に、復興会議の構成と計画作成の手についてですが、地元紙でも「対照的」と報道されたように、岩手県の復興委員会は十九名全員が地元で、被災地の釜石と宮古の首長が入るとともに、農・林・漁業、林業、商工業、【鉄道、】医療、福祉、【建築、銀行、】NPO、教育、女性団体や栄養士など現場で奮闘する当事者を集めています。一方、宮城県の復興会議は十二名中、県内に住所を置く委員は二人だけで、三菱や野村など財界系シンクタンクの代表などを中心に構成されているのが特徴です。

これは知事の考え方の違いを反映しています。村井知事は、【復興会議第一回会合の挨拶で「私といたしましては】地球的規模で物事を考え、そして日本の発展をも視野に入れた計画をつくる上で適切なアドバイスをしていただける方【に委員に就任していただき】と述べ、他方、岩手の達増知事は【復興委員会第一回会合の挨拶で】「答は現場にあると言われますが、復興に向けての答えも被災地にある」と強調しています。

知事が言う「地球的規模」の意見を聞くことを否定するものではありませんが、復興計画をつくる基本は、被災者・被災地を主体とした、何よりも現場の実態を踏まえたものであるべきではありませんか。そのためには、できるだけ現場に近いところにいる当事者の意見をよく聞くことが必要であり、宮城県の復興会議の構成はその意味でも現場と著しくかけ離れていると思いますが、如何でしょうか。

さらに、今回の「事務局原案」は、野村総研という特定シンクタンクの「全面支援」を受けて策定されています。「野村総研との打ち合わせメモ」（県が作成した記録）によると、四月十二日から五月十七日まで五回の会合が持たれ、県からは部長、次長、課長などが参加し、野村総研からは三～四名が参加しています。毎回、二時間から五時間もの協議をやり、復興会議の持ち方や資料の作り方まで野村総研の「指南」を受けています。農地や漁港の集約化、さらに民間資本導入の水産特区構想などは、野村総研の提言とも一致しています。今回の野村総研の支援は「無償提供」ということですが、〃タダより怖いものは無い〃とも言われるように、なぜ特定シンクタンクとこのような深い関係を結ぶ必要があるのか、答弁を求めます。

第二の問題は、被災者・被災地の現実からかけ離れた計画案であることです。

【いまだに避難所生活を余儀なくされている方は、二万五千人にもおよんでおり、まだまだ救援の課題が続いているにもかかわらず、】復興計画案では「復旧期の避難生活」として、救援期はすでに終了したという認識に立っており、計画案は、現実と大きく乖離していると言わざるを得ません。

原発事故による放射性物質の放出データが保安院により大幅上方修正され、県内でも牧草から基準値を超えるセシウムが検出されるなど、原発事故の不気味さは、県民の不安と恐怖をますます大きくしています。ところが、計画案には放射能汚染を回避する方策も言及もないし、今後の経営と前途に大きな不安を抱く畜産農家へのメッセージも一切なく、何事もなかったかのごとく「畜産の生産拡大」との記述だけです。そして、依然として安全神話にもとづき、女川原発の推進を明記するという、あまりにも現実離れした計画案言わざるを得ません。

さらに、先に指摘したように、内陸部における地すべり対策など、地盤・敷地被害についての対策が一言もありません。仙台市の調査では十戸以上の地すべり・陥没・崖崩れなどの被害は六十五箇所にもものぼり、これらの復旧・復興は、仙台市の問題などと、県が見向きもしないとすれば、真の復興計画案などとは言えません。如何でしょうか。

全校児童の約七割に当たる七十四人、先生方も十人が津波により死亡・行方不明になった石巻市大川小をはじめ、宮城の教育分野は甚大な被害を受けました。高校も、気仙沼向洋、志津川、宮城農業、石巻市立女子商などで分散授業を余儀なくされ、山元支援学校ではいまだに給食がストップしています。こうした現実を一刻も早く解決することこそ重要ですが、計画案では、教育長が武士道と言った「志教育」の推進があらためて強調されています。子どもたちに給食も提供できず、現実困っている問題には何も答えを出さずに、「志教育」などとはあきれられる他ありません。教育分野では、県内すべてにおいて憲法二十六条の教育権を保障するための当然の財政措置と、壊れた教育施設の再建や十分な教職員の配置など教育環境の緊急・早期の整備に力を注ぐことこそ中心課題にすべきと考えますが、如何でしょうか。

第三に、計画案には、被災者・被災地の気持ちに寄り添う県独自の支援が何もないという問題です。

例えば、民間の医療施設の再建をどうするのか、国の二次補正がまだだからなどという言い訳は聞きたくありません。地域の再建にとって極めて切迫した課題ですが、今回の計画案のどこを見ても、どうするのか何も書かれていません。また商業・工場施設も、先に指摘した様に岩手県は災害復旧のための独自支援制度（中小企業被災資産修繕費補助＝補助上限は店舗の修繕などで二百万円、工場の場合は二千万円）をつくりましたが、宮城県はまだ一つも独自支援策をつくっていません。医療機関や商店・工場の復旧は、地域再建の要をなすものであり、国に財政措置を断固求めるとともに、国がどうであれ、県として独自の支援制度を一刻も早く立ち上げるべきと考えますが、如何でしょうか。

また、復興計画のあり方については、私は以下の、第一に、復興は復旧に根ざした計画

であること、第二に、地域コミュニティと市町村の意思が土台であること、第三に、「公共事業優先主義」ではなく地域経済の民主的発展につながる取り組みが基軸であること、という三つの視点が重要と考えます。その上で、県の最大の責務は、被災者・被災地の生活の再建に全力を尽くすこと、国に必要な制度と財源を要求するとともに、市町村復興計画を全力をあげて応援することではないでしょうか。そして、「災害救助法」と「被災者生活再建支援法」は、時代の要請に合わせて全面的抜本改正を提言することが重要と考えますが、如何でしょうか。

知事は、復興会議第一回の閉会挨拶で、国の復興構想会議で元兵庫県知事から聞いた話を紹介し、兵庫は復旧を目指して失敗したなどと感想を述べていますが、被災者が願っているのは「三月十一日の前に戻して欲しい」ということです。もちろん地域が壊滅している場合に、単なる復活ではなく新しいまちづくりが必要となりますが、その場合も上から目線で計画を押しつけるのではなく、主権者である地域住民の意思を尊重した復興こそ重要と考えますが、如何でしょうか。

なお、復興問題に関連し、知事は国の復興構想会議で、災害対策税の創設や民間資本導入の水産特区構想の提案、東北への危機管理代替機能整備（首都機能の一部移転）など「突出」した提言を繰り返していますが、これらは県民的な議論や合意にもとづくものではありません。新聞社（時事通信）の知事アンケート（六月五日『河北』）でも増税にはっきり「賛成」は宮城県知事のみです。水産特区は漁業権の否定につながる暴論で、利潤追求を行動原理とする民間企業に未来をゆだねる知事の発想は極めて危険です。漁業関係者がこぞって反対しているのは当然です。宮城の知事は一体全体、何を考えているのだろうかという心配や厳しい批判の声が全国から寄せられていることも指摘し、増税発言や水産特区については提言の撤回を強く求め、質問いたします。

（解説）震災から３ヵ月が過ぎ、被災地や被災者と寄り添おうとしない宮城県政の問題が次々と明らかになってきました。とくに、岩手県政との違いが鮮明になりました。岩手県は国の予算がなくても、まず必要なことは県独自に制度化するということで、漁船の確保へ大胆な予算措置をしたり、店舗や工場の復旧に独自の助成制度を設けるなど、すべて国の動向待ちの宮城県とは大違いです。そういう問題意識で震災後本格的な論戦をしたのが、この質問です。義援金配分の遅れなど、被災者支援の取り組みはことごとく遅れていました。一方、県の復興計画は、野村総研の全面的な支援を受けて原案が作成されました。女川原発の調査に日本共産党の吉井議員とともに入りましたが、女川原発は危機一髪、まさに「紙一重」で事故を回避できた点が明らかになりました。以上、この横田質問で指摘した被災地や被災者の実態を踏まえて提起された諸点は今も重要な指摘となっています。

遠藤いく子委員の総括質疑メモ＝6月13日

1、東日本大震災の救援について

(1) 避難所の改善について

最も急がれることのひとつは、いまなお2万人を超える方が生活している、避難所の生活環境の改善を進めることです。

多くの課題が山積していますが、特別な支援を必要とする人が苦境に立っています。ある方は認知症を患い大声を上げるため、周りに迷惑をかけることを心配したご家族は、被災の翌日から駐車場で車内での生活を続けています。(気仙沼)

また避難所の寝具は支援物資頼みで、多くの人が床に段ボールや毛布を敷いている状態です。腰痛が発生して不眠が続き、深刻な健康障害を引き起こす恐れが医師から指摘されました。(石巻ほか)

食事の問題はとりわけ深刻です。学校でお弁当持参の日があり、母親は朝、避難所で配られた弁当などを持たせているため、母親の朝食がありません。(多賀城市・東松島市) 学校の弁当持参は配慮が必要田と思います。

また仮設住宅や在宅者への食事支援について、横田議員の質問に対し、「現に救助が必要と認められ対象となる場合もある」と答弁していますが、入居予定者に事前にそのような説明は全くありません。そのため仮設住宅入居に踏み切れない、入居辞退者が80人、入居5割以下の団地があるなどの事態が各地で起きています。聞くところでは、6月1日から仮設住宅への食料支給を打ち切ったという機械的対応をする避難所がでていくことについて、答弁の趣旨とも違っており、直ちに改善を図るべきと思いますが、知事お答えください。

(2) 生活保護停止問題について

(被災者であることに起因し保護停止になったことや、震災で各種給付も遅れている中で、避難所に保護停止決定通知書だけはいち早く持ってくるというやり方など、被災者を思いやる気持ちが見受けられない点について指摘した上で、以下を聞きます)

本会議の横田質問で取り上げたN市の場合、「通知書」では廃止理由が2つあり、2つ目は括弧付きで「2、(家賃削除により最低生活費を上回る収入が認定されるため)」とありますが、これは年金暮らしの方が震災で家賃・医療費が現物給付されることによって収入認定の基準が変わったということだと思います。年金しか収入がない方が、1番目の理由では「手持金等で生活可能により停止します」となっています。この「手持金」とは一体何を指し、どの程度の額を想定したものかお答えください。

2、東日本大震災の復旧・復興について

地盤被害に対する救済を巡る問題

(1) 仙台市は、太白区緑が丘 4 丁目の約 100 世帯と青葉区折立の約 60 世帯に「避難指示」を出していますが、その後のボーリング調査の結果を踏まえて、新たに青葉区 6 地区（中山 70・滝道 23・栗生西花苑下？・高野原 30・双葉ヶ丘 92・新川佐手山 4）、太白区 3 地区（緑が丘 2 丁目 24・3 丁目 94・青山 2 丁目 25）、泉区 4 地区（松森陣ヶ原 11・南光台 6 丁目 18・松森明神 11・東黒松 13）の合計 13 地区、約 400 宅地に「避難勧告」を出す為に、第 1 次説明会の開催等の手続きに入りました。

仙台市だけでも約 600 世帯が避難せざるをえない地盤被害について、県はどのような救済の手を差し伸べるのかが、極めて重大な問題として浮上して居ます。

①「大規模盛土造成地滑動崩落防止事業」を適用する場合、国が 4 分の 1、市町村が 4 分の 1 で、残りの 2 分の 1 をどうするのか。新潟県柏崎市山本団地の場合、2 分の 1 の 8000 万円について、県が「中越沖地震復興基金」から 4000 万円を補助し、残りを地元が負担した経過となっています。国に負担の増加を求めるとしても、地元負担は基本的に無くすために、県も必要な支援を行うべきと考えますが、如何でしょうか。

②その検討に当たっては、団地造成の施工業者責任、ならびに開発許可行政責任を明確にし、被災者負担は原則求めない立場を堅持すべきと考えますが、如何でしょうか。

③又、地滑り等の地域に於いては、県の責任に於いて、被災者に対する説明をしっかりと行なうと共に、市町村と協議し『長期避難地域指定』を行って、避難者の生活支援と再建支援の一助となるよう、市町村任せにせず県が積極的役割を果たすべきと考えますが、如何でしょうか。

④住宅や店舗の解体改修に対する独自の「補助金交付制度」を富谷町や大河原町でも制定し、助成の対象とならない半壊以下も救済する道を開きました。岩手県に学び、県のイニシアにより、全市町村で制度化すべきと考えますが、如何でしょうか。

(解説) 避難所の改善や義援金などの手持金が生じることを理由にした生活保護の停止など緊急課題と、地盤・宅地被害への支援の必要を訴えました。この質疑ではじめて「車中生活者問題」を取り上げました。その後、マスコミも報道するなど社会問題化しました。

遠藤いく子議員の反対討論＝二〇一一年六月二十日

私は日本共産党県会議員団を代表して、提案されております百四カ件の議案中、議第九十三号議案「平成 23 年度宮城県一般会計補正予算」、議第百十号議案「原子力発電施設等

立地地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例」、議第百二十五号議案「専決処分の承認を求めることについて（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例）」、議第百六十四号議案「専決処分の承認を求めることについて（地方独立行政法人宮城県立病院機構が作成した業務運営に関する目標を達成するための計画の許可）」の四カ件に反対し討論いたします。

今議会は、未曾有の歴史的な大災害と福島原発事故という政治災害の下で開かれた六月定例会ですが、災害対応予算ということで、通常より二週間ほど繰り上げ、五月定例会として開催されました。しかし被災者に心を寄せた県独自の施策はほとんどなく、事実上莫大な「専決処分」を追認する議会となったことを厳しく指摘せざるを得ません。

隣県の岩手県では、被災者の思いに心を致し、まだその姿も見えない国の2次補正を、大きなリスクも顧みることなく先取りして、六月八日、一日の臨時議会で議決。漁業関係者の為に三千五百隻もの船を修理・新造する、中小・零細業者を救済する県独自の制度を新設するなど、いち早く被災者を救済する為の、被災者に寄り添った、きめの細かい、かつ思い切った施策を展開している時に、宮城県は国の顔色を見るだけで国の施策の枠を一步も出ることのない、まさに無策ぶりを示したに過ぎない県政であったと断じざるを得ません。

しかも、被災者たちが切実な思いで提出した「放射能汚染に対する請願」と「漁業特区の撤回を求める請願について」は、前者については紹介議員を擁している会派が継続審査を求め、委員会ごとに判断が違う。後者に至っては、全会派が紹介議員となっているにも拘らず、また参考人質疑でも請願人の態度は明確なのに、二十一日に控えた知事と漁協の話し合いの結果によらずして、最大会派がこれも継続審査を多数で強行し、事実上知事に屈服する議会になったといっても過言ではありません。

しかも、議題九十三号議案「補正予算」では、被災者には完全に背を向けながら、不要不急の箱物の復旧には惜しみもなく県民の税金をつぎ込むという、県民不在の復旧予算が散見されると言わざるを得ません。

具体的に例示しますが、

①周辺は依然として瓦礫の山である仙台港背後地の、みやぎ産業交流センター、いわゆる「夢メッセ」（当初の建設費百三十六億円、土地代を合わせて百七十三億円）の災害復旧経費として、当初の設計会社「日建」に対する随意契約での委託設計料二億一千九百八十万円を含めて、実に四十二億二千万円を計上。更に、お荷物のアクセルの仮修繕費として六千万円が投入されて居ます。

②仮設住宅については、算定の基礎となる額が提示されましたが、四月一日専決処分の、リース分三千戸は一戸五百九万円、買い取り分が五百九十万円、補正予算では、一戸四百九十万円・・・等とされています。ここで重大な問題は、五月半ばに建設戸数を三万戸から二万三千戸に変更したにも関わらず、三万個の予算を補正にそのまま計上しており、一戸平均五百万円として七千戸分で実に三百五十億円も過剰に補正予算を組んでいることに

なるではありませんか。

③仙台空港鉄道、すなわちアクセス鉄道の災害復旧支援費として、助成金・二億七千万円と返済見通しなど全く無い貸付金・二十一億円の合計二十三億七千万円を計上しています。その一方で、阿武隈急行の復旧の為に計上したのが、貸し付金・二億円、助成金はわずか二千四百万円の合計二億二千四百万円と、アクセス鉄道に対する支援と比べ十分の一以下です。県民の暮らしの復旧・再生にとって、どちらが緊急かつ重要と考えているのか、全く逆立ちしていると言わざるを得ません。

④宮農高校仮設校舎について、加美農高までの通学等という非常識極まりない、長時間を含む『3分割通学』の早期解消のため等という口実で、契約した名取市への仮設校舎は、なんと今年三月まで角田高校で二年間使ったものを移設するというものです。この間は、年九千九百万円、二年間で約二億円弱のリース契約であり、本来「廃棄扱いされるはずのプレハブ校舎」を、しかもプレハブ協会最大手の大和リースから、三億四千七百万で「買い取る」というもので、とても認めるわけにはゆきません。

いくつかの実例を挙げましたが、被災者の民間賃貸借り上げ住宅については、河北新聞も十八日付けの一面トップで取り上げたように、国の指導にも従わず、五月一日で線引きして、それ以前の契約者には、敷金・礼金・契約手数料そして生活に必要で購入した製品などの、多額の負担を強いていること等々、明日をも知れない多くの被災者に対しては、比類の無い冷酷極まりない県政に徹していながら、こうした箱物には大盤振る舞い。本当に災害対策を進める気があるのかと、心底から疑問を呈せざるを得ません。

従って、本来反対する必要も、そして反対した経験もないはずの「災害復旧補正予算」に、あえて反対の意を表するものです。

次に議第百十号議案は、原子力発電施設等立地地域における製造業等の県税の優遇税制を二年間延長しようとするものですが、福島原発事故で明らかになったように、原発ほどひとたび苛酷事故によって放射性物質が外部に放出されると、それを抑えることができず、深刻な被害が広範囲かつ長期間にわたって発生し、地域社会の存続さえ危うくする事故は他に類を見ません。今、求められていることは原発からの撤退をすみやかに決断し、期限を切った原発ゼロへのプログラムを策定すること、原発依存のエネルギー政策から再生可能なエネルギー政策に根本的な転換を図ることです。したがって、原発の存続・推進を前提とする本議案に賛成できません。

議第百二十五号議案は、応急仮設住宅の買入れを議会の議決に付すべき財産の取得から除外する専決処分承認を求めようとするものですが、先に述べましたように、応急仮設住宅の発注・建設をめぐるのは極めて不明朗な問題が多々見られます。その上、たとえ緊急を要するとは言え、議会に十分な説明もないまま、一方的に議会の権限まで剥奪する行為は議会を愚弄するものといわざるを得ません。したがって、本議案も到底認めることはできません。

議第百六十四号議案は、今年度から地方独立行政法人とする県立病院機構の当面四年間の中期計画の認可を四月一日におこなった専決処分の承認を求めようとするものです。しかし、病院機構が作成したとされる今回の計画は事実上県が作成したものにはかなりません。「前文」には「地方独立行政法人の利点を十分に生かした柔軟で弾力的な病院運営を行い、良質な政策医療や高度・専門医療を県民に安定的に提供し」ていくとはあるものの、なぜ独立行政法人ならばそれが達成できるのかという説得力ある内容とは思われません。むしろ、私どもがこれまで指摘したように、経営の効率化を一層図ろうとするがために、県民の窓口負担の増加と政策医療の後退をもたらしかねないとの疑念は全く払拭することができず、本議案に同意できません。

以上賛同しがたい議案について、その理由を述べてまいりました。東日本大震災と言う巨大な災害に直面して、多くの尊い人命を失った私たちは、この苦しみと悲しみから立ち上がってゆかねばなりません。この災害を生き抜いた県民の皆さんが「生きていてよかった」と心底実感できるよう、被災地と被災者に心を寄せ、その願いから出発する復興への道を改めて強く求めて、私の反対討論といたします。

（解説）一般論として、災害復旧のための「補正予算」には、内容上多少の問題があっても、超党派で賛成するのが筋と考えていました。ところが、提案された補正予算を分析すると、被災地や被災者よりも村井知事流の「富県戦略」の推進施設、すなわち仙台港にある「夢メッセ」や「アクセル」、仙台空港のアクセス鉄道は最優先で復旧予算をつけるし、アクセス鉄道には大盤振る舞いの貸付けまでおこなうという異常な県政運営です。これではとても賛成できないと判断しました。

東日本大震災対策調査特別委員会

遠藤いく子委員の質疑メモ＝７月２１日

１、水産業支援の課題

○ わかめや昆布を今季収穫するためには、失われた漁船への手当が必要です。国の第一次補正で予算化されたにも関わらず、宮城県の具体化はこれからと大変な遅れとなっています。これでは今年の収穫に間に合いません。岩手では、６月の臨時議会で、３５００隻の建造と修繕を決めて漁期に間に合わせるとのこと、さらに、地元三分の一の負担を、市町村と漁協と県とで分け、県は三分の一と合わせて九分の四をもつ、こういう姿勢でこそ被災地の県政ではないか。

○養殖施設復旧については、国の一次補正活用の復旧事業と、補正を先取りした二つの事業を選べるようにして、さらに宮古市のように残存価格ではなく、再取得価格に対する単独の補助を決断したところもあります。

水産業特区などと打ち出す前に、この遅れを自覚して、早急に被災した漁業者の願いに応えるべきです。その確固たる姿勢を示してください。

２、被災者に新たな負担をさせない

○民間賃貸住宅借り上げの遡及

岩手は遡及しています。しかし宮城はやっていません。

遡及しない理由を技術的問題と応えているが、新聞報道では、「国の補助が担保できないから」と答えている。まず県が救済して国を動かす、これが被災地の立場、被災県の知事の立場ではありませんか。遡及すべきと考えるがどうか。

（岡部敦保健部長答弁）

「民間賃貸住宅の遡及の関係でございますけれど、県としては５月１日から切り換えといったことをおこなってきたわけでございますけれど、それ以前の遡及につきましては、貸主の方が借主の方にお金を返してもらうやり方ではなかなか進まないということで、金銭給付の手続きについて国の検討をお願いしておりましたが、７月７日ようやく通知がまいりましたので、いまその手続きにつきまして具体的な周知方法と手続きについて調査を進ませていただいているところでございます。（「やるのかやらないのか」の野次あり）やるということでございます」

○通学費の新たな負担

気仙沼向洋高校・宮城水産・宮農高など、被災した高校の生徒たちはこの暑い夏を、頑張って通学しています。しかし新たな通学費負担が重くのしかかっています。宮農高で県内参三校に分散している中で、加美高校にはスクールバスをだしていますが、柴田農林高校と亘理高校に分散した子ども達の通学費は新たな負担となっている。聞くところによると教育庁は要望したが、知事部局がダメといった、これは真実か、いったいいくらになるのか。

（解説）県議団は、岩手と宮城の違いについて、とくに水産業支援のあり方や仮設住宅の建設の仕方等について、調査研究するために岩手県庁を訪れ、担当者や斎藤信日本共産党岩手県議から話を聞きました。その成果を持って質問したのが、最初の質問です。後半の民間賃貸住宅の遡及問題は、ここではじめて、宮城県は公式に遡及することを言明しました。

【８月臨時議会】

遠藤いく子県議の本会議質疑要旨メモ＝８月１８日

議第 200 号議案について質疑します。

【１】 まず中小企業の支援についてですが、今回中小企業等復旧・復興支援費として 60 億円が予算化されています。

実は 5 月定例会で中小企業復旧・復興支援費が 65 億 3 千万円くまれました。8 月 5 日にその結果が公表されたのをみますと、応募は 217 グループのべ 1300 事業者に対して、認定されたのはわずか 14 グループ、64 事業者となっています。認定グループをみると、アルプス電気・東京エレクトロン・日本製紙など、日本の名だたる大企業がある一方、救済を求める圧倒的多数の事業者が認定から外れており、応募要領では地域貢献度や雇用貢献度など、中小企業にはハードルが高く、応募さえできないという声もありました。

今回の 60 億円という予算規模では、前回並みの認定にすぎないことが予想されます。今回復興基金を使い対象外となった事業者のためとして、30 億円の予算で独自支援を行うとしても、一社あたり 2000 万円から 3000 万円を上限とすれば、100 社程度にしかならず、本当に必要な中小零細の救済にはほど遠いと考えますがいかがですか。

【２】 先日県漁協と懇談した際に強く要望を受けたのは、漁船漁具の確保と、浜の応急復旧についてでしたが、漁船漁具について、通常補助割合は国・県・事業者がそれぞれ三分の一となっています。岩手県では、震災対応として事業者負担三分の一をさらに県九分の一、市町村九分の一の上乗せ補助を行い、事業者は九分の一負担としました。今回の補正予算では小型漁船・定置網共同化支援費が計上されていますがスキームは従来のもので、事業者負担は 124 億円にものぼります。サントリーからの 10 億円を負担軽減に当てても 114 億円もの負担になります。それ程の事業者負担が可能と知事は考えているのですか。

【３】 次に復興基金の設置とその具体化についてですが、今回の基金造成費 160 億円は大半の約 92 億円が特別交付税、42 億 5500 万円が寄附金、25 億円がヤマト福祉財団からの助成金を原資とし、それをほぼ全額取り崩す形で緊急の事業に充てる計画です。これまで大規模な地震被害の際に設置されてきた復興基金とは違って、基金そのものを事業費に充てる「取り崩し型」といわれており、過去に例がありません。

そこで伺いますが、復興基金の原型となった阪神・淡路大震災復興基金などは、財団法人の運営による基金を設立し、その財源は公的資金によるものの、財団法人への貸付等の

資金援助によって公的資金を民間資金としてきめ細かなニーズに応えられるようにしてきたものです。ところが今回、大半を特別交付税に依存する基金を設置するというものですが、普通・特別交付税を原資として造られた復興基金は過去に例がありますか。特に復旧・復興を急ぐために使ってほしいとされて計上された108億円の特別交付税のうち、92億円も基金に積むと言う判断・行為は、国・政府の了解、確認得たのですか。

また将来的には1000億円の基金規模を考えているということですが、何を原資とするのですか、その執行事項についてはすべて議決案件とするのですか。お応えください。

（解説）震災後とくに拙速な議会運営が目立っています。一日か二日で議案をあげる傾向が強まる中で、党県議団は可能な限り徹底的に問題点を明らかにするために、必ず本会議で知事に質疑をしています。この時も、「復興基金」の創設をするというものですが、発災直後には村井知事は仙台市と協力し、1兆円の基金構想を打ち出していましたが、前例のない100%取崩し型の「基金」に変質させました。また、中小企業支援のためのグループ補助金の一回目の配分が決まりましたが、これがまた大手企業中心のひどいものでした。

2011年8月19日・臨時議会予算特別委員会

総括質疑要旨（案） 横田 有史

1、補正予算と復興基金について

復旧・復興にとって重要なのは、被災者の生活再建と、1次産業をはじめとした生業の再建だ。その角度から今回の補正予算を見ると、極めて理解しがたい点が、多々見受けられる。そのいくつかについて知事に伺う。

（1）、今回の大災害という場合、①大津波による被害、②大地震による家屋・地盤や広範なインフラ被害、③連動する大火災被害、④原発事故による放射能被害、などと、それらに起因する「経営・雇用」「生命の安全・安心」等の全てが総称されており、いずれにも「軽重の違い」は無いと考えるが、知事の所見は如何か。今回の補正予算には、土木関連予算が一件も入っていないことは、極めて異常と言わざるを得ない。

（2）、昨日、仙台市の都市整備局長は、「宅地被害箇所は、60カ所から200カ所ぐらいに広がっている。」と言っています。全県では何カ所と把握しているのか。これらの「宅地崩壊・地滑り被害」は、五ヶ月以上たった今日でも、全く着手されていない

いし、今回の補正にも全く"姿・形"もない。県民の生活の原点である、住宅・宅地の復旧の道が見えない状況で、復興など語る資格も無い。

3000 m²、高さ 5 M、10 戸以上などの『採択基準の緩和』（1000 m²、3Mなど）と『交付金最大 4 分の 1』などを改善し、地元負担をゼロにして欲しい。等々の国への要望と 3 次補正、すなわち完全に『国待ち』で、その間は県と市町村の"決断による復旧"に全く着手しないという態度は、言語道断である。

それこそ特別交付金を有効に活用して、県と市町村が先行して復旧工事を推進すべきと考えるが如何か。

2、災害等廃棄物処理費について

『がれきの第 2 次処理』について、石巻ブロック（石巻市、東松島市、女川町）では、中間処理からリサイクル、さらには最終処分場までを、一括で大企業に"丸投げ"発注するやり方をとっている。

2400 億円もの震災ビジネスを、最初からゼネコンに提供しようというものに他なりません、業界筋では談合情報も公然と飛び交っていると聞く。

かつて宮城県は、処分中のゼネコンを落札者にして大問題になったことがあります、その時のゼネコンが今回も受注するというものです。

石巻ブロックの入札はいったん中止し、地元業者も参加できるように、分離・分割発注に切り換えるべきと考えるが、如何か。

又、放射性汚染物質が混入して居ることは、容易に想定できるが、その対応はどのようなのか。

3、放射性物質の農畜産物対策と処理問題

(1)、急騰している、昨年の稲藁などを購入して何とか肥育を続けようと、畜産農家は必死で頑張っているが、放射能汚染の稲藁がそのまま、置く場所もない、3 万ロールと言われる『汚染稲わら』を"誰が、何処に"処理するのか、その方針を早急に確立・実施すべきである。又、『汚染堆肥を自分の田畑にすき込んでも良いとした』愚かな指導の責任と、今後収穫する米や野菜などへの弁済も含めて、対処方針をいつ示すのか。明らかにされたい。

(2)、全頭検査による「出荷停止の解除」と言っても、平均 160 頭の出荷に対して、最大可能な検査頭数は 90 頭のみ。BSE と同様な「2 段階検査」なども含めた「全頭検査態勢」を早急に確立すべきと考えるが、如何か。

(3)、いずれにせよ、今後の宮城産米の「全量検査」なども含め、全国にも『測定機器の

提供を』呼びかけるなど、抜本的な放射能測定体制を確立し、宮城の「食と農」への信頼回復へ、抜本的な体制確立は、不可避的な緊急課題であると考えるが、如何か。

4、中小零細企業支援について

(1)、震災から半年が過ぎる9月以降、中小零細企業にとっては金融と施設対策をしっかりとやらないと、倒産・廃業などバタバタ倒れる危険がある。その点では、すでに岩手県で合意に達した、二重ローン対策として債権を買い取る「宮城県産業復興機構」を一刻も早く立ちあげること。施設・設備の復旧の為、くまなく支援することが極めて緊要となっていると考えるが、如何か。

(2)、中小企業等復旧・復興支援費（60億円）と中小企業等施設整備復旧支援費（30億円）についての、遠藤県議の知事質疑の結果もふまえて、さらに以下、数点について伺う。

①、第一に、大企業中心の認定の仕方を改めるべきではないか。

②、第二に、零細企業も含めた復旧・復興支援のスキームを、何よりもまず、つくるべきでは無いか。

③、東京エレクトロングループの4社に4億1441万3750円の補助とされているが、地震以前の3月4日の火災で4月稼働開始を無期限延期したもの。総額5億円もの義援金を出している企業に、何故、補助金をばらまくのか。

5、漁業再生支援について

(1)、リアス式海岸の漁場の豊かさを守り、新鮮な食材を提供できるのは、小さな漁港ごとに、出荷までの一環体制が確立していることが重要であり、3分の1への漁港の集約化は、宮城の水産の否定と破壊に他ならない。如何か。

(2)、自然を相手にした水産業、養殖漁業は、季節と時間との勝負であり、ピンぼけの国の予算など待ってられない。船の提供・取得、ならびに養殖施設の復旧の為に、お金の心配の無い、復旧・復興対策を、一刻も早く推進すべきと考えるが、如何か。

(3)、「船が接岸できる程度の係留堤」や「水揚げ仮設施設」などの暫定復旧を、即刻、県の予算で実行すべきである。如何か。

(解説) 今回の補正予算に土木関連が一件も入っていないことを指摘し、とくに宅地被害の復旧について考えられていない点を厳しく批判しました。がれきの二次処理について、

宮城県は石巻ブロックについて業務予定価格を2400億円と設定し、ゼネコンに丸投げしようとしている実態が明るみに出ました。さらに宮城県の稲わらが全国に汚染を広げていることから、牛肉の全頭検査や米の全量検査を要求しました。

遠藤いく子議員の反対討論＝八月二十三日

私は日本共産党県議団を代表して、議第二百号議案・平成二十三年度宮城県一般会計補正予算と議第二百一号議案・東日本大震災復興基金条例に反対し討論します。

今回の臨時議会は、三月十一日の大震災から五ヵ月余を経過し、国の第二次補正の成立も受け、さらに県の復興計画案も最終段階に入らる中で、宮城県の今後の救援・復旧・復興にとって極めて重要な議会となりました。

私どもも、そういう角度から提案された事業費等を精査し、真に被災者支援につなげるための方策や改善点を提起しました。その中で、今後の震災復興を考えたときに、どうしても原則的に譲れない問題があります。

その第一は、災害廃棄物処理費の扱いについてです。石巻ブロックの二次処理に要すると試算した二千四百億円という事業費は、阪神大震災における兵庫県のがれき処理費用の約二千六百五十五億円の匹敵するものです。これを一括発注するということは、「スーパーゼネコンの出番づくり」にほかなりません。他の三ブロックについても、同じ方式で一括発注することが予定されていますが、「全国ゼネコンの提案競争が過熱するのは確実」（「建設通信新聞」七月二十六日付）とか、「巨額の金が動くビジネス」（「朝日新聞」七月十七日付）などと報道されています。中間処理・リサイクル・最終処分場まで、すべて一括という構図は、ゼネコンにスピードとコーディネーター役を期待してのことのようですが、本来二次処理全体のコーディネートは国あるいは県がやるべきであり、この巨大事業はできるだけ分離分割発注して地元県内業者の仕事おこしや雇用機会の拡大とセットでおこなわれるべきです。

宮城県建設業協会は、がれき処理に関し、一部報道などで「地元業者がやっているから遅い」といった批判は事実無根として、同協会の常務理事は「地元企業だからできないのではなく、地域をよく知っている地元企業だからここまで来ている」と反論しています。（「建設通信新聞」七月十九日）

すでに横田県議が予特で指摘したように、ゼネコン関係者の間では「談合」情報も飛び交っています。大手に発注した方が短期間に建設できるとする「スピード神話」は、プレハブ協会に一括丸投げした仮設住宅の例を見ても誤りであることがすでに証明されています。

いまからでも遅くないので、二次処理にかかる事業は、県がコーディネートに責任を持ち、分離分割発注に切り換えるべきであることを主張いたします。

第二の問題は、今回新たにつくる震災復興基金についてです。

現在の金利の低さから運用型ではなく前例のない取崩し型にしたということですが、果たしてこうした「基金」のあり方が「基金」と言えるのかどうかも含め慎重な検討が必要です。

とくに、基金を作った理由として、県の独自施策の展開をあげていますが、お隣の岩手県では、基金を作らなくても漁船確保や仮店舗や仮工場などへの独自支援を早い段階からおこなっていますし、今回の県の独自支援という内容も、基金にいったん積まなくても理論的・技術的には全て可能です。基本は基金があろうがなかろうが県民や被災者との関係で必要な事業は予算を確保してやるべきであり、自由裁量権のある災害復旧の特別交付金は、充分に対応可能です。それを独自施策は「基金」というスキームにしてしまうと、基金が充分でないからとの理由にして、必要な事業を執行できない理由を持ち込むことになりかねません。

阪神・淡路大震災（九五年）の被害総額は約十兆円。五年間で五兆円が支出されました。阪神大震災の時の復興基金は約三千五百億円を運用したと言われます。今回の東日本大震災は約十六兆円～二十五兆円など、まだかなり幅のある額が推定されていますが、今議会で知事は宮城県だけで十二兆六千億円が必要と言っております。このときに、基金総額の見通しについて約一千億円と推定しているのも腑に落ちませんし、これさえきちんとした財源見通しがあるわけではありません。いま拙速に基金を立ち上げ、その枠内での独自施策にこだわるのではなく、今回の予算に計上されていない宅地被害対策などを含め、必要な県独自支援策をまず明らかにし、その財源をどのようにまかなうのか総合的な視点からの検討が必要であります。

したがって、今回のような「見せかけの基金」とも言えるやり方で、今後の復興予算のスキームを固定化するやり方には同意できません。

なお、基金を使った個々の事業については、極めて不十分で改善が必要なものがいくつかあります。

中小零細企業支援については、中小企業等施設整備復旧支援費の三十億円で支援されるのは百五十社程度に過ぎず、拡充が必要です。中小企業等復旧・復興支援費について、大企業中心の宮城県の認定の仕方はあらためるべきです。例えば、一次募集分について、すでに五月十一日に復旧宣言を出し、五億円の義援金を出している東京エレクトロンに八千二百七十八万円の補助金をばらまき、同時にそのグループの十四名の企業に二億八千万円を助成するという支援システムは異常というべきです。また、国内工場で一五％、千三百人のリストラ計画を発表している日本製紙に四億円の補助金をこのまま支給することの妥当性も問われています。国に対しては三次補正での抜本的拡充を要求すべきです。

稲わら・堆肥や農畜産物の放射能対策については、検査機器は十二月でないと入らない

などといつまでも言っていないで、こういう時こそ地球的規模で測定機器を探索し、一刻も早く検査体制を整えるべきです。出荷牛については、自主検査などというあいまいなことはやめ、完全に全頭検査を行うべきです。

漁業関係の復旧予算には、事業者負担が大きすぎます。県の上乗せを含め、せめて岩手県なみに負担軽減をはかるべきです。

以上、同意できない議案について述べてまいりましたが、あらためて震災復興に向かう知事の基本姿勢にかかわって一言述べておきます。

知事は、国の第三回復興構想会議で貝原俊民（かいはらとしたみ）元兵庫県知事の発言を聴き、単なる復旧では駄目で再構築が必要ということをあちこちで語っています。確かに貝原氏は商店街や港を例に、昔のままに戻してもうまくいかなかったということを語っていますが、大事なはその次に語っていることです。貝原氏は、「被災者との目線のズレ」について反省し、語っています。早く都市計画決定が必要だからと住民の意向を十分反映しないまま進んだこと、あるいは復興特需について、スピードが要求されるからとの理由で「仕事が上手な大手の企業」に発注し、その結果、県内企業の参入が難しくなり、地元に着るべきお金が外にいったと述べています。今まさに同じような事態が進行してはいないかと危惧しています。復興計画最終案に突然挿入された国際リニアコライダーの誘致などは、百円の地下に五十kmにおよぶ直進トンネルをつくるというもので、被災者の思いとは完全かけ離れています。

私は宮城県の震災復興へ、私自身も全力で取り組まなければいけないと、あの三月十一日以来、強く決意しておりますが、県の取り組みと「被災者の目線とのズレ」を感じています。被災者や被災現場に寄り添う立場に立ち返ることを強く求め、私の討論といたします。

ご静聴ありがとうございました。

（解説）石巻ブロックのがれき処理の発注方法について、ゼネコンに丸投げするやり方を厳しく批判しました。また、「復興基金」をめぐる問題を指摘しました。隣の岩手県が宮城県のような「基金」をつくらなくても独自支援をおこなっている事例をあげて、宮城県のやり方は国頼みに左右される、真の被災者支援とは言えないことを指摘しました。8月に神戸市長田区の再開発問題の調査をしてきましたが、その際に兵庫県議団から貝原元知事が国の復興構想会議で語った内容が話題になりました。討論の後半で、その点も引用しながら、宮城の村井知事が阪神淡路大震災から本当に学ぶべき点を学んでいないことを指摘しました。

【９月定例会】

議題 ２ ３ ４ 号議案に対する横田質疑＝ ９ 月 １ ５ 日

ただ今、先議に付されました、議第 234 号議案「工事委託契約の締結について〔災害廃棄物処理施設建設工事等を含む災害廃棄物処理業務（石巻地区）〕」に関して、質疑いたします。

私は、議会運営委員会の場合でも、2000 億円もの公共事業の契約案件を、しかも JV の形式をとりながら、事実上一社に対して独占随意契約するという、異常極まりない『議案』を、たった 2 日間の審議で先行議決する等と言う事は、"議会の死滅を意味する"と、番外から主張しましたが、そうした怒りを込めて、以下、質問致します。

1、 まず、県当局幹部による、マスコミ懐柔問題です。

地元報道機関が、今回の 9 月議会の予算規模や特徴、提出議案の主な内容の詳細などを、9 月 6 日に報道しました。私ども県議会各会派への「議案説明」は 9 月 7 日です。気になったので調べてみましたが、8 月臨時議会のときは、8 月 10 日に新聞記事で出ていますが、議会への説明は 12 日です。今回の『がれき処理の問題についても同じです。ことほどさように、県議会の会派説明で解禁されるべき議案内容などが、意図的に漏えいしていることは明白です。マスコミ関係者が特ダネを追及するのはある意味当然ですが、これほど"判で押した"状況でパターンが常態化しているとなれば、これは県幹部の誰かが、意図的にミスリードしているもので、『議会軽視』および『杜撰極まりない情報管理』と断じざるを得ません。あえてマスコミ各社からの批判を恐れずに述べるならば、こうした特別待遇をされた報道機関は、見出しなどで一定の県民的評価を誘導する効果が生じさせ、それらの政策提起に対して、「批判的報道」が影をひそめる結果になる事は、「自明の理」と言わねばなりません。極めて重大な問題であり、調査を要求しましたが、予算を所管する財政課ではないということなので、それほど詳細を伝えられる「犯人」は誰なのか。調査結果を報告してください。

2、さて、議第 2 3 4 号議案「石巻地区におけるがれき処理についての工事委託契約締結」の議案について、以下 6 点に絞って、伺います。

第一は、「談合情報が 7 月 30 日夜、匿名の電子メールで寄せられた」ということを、廃棄物対策課は認めています。

そこで、その具体的内容についてですが、「産経ニュース」の報道では、①、石巻・亘理名取・宮城東部の 3 地区のがれき処理について、環境省と大手ゼネコンが話し合い、割り振りを決めたということ。②、入札の根回しをしたのは、国の指示を受けた宮城県幹部と明記されていること。③、石巻地区は大手ゼネコンの鹿島建設、清水建設の JV が落札する

と明記されていたこと、とされていますが、これに間違いありませんか。

また、議案審査を行う県議会に、『談合情報』そのものを提出すべきと考えますが、如何ですか。お答え下さい。

第二は、その『談合情報への対応』についてですが、県の「談合情報対応マニュアルの第2の6」で、『公正取引委員会や捜査機関への通報は、適宜、必要書類を添えて行う』明記されています。

ところが、今回の「談合情報」については、如何なる角度から見ても、「調査が必要な事案」であったにもかかわらず、県は「適宜通報」をせず、8月21日にプロポーザルの審査会を行い、2日後の23日には指名業者を発表。そして、その翌日の24日に、初めて捜査機関に「通報」しているが、これは県自身のマニュアルにも明確に違反した、極めて『意図的な対応』と断じざるを得ませんが、如何でしょうか。

第三に、予定価格2400億。契約額2000億円という『空前絶後の規模の巨額契約』を他のゼネコンの"名義借り"でJVの体裁を取りながら、事実上、鹿島1社への"一括丸投げ発注"と言う、異常極まりない「行政行為」についてです。

仙台市は3箇所分散し、地元業者優先の発注をおこなっています。仙南ブロックも結局、各市町の意見で「分離分割発注」の方向で進んでいます。気仙沼ブロックも一括発注にこだわり、上から地域を指定した為に、地元の怒りを買い、今だに場所の選定さえできていません。塩釜・多賀城ブロックも、地域外の仙台蒲生地域と指定した為に、見通しも立っていません。もともと、各市町村の責任で行うべきとされている瓦礫の処理を、何故、わざわざ大きなブロックにまとめ、県に委託させようとしたのか。そして、最も規模の大きい石巻ブロックの『一括丸投げ』に県は何故こだわったのか。

地元経済活性化の為に、追及すべきであった「分離分割発注」に、背を向けてきた真の理由について、宮城の将来の為に、明確な説明責任を果たすべきと断じますが、如何でしょうか。

第四に、生活環境影響調査、いわゆる環境アセスについて、伺いますが、『一日100ト以上の処理をする焼却施設』は、環境アセスの実施が義務づけられており、「影響範囲の周辺住民の同意」も、当然必要とされています。

1日300ト処理する焼却施設5基を設置し、1日3交代で24時間・3年間、総量100数十万トも燃やし続ける、等という計画であり、厳密な「環境アセス調査」が前提であることは、論を待ちません。

ところが私どもの指摘に、県はあわてて、環境アセス調査を発注したようですが、少なくとも、その結果が示され、関係住民等との合意がなされない前に、『契約の締結』が行われ、まして『工事に着手する事』などは、法的にも、完全に許されない行政行為である事は、

明白です。仙台市は3箇所の第1次集積所に分散したまま、第2次処理を分割発注して処理する方針と聞いていますが、「環境アセス」については、何れも、既に5月に終了しています。

まず「環境アセス」を実施し、その結果を示した上で、『一括処理・発注』が可能なのかどうか、改めて提案しなおす以外に選択肢はないと断じますが、如何でしょうか。

第五に、鹿島建設との特別な関係、非常に不透明で、本来ありえない関係について伺いますが、鹿島建設東北支店の責任者が「県の災害廃棄物処理対策協議会」のメンバーであるという事実は間違いありませんね。確認致します。

また、教育福祉複合施設建設について、当時、談合問題で処分中の鹿島建設を落札者に選定。追及されてもあくまで守ろうとした県の姿勢が大問題になった経緯がありますが、今回も本来なら公益機関しかも発注工事に直結する「機関の委員」をやっている方の会社が、参入すること自体が非常識と言わねばなりません。本来は鹿島建設が自粛すべきだし、そうでない場合は県が、当然、自制を求めるべきではありませんか。お答え下さい。

第六に、宮城県と石巻市との間における「がれき処理を巡る問題」での詰めた話は、7月8日に初めて『協議した』とのことですが、その後は、7月14日に特別指名委員会で「審査委員5名を決定」。7月19日に第1回委員会。25日に募集開始。8月21日には「企業を審査決定」。23日には「公表」という極めて「素早い対応」が記録されていますが、予定価格2400億円もの契約としては、極めて『杜撰』で『性急過ぎる』"契約劇"と言わざるを得ません。

更に重大な問題は、今回の事業につながる「発端・出発点」が、専決処分を行って、石巻と委託関係を結んだとされる4月1日付の「規約」にあるという問題です。実際は4月19日頃に県の出先機関の職員が石巻市から文書を預かってきて、書類の收受や印鑑等を、全部4月1日の一日で処理したように見せかける文書を作成したことが判明しています。しかも知事の印鑑が『三浦』となっており、決裁書類の妥当性を含め、このような処理が正当なものと言えるのか、答弁戴きたい。

以上の諸点についての、知事の明快なる所見を求め、第1問と致します。

横田質疑の第二問（案）

1、マスコミ問題・・・主張のみ

例えばその報道は、『宮城県が鹿島東北支店など9社で構成するJVとの契約内容が7日明らかになった。同JVとの契約予定額は1923億6000万円。県に提示した処理計画では、稼働後の1日当たりの地元雇用数を1250人に設定。仮置き場で使う重機やダンプ、従業員

の日用品や食堂で提供する食材を地元調達することとした。』……と、実にすばらしい契約であると書くのですよ。

世論誘導の極めて重大な政治行為ではありませんか。改めて、強く指摘しておきます。
その上で、改めて数点、再質問いたしますが

2、(国会でも大問題になって事実と「統一指針」との関連について)

実は、昨夜、国会から届いた情報なのですが、

①、8月2日の「産経新聞」に、石巻ブロックの瓦礫処理がゼネコンへの一括丸投げになるとでかでかと報じられたコピーを回して、各党議員とも大変な怒りに包まれ、特に自民党のT議員、公明党のI議員などからは、「ゼネコンをもうけさせるために汗をかいたように思われる」「タイミングが悪すぎる。不愉快だ」という声が出たそうで、その日の委員会の議事録も寄せられています。

*ところで、国会審議の中で、瓦礫処理法案は通りましたが、「統一的な指針」は9月末から10月頭に策定されるとの事。当然、策定される『指針』に基づくべきであり、それ以前には、安易に決めるべきでないと考えますが如何か。

*国会の論戦では、『被災地の中小企業、地元企業への発注を重視することや、労働者の賃金の適正な水準、地元経済の振興に役立つように、充分配慮されるべき』などと言う点が強調された「委員会決議」が全会一致採択されています。

地元業者に考慮した発注となるようにすることは、国会の議論からも当然と思うが改めてどうか。

②、(なぜ先議で急ぐのか…環境アセスを含め慎重な審議が必要ではないか)

*「10月造成開始」となっているが、アセスが終了し、問題ないことが確認されなければ造成も建設もできないはずだが、まだいつから始動できるのかもはっきりしない段階で県議会に認めろというのはおかしいのではないか。

*また処理スキームを見ても、県外処理の第一段階の39万8千トン県外のどこに持っていかも決まっていないことが判明しています。40数か所の予定地が記されているが、これから自治体間で受け入れの可否を相談するということです。いわんや第二段階の県外処理254万2千トンは何も決まっていません。従って本来、輸送費も含めて処理額も全く算定できないはず。

・本当に処理が可能かどうかについても判明しないのに、またこれだけ重大な案件を2日間で決めてくれというのは無茶苦茶で無謀すぎると思うがどうか。

③、(決裁書の体をなさない点について)

・石巻から県への委託については、緊急時だからやむをえない処理だったという説明だが、それにしても処理は杜撰すぎる。ここにその時の決済書類があるが、知事の印が押さ

れるべきところに三浦副知事の印があるのは、例え急いでいたためのミスとしても、肝心の知事の決裁印がないという事実についてはどう理解すれば良いのか、説明してください。

④、談合情報の信ぴょう性についてと対応について。

県警本部長に聞く。談合情報を業者決定の翌 8 月 24 日に「通報」された様ですが、その後の対応状況について、お答え下さい。

(第 3 問)

いずれにせよ、一カ所でやろうとするから、「一旦船などで県外に運び 160 億ものお金がかかるし」「わざわざ、交通管理システムなども必要になる」。「焼却炉 5 基も、全国の廃炉などを貰ってくる」言うことだし、一カ所でやる必要はない。分散すれば、スーパーゼネコンに丸投げする必要など全く無い。

むしろ 500～600 億円は節約できると考える。まだ第 1 次に解体・集約できたのはたった 4 割に過ぎないとされている。石巻女子商協の 1 次置き場などの問題解消を急ぐ上でも、一カ所大規模処理は明らかに、時間と距離をはじめとする、矛盾は極めて大きい。

一旦、撤回して、再検討すべきではないか。知事が決断すべきと考える。

(解説) 石巻ブロックの約 2000 億円のがれき処理を鹿島建設 JV に一括丸投げ契約する議案をわずか二日間の先議で処理しようという策略に対し、党県議団は本格的な質疑を準備し本会議にのぞんだ。環境生活委員会では、党議員がいなくともあり、結局簡易採決でわずか半日で採択してしまいました。質疑準備のための日本共産党の問い合わせに対し、廃棄物対策課長は「共産党の情報力はすごいですね」と感想をもらす場面もありました。

議第 234 号議案についての遠藤いく子議員の反対 討論＝二〇一一年九月十六日

私は日本共産党県議団を代表して、議第 234 号議案に反対し討論いたします。

私どもは膨大な瓦礫を一刻も早く処理することは復興への大前提と認識しており、被災地域の経済振興や雇用確保など、被災者の生活と営業の再建にも直結する重要な課題と考えています。

国会でも、災害廃棄物の処理は被災地の切実な要望であり、もっとも急がれる課題であることから、党派を超えて地元負担がないように、実質的に 100% 国の支援とすることが合意されています。

私どもは迅速な瓦礫処理を進める上で大手建設会社の力を適切に発揮していただくことを否定しません。ただしその場合も、可能な限り地元企業への発注を考慮しながら進めることを原則とすべきです。それは被災地の中小企業にとって貴重な仕事の機会をつくりだす絶好の機会になるからです。

したがって、この瓦礫処理について、はじめから大手ゼネコンを対象に、地元はジョイントベンチャーの名目でわずか一社のみが参入するという、今回のような仕組みを到底認める訳にはいきません。しかも当初の想定価格が二千四百億円、契約金額は約二千億円という空前絶後のものであり、宮城県の年間予算額の四分の一にも匹敵する巨額なものです。何年間もかけて議論された仙台市の地下鉄東西線の事業費の半分、県が主導した仙台空港アクセス鉄道の事業の五倍という、極めて巨額の事業について、一括発注とはあまりにも極端であり、一日の委員会審議だけで議決を求める当局の姿勢も非常識極まりないものです。国会で「ゼネコンをもうけさせるために汗をかいたわけではない」と自民党議員などがもらしたのは当然です。

先議議案として二日間で処理しようとする異常さについてですが、昨日の横田議員の質疑に環境生活部長は「煙突の高さや建物の規模が決まらなると生活環境影響調査が実施できない」と答弁しました。あらためて担当に確認したところ、環境アセスの事前調査のために一週間程前にコンサルに発注したとのことですが、これから事前調査をすすめ、設計が明らかになってからシミュレーション調査をするのに二〜三ヵ月を要すること、そしてその結果が出たら、さらに一ヵ月の縦覧期間を設け、どんなに早くても来年の二月以降でなければ焼却炉本体の建設に着手することはできないということが判明しました。また、最初にやるとされている県外への搬出先は民民が作成したとされる一方的な候補だけで、必ず必要となる自治体の折衝は一切されていないとのこと。委員会審議では、放射性物質による汚染状況調査についていつやるかが議論されましたが、これからサンプル調査を行うということです。こうした県の対応について、「放射能問題にあまりにも認識がなさすぎる。調査をやってからプロポーザルをやるべきで順序が逆ではないか」との意見が出され、搬出先自治体が受け入れを拒否する可能性についての軽視があることが浮き彫りになり、スキーム全体の見直しの可能性さえ浮上しています。さらに事前の説明資料や本日の委員会に出された説明資料について、その経済効果を記した部分について、部長が撤回を表明するという場面さえありました。

したがってこれらの状況を見ても二日間で議案を処理する拙速性は明らかであり、「先議議案」とすること自体に大きな問題があると言わなければなりません。

むしろ、多数の談合情報が寄せられており、一定の根拠を認めて、調査委員会を開催し、業者から聞き取りをおこなった経過や情報通りの企業が落札候補となった結果をふまえ、場合によっては刑事事件に発展する可能性についても排除できないのですから、十分な審査時間を保障し、議論を尽くすことが必要です。

また、落札候補となった代表企業の鹿島建設の東北支店長が業界団体の代表として、県

の災害廃棄物処理対策協議会の委員となっている事実も確認されていますから、震災に乗じて、一般競争入札を避けて随意契約をベースとしたプロポーザル方式に切り換えることで、官民間の新たな官製談合とも言うべき受注調整の構図がつくられているのではという疑いも否定できません。事実、午前中の委員会の質疑をふまえて、私どもが地元の議員を通して経過を確認したところ、県の当初の構想は、石巻ブロックを二つに分け、東松島市については、鳴瀬野外活動センターに焼却プラントを置くことにしており、東松島市は、独自に二次処理まで行うとして地元業者参加の手はずで準備をすすめていました。ところが東松島市の意向ではなく県の方針が一括処理に突如変わったということです。明らかに部長答弁は虚偽の答弁と言わねばなりません。

また、女川町では昨日の議会の閉会日に、「ガレキ処理業者の不正行為に関する調査特別委員会」を設置し調査を開始することになりました。

以上、あらゆる角度から見て、今回の石巻ブロックの瓦れき処理にかかる委託契約は先議とすること自体の根拠が完全に消失しており、さらに内容上も極めて不透明かつ問題だらけであることが次々と明らかになっており、私どもは到底認めることはできません。

ところが、環境生活委員会では、様々な問題点が浮上したにもかかわらず、簡易裁決で全員一致で採択してしまうという、議会としてのチェック機能が問われる対応となりました。これほどの大案件ですから、「継続審査」というやり方もあったことを考えると極めて残念でなりません。

瓦れき処理の実施に際しては、厳格に環境アセスを実施すること、できるだけ分離分割発注をおこない地元業者優先にすること、地元雇用を確保し労働者への適正な賃金を実行させること、遺品・形見や有価物などへの慎重・適正な対応と配慮など国会論戦でも到達している地点をしっかり踏まえて対応することなどの大切さがあらためて鮮明になっています。従って、千年に一度の、いわゆる大震災の対応・対策について、宮城県議会が歴史に重大な汚点を記すような「異常な議決」は許さない県議会であることを切に念願し、私の討論といたします。

（解説）石巻ブロックのゼネコン丸投げの発注の仕方については、国会でも問題になりました。地元業者重視などというのは嘘偽りです。あらゆる角度から見て、こういうやり方は不当であり、異常であることを討論で指摘しました。女川町議会では、鹿島建設ＪＶの一員として地元から参加している企業を含むがれきの一次処理をめぐって発生した不当処理の実態を調査するための百条委員会が設置されました。震災でスピードが大事だからなどとの理由で、２０００億円もの契約をわずか二日間であげてしまうというやり方は異常極まる議決です。

遠藤いく子議員の一般質問＝二〇一一年九月三十日

一、増税と原発推進の野田政権の発足と復旧・復興をめぐる

「生活が少し落ち着いたらますます寂しさがつのる」「政府の対応はあまりにも遅く、対策の内容も不十分すぎる」という声が、被災地・被災者の中に満ち溢れています。五年間で六人目。しかも震災復旧・復興の最も大切な途上での、野田政権発足という、政権交代劇への率直な怒りも加重されています。

大震災で破壊された、生活と生業（なりわい）の基盤を回復し、再出発できるように公的支援を可能な限り敏速に行うことこそ、国と県や行政の最大かつ待ったなしの責任です。その観点から、以下数点伺います。

（１）帝国データバンクの調査でも、被災三県の沿岸部で被害の大きい地域に本社のある五千四社のうち、二千四百九十八社が営業不能に陥っており、これを放置すれば大量廃業・失業の危機が迫り、地域社会を復興する土台そのものが崩壊することになります。したがって、被災した事業者が再出発するための直接的支援が緊要です。

そして、事業再開の最大の足かせになっているのが「二重ローン」問題です。岩手に続いて宮城でも準備会を立ち上げ、「産業復興機構」設立に向かっていますが、〃事業者選別〃〃債権買いたたき〃と言う政府の姿勢がネックになって進んでいません。「事業再開の意思がある被災事業者は全て支援の対象にする。そのために必要な資金は国が責任を持って手当てする」事を明確にし、早急にスタートさせるべきです。

「従業員八百人は解雇しない。新入社員三十人も迎える。」「個々の事業者が元の営業活動に戻ることで雇用も生まれる。それが活気ある街に戻る第一歩です。」これは九軒あった加工場・冷蔵施設の八軒が津波で被害を受けた「阿部長商店」の阿部泰浩社長(四七)の言葉です。

国と県がしっかりと受け止めて行政対応すべき『基本姿勢』と考えますが、如何でしょうか。『二重ローン』問題も含め、お答え下さい。

（２）ところが、野田新政権は「大震災に便乗した財界・大企業の身勝手」を一気に進める姿勢をあらわにしています。

第一に、「水産特区」の推進です。「浜の復興の主人公」となるべ漁師さんや漁協が強く反対している「水産特区」のおしつけをやめ、生産・加工・流通一体の水産業復興支援策こそ抜本的に強化すべきです。

第二に、「ＴＰＰ（環太平洋連携協定）」について「出来るだけ早期に結論を出す」と執念を燃やしていることです。関税撤廃になれば、米生産は九〇％減少、ワカメ・コンブ・

鮭・マスなど、宮城の基幹産業でもある第一次産業は、壊滅的な打撃をうけることは必至です。地域産業の復興や食糧自給率向上に完全に逆行する「ＴＰＰ参加の断念」をきっぱり求めるべきです。

第三に、野田首相は復興財源として、サラリーマンと自営業者に所得税増税を求める一方、大企業には一円の増税もしない。法人税を５％減税した上で、減税分の一部の一時的差し止めを、「増税」と称して、国民をだましているに過ぎません。「大企業と大資産家へのばらまきの中止」「不要不急の大型公共事業の中止」「原発の建設・推進予算の削除」「政党助成金の廃止」など、歳入・歳出の抜本的見直しを行うこと。当座の復興資金の調達については、通常と異なる「市場に出さない震災復興国債」を発行し、大企業の二百五十七兆円もの内部留保を復興に役立てて貰うべきです。

野田政権に関する以上の様な指摘の各々について、知事の明確な所見を求めるものです。

（３）四月六日に経済同友会が発表した「東日本大震災からの復興に向けて（第二次アピール）」の中では、①東北の復興に当たっては、「道州制の先行モデル」をめざすべき。②「規制緩和・特区制度・投資減税・各種企業誘致策など、民の力を最大限に活かす。③他方で、第一次産業については「農地の大規模化、他地域の耕作放棄地を活用した集団移転、法人経営の推進、漁港の拠点化」など、大胆な構造改革を進めることによって『強い産業』としての再生をめざす。ことなどを主張しています。

同じく、経団連、経済同友会もＴＰＰ参加を前提にした規制改革、「選択と集中」、道州制、被災自治体合併、消費税増税による財源確保、を前面に出しています。これらの経済界の主張と考え方が、国の復興会議の『提言』や宮城県の『復興計画最終案』の中にそっくり入っていますが、日本の破綻をもたらした「小泉構造改革」・「新自由主義」の丸写しに過ぎないと断じますが、如何でしょうか。

二、復興計画をめぐる問題

次に、県の復興計画案をめぐる問題について伺います。

第一に、復興計画案にはぬぐい去りがたい根本的な欠陥があります。

その一つは、野村総研や復興会議に参加した財界系シンクタンク代表の意見などにもとづく、徹頭徹尾「大企業」のための計画となっていることです。復興会議の十二名の委員中十名が県外の方で、四回の会議の半分は東京で開催するという運営の仕方は、そもそも被災者や被災地に寄り添う計画づくりとは言えません。

二つ目の特徴は、自助と自己責任に最大の復興責任を求めるという点が計画案のベースになっていることです。

三つ目の特徴は、被災者の「せめて震災前の生活に戻りたい」という気持ちに反して、『創造的復興』などの言い方で、事実上、「復旧なき再構築」論に立っていることです。特に一

次産業に対しては緊急的な復活・復旧を事実上棚上げし、特区構想など机上の空論をもってあそんでいます。

こうして計画案は、徹底した規制緩和とPPP方式に寄る民間企業の参入、公助に頼ることを牽制しながら自己責任に復興の基調を置き、さらに震災に乗じて国際的などと称する新たな超大型事業の展開さえ謳うなど、その本質は新自由主義にもとづいた大企業のための上から目線の復興計画であり、被災者・被災地の思いと完全に逆行していると言わざるをえませんが、知事の所見を伺います。

第二に、県民説明会やパブリックコメントは形だけ県民から意見を聴くというセレモニーで、出された県民の声が徹底的に無視された問題です。

パブリックコメントには百六十六人、二十二団体、十二企業から合計六百七十九項目の意見が寄せられたとされ、そのうち重複するものを整理した五百二十三項目について、県の考え方をやっと九月八日のホームページに掲載しましたが、その回答姿勢は大問題です。

意見を反映させて記載内容を変更したものは、たった十六項目（三％）（重複を含めると第4回復興会議に出た資料では二十六項目、これでも三・八％）にすぎません。今後の「参考意見とします」という言い方で、事実上無視された意見が二百五十六項目（四九％）と約半分も占め、残りはすでに記載済や原発は必要などと反論したものです。したがって、県民が寄せたパブリックコメントの大部分が徹底的に無視され、計画案には反映していないと断じますが、如何ですか。

第三に、被災者・県民の思いとは完全かけ離れている復興計画の内容数点について伺います。

その一つは、復興政策と地元企業との関係についてです。私どもや県議会などからの厳しい指摘受け、計画の第二次案で、「復興事業の実施が県内経済の活性化につながるよう、県内企業への発注や地元調達に努めます」という文が急きょ加わりました。

ところが、それが「絵に描いた餅」でした。十五市町村から要望があった仮設住宅二万二千四十三戸のうち、二万一千五百二十戸、九八％は全部大手のプレハブ建築協会に丸投げされたものです。しかも、「応急仮設住宅供給事業者リスト」とは、プレハブ建設に関わりたいたと名乗りをあげた応募企業百五十六社から七十七社を県の責任で委託しリストアップしたものです。この選定経過も極めて不透明なものですし、これで建設された仮設住宅の中には雨漏りのためにすべての屋根を取り替えたなど粗悪品が提供された例も生まれています。

また、復興事業の大前提・シンボリック事業となる瓦れき処理について、県の土木部予算の倍にあたる約二千億円もの契約を、大手ゼネコンに一括丸投げ発注した点など、地元企業優先の理念は全く嘘偽りであると断じざるをえませんが、如何でしょうか。

二つ目は、計画の最終案で急きょ挿入された「国際リニアコライダー（ILC）」の誘致についてです。「電子と陽電子を高速度まで加速」させるために地下百mのトンネル内に三十一kmから五十kmの直線型加速器を建設するというものですが、予想される事業費八千億

円と言われる、こうした超ビッグ・プロジェクトについて、科学技術の進歩のためには必要かもしれませんが、それがなぜ震災復興のシンボルなののでしょうか。しかも東北への誘致とありますが、東北のどこの県と誘致を合意しているのかお答えください。

三つ目は、これも最終案で医療・福祉分野に急きょ追加挿入された「メディカル・メガバンク構想」についてです。東北大学の資料では、被災地域の特性として「沿岸地域は三世帯同居家族が多い」と特徴づけられていますが、被災地を利用して究極の個人情報と言われる遺伝子情報の研究を行おうとする、こうした構想に「寒気をおぼえる」という医療関係者もおります。国の「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」（平成十三年三月二十九日・平成十六年十二月二十八日全部改正）では、人間の尊厳の最大限の尊重やインフォームドコンセント、恣意的な試料の選定をおこなってはいけないことなどが謳われています。もっぱら最大の利益を得るのは大手IT企業や新薬を開発する大手製薬会社などで、震災復興とは無関係のものです。これを復興計画にシンボリックに掲載する必要はどこにもありません。こうした構想を計画に突如押し込み、一千億円から一千五百億円もかかると言われる予算を震災に乗じて獲得しようとするのは、被災者を冒瀆するものと言わざるをえません。いま急がれるのは民間医療施設の復旧・復興であり、メディカル・メガバンク構想を計画案からは撤回すべきと考えますが、如何でしょうか。

四つ目に、この際、復興財源を使っておこなう公共事業のあり方についても触れておきます。復興事業としては、①被災者の生活の維持と再建に直結したものであること、②被災者の雇用に直結すること、③被災者の多数を雇用する地元企業にお金落ちること、④いったん被災地を離れても戻れるよ、再就職と生活再建に直結していることという要件を満たす必要があるのではないのでしょうか。

県が震災復興とは無縁な事業を計画に入れようとしているからでしょうか。ある被災自治体では「カジノ構想」の要望が公然と登場するありさまです。大企業ばかりが潤うような県の「復興計画」を見直し、市町村の復興計画を励まし、財政的な支えとなるような県計画が強く求められていることをあらためて強調し、知事の所見を求めます。

三、被災者の生活再建をめぐる問題について

（１）生活再建は、雇用・生業・福祉など多様な分野から迫らなければなりませんが、安定した住まいの確保は、まさに喫緊の課題と言わねばなりません。震災から半年が経過して、寒さに向かう季節です。仮設入居した被災者が切実に求めているのは、風除・雨どい・お風呂の追い炊き・暖房器具・灯油の確保、物置等です。これらは、応急救助の対象にするべきと思うがどうか。また網戸設置の時のように市町にやらせるのではなく、県が責任をもって対応・実施すべきと思いますがいかがですか。

また完成戸数が二万一千八百五戸に対して入居戸数が一万八千五百九十二戸と、三千戸近くが空き仮設になっています。その理由は様々有ると思いますが、買い物や通院、通学

など入れない理由を把握して、入居できるような改善を行うべきです。また空き戸数が相当数でることになれば、「ニーズに合わない無駄遣いではないか」との指摘もあり、経過を精査すべきです。

自宅で避難しているいわゆる在宅避難者の中には、電気や水道の復旧もないまま、不自由な生活を強いられている方もいます。県が市町の協力をえながら、責任を持ってその実態把握を行い、対応すべきです。

障害者、高齢者にとって住まいは命の確保です。今回福祉仮設住宅は、五市二町に三十六棟二百九十二人分がグループホーム型として整備されていますが、高齢者向けは五市、障害者向けは三市にすぎません。要望のあるすべての自治体に整備すること。また障害者の為の施設を目標を持って整備すべきです。

民間賃貸住宅の借り上げは仮設住宅戸数を超えて活用されていますが、そのスピードアップがいま最大の課題になっています。いつまでに解決するのか、そのための体制をどうとるのか、答えてください。また、三、四月のいわゆる「遡及」分は一件も手がついていない問題をどうするのかお答えください。

避難所の入所基準を巡って、一部の市町村でPTSD患者を対象にしないとの対応があり、私の要請のあと是正が行われましたが、仮設住宅については自宅があるということでも未だに対象からは外されています。被災をして心に傷を負い、自宅に入ることができない人の場合、診断書など証明するものがあれば仮設住宅の入居を認めるべきです。

指摘した以上の諸点について、お答えください。

(2)被災住宅の改修助成と宅地被害対策について

国の被災者生活再建支援制度はその対象が「大規模半壊」以上、義援金も「半壊」以上でなければ対象になりません。罹災証明の判定で「一部損壊」とされた方々には、現行制度では何の支援もありません。また、災害救助法に基づく「住宅応急修理制度」の対象も「半壊以上」とされ、さらに「所得制限」も設けられているなど、不十分な制度になっています。

「地震で屋根瓦が損壊し、直すのに百五十万円かかったが、一部損壊の判定だったので、何の支援もなかった。」などと言う声が殺到しています。

全県的には全壊七万五千余、半壊九万一千余、一部損壊十七万二千余にのぼっています。仙台市でも罹災証明の発行件数、約十七万七千件のうち半数以上の九万三千七百二十軒が「一部損壊」の判定となっております。大崎市では七千軒を超える「一部損壊」を救済するため、『二十万円』を限度とする「リフォーム助成制度」を創ったところ希望者が殺到し、「社会資本整備総合交付金」などを活用した『拡充策』を検討しています。更に、角田市や利府・大河原・富谷・柴田・村田町で一部損壊などの住宅修繕に対する独自の支援制度が実施されています。

本来であれば、県が制度を創って全市町村における実施を行い、国への制度化を追求す

べきではありませんか。お答え下さい。

次に、宅地・地滑り被害に対する県の対応についてですが、仙台市内の宅地被害は、十戸以上の地滑りが三百十カ所以上、中程度以上の宅地被害が四千三十一宅地、二千百八十四の人工法面や擁壁などに被害が出ています。国に対し要件の緩和と100%の財政負担を求めています。災害関連地域防災崖崩れ対策事業の中越地震などで緩和された「特例」を使っても、事業採択にならない箇所が五百三十八残り、仙台市はその概算事業費を七十億円と見込んでおり、一戸当たり一千三百万円の個人負担となり、とても対応できるものではありません。更に適用された箇所でも、国の補助率は殆どが二分の一であり、市が四分の一負担したとしても、四分の一が地元負担になりとても復旧などできません。新潟中越および中越沖地震では基金事業で様々なメニューを活用し、県と市・町が全て負担し、地元負担はゼロで復旧しました。国も八月の参院総務委員会の山下議員の質問に対し、当時の片山総務大臣が『地方自治体(仙台市)の財政運営に支障のない措置を検討する。』と答弁。それを受けて仙台市は『復興費用の一部助成など、独自の支援制度を検討する。』と復興計画に盛り込みました。問題は県です。県が開発許可を与え、しかも折立団地のように、県自らが開発した団地が、盛り土造成でも水抜きさえ施行しなかった『瑕疵宅地』であったという指摘もあり、県も仙台市と同様の負担を決断し、地権者の負担はゼロにすべきです。明快な答弁を求めます。

(3)子ども達の教育環境の改善を

沿岸部では多くの高校が津波の被災を受けました。宮城水産高校は石巻北高に間借りしており、六隻の実習船も四隻が流され、万石浦での実習は半分の時間になっています。気仙沼向洋高校は本吉響・気仙沼西・米谷工業の三校に分校となり、カリキュラムが変更されました。宮城農高は九月から仮設校舎が使用できるようになりましたが、シックハウスの症状を訴える生徒が出ています。実業高校の実習棟の施設と機械が不足して、「これでは生徒が可哀そう」という関係者の声も聞こえています。それにもめげず早朝五時半には家を出る等子どもたちの姿は私たちの希望です。

そこで伺います。高校生の教育を受ける権利の保障のために、学校が被災したため生じた通学費の負担増については父母負担にせず県が支援すべきと思うがどうか。他校で学ぶ場合はすべてスクールバスを学校建設まで確保すべきと思うがどうか。実習棟の設備確保は全国の支援にのみ頼るのでなく、キチンと予算を組むべきと思いますが、如何ですか。

また被災高校生奨学金の募集期間を機械的に区切らず、さらに周知を行い、就学の保障と父母負担の軽減を確保すること。また義務制の就学援助や幼稚園の就園奨励費の徹底と、年一回一学期の初めのみ知らせている市町村には改善を指導すべきと思いますが、如何ですか。

(4)復興基金問題

復興に向って、復興基金を造成して事業を拡充することは、阪神淡路大震災や中越・中越沖・能登半島地震における重要な施策でした。ところが今回提案されている東日本大震

災復興基金は似て非なるもので、到底容認できません。過去の例で見ても、基金造成の目的は、きめ細かな地域の実情に応じた事業の実施にあり、その機動性と柔軟性にあります。中越地震のときには、コミュニティの復旧事業が最も大きく、集会所とともに神社や時には仏閣の補修も実施しました。能登半島地震の時は、造り酒屋の蔵を直すことも、地元産業を守る視点で行いました。元となる資金は公金でも、その利子を運用して生み出された資金は民間資金として活用し、運用主体は創設した財団であり、実施する事業は募集し、多様なニーズに応える方式で大きな力を発揮したのです。

ところが今回の本県の基金の場合、原資は特別交付税と寄付金であり、事業実施は県そのものの、一般会計の執行と何ら変わらず、運用型の基金の創設を特徴である柔軟性も起動性もありません。知事は低金利を今回の取り崩し型基金導入の理由としていますが、全国の復興基金の経験をいまこそ生かすべきではありませんか。

知事は発災から二日後の十三日に、東日本大震災の復興事業に充てる一兆円規模の基金を創設する考えを明らかにし、片山善博総務相に同日、支援を要請しています。県と仙台市が起債（借金）で原資一兆円を確保し、借入利子は国が地方交付税で穴埋めする。基金は金融機関に預託し、運用益で震災復興事業を実施する仕組みということでしたが、これがなぜ変更になったのですか。また国になぜこうした仕組みをつくることを求め続けたのですか。福島県の「基金創設」に野田首相は応ずるとしており、連動して追及すべきと考えますが、如何でしょうか。

通告していた大綱四点目は割愛します。

五、抜本的な放射能被害対策と女川原発について

東京電力福島原発の事故は世界の動向に決定的な影響を与えました。ドイツは原発からの撤退を決定して十七基のうち八基は直ちに廃炉、残りも期限を切って廃炉にすることを決めました。スイスは発電量の三九％を占めていた原発をやめると決定し、イタリアは国民投票で撤退の道を選びました。スペインは自然エネルギーが四〇％を占めるまでになっています。いまや原発からの脱却は世界の流れであり、どの順番で止めるかが問われています。

福島第一原発の汚染はかつてのどの事故よりも広範囲であり、放出された放射能はかつて例のない莫大なものであり、長い時間人間の健康を破壊する危険が継続するものです。そして一たび外部に放出された場合、その解決は極めて困難であり、町や村など人々が歴史の中で積み重ねてきたコミュニティが破壊されます。この空間的・時間的・社会的困難と危険は今までのどの問題よりも深刻であり異質の危険です。知事は九月十日付「河北新報」のインタビューで、「原発推進か否かの対立軸は、どうでもいい」と答えていますが、あらためてこの原発事故による危険性という根本問題について知事はどのような認識をお

持ちか、お答えください。

そのうえで、二点に絞ってうかがいます。

子どもと県民を守るためには、測定の強化と除染が緊急の課題です。政府は八月二十六日除染推進に向けた基本方針をだしました。しかし年間積算量が二十ミリシーベルト超なら国、一〜二十ミリシーベルトなら自治体にまかせるというもので、政府の最終責任を放棄したとんでもない方針です。

「子どもと県民の健康を守ってほしい」これはみんなの願いです。そのために、①ホットスポットをひとつ残らず見つける綿密な測定を行うこと ②放射線量率の高い地域が一目でわかる汚染マップをつくること ③除染が必要な地域について住民の納得と合意の上で計画の策定を行うこと ④専門家の派遣を国の責任で行うよう強く求めること ⑤希望する住民に線量計を貸し出すこと ⑥子どもと妊婦の健康調査と健康管理を実施すること等を提案しますが、お答え下さい。

もう一つは農水産物の安全性の確保です。県内の農水産物について全量全種検査を行う体制をとること、消費段階でも学校給食用の食材や自家野菜の測定も行える体制を確立すべきですが、如何でしょうか。

次に女川原発の被災状況についてですが、震災時、外部電源五系統のうち四系統が遮断され、かろうじて残った一系統で冷却を行いました。また非常用発電機も津波を受けて、全く機能しませんでした。さらに八月中旬になって二号機三号機のタービンの羽百四枚中七十一枚が傷ついていたことが判明しました。まさに紙一重の状況でした。

この被害の大半は地震の揺れによるものであり、設計用地震動をはるかに超える揺れが何度も起きていることを見れば、私どもが繰り返し求めてきたように、耐震基準の根本的見直しが緊急の課題ですが、女川原発の被災状況について、知事はどのような認識をお持ちか伺います。

さらに、その対象範囲を二〜三キロとした従来の避難訓練は、完全に破綻しました。ここでも今回の事故をもとに、徹底した見直しが求められています。

今こそ原発から撤退するという政治的決断を緊急に行い、原発ゼロに向かうプログラムをつくるべきです。そして女川原発については、規制機関も未確立であり、安全が担保されない下で、再稼働はしてはなりません。知事の明確な答弁を求め、壇上からの質問いたします。

（解説）現職最後の一般質問となりました。野田新政権の特徴と村井県政の問題点、復興計画最終案の原則的な問題点や県民の意見を事実上無視する県の姿勢を批判しました。また依然救援の遅れがあることや被災者支援の遅れの内容と問題がどこにあるのかを明らかにしました。さらに宅地被害問題や教育問題、9月におこなった新潟県調査を踏まえ、あらためて復興基金について言及しました。女川原発の再稼働を許さない主張をしました。

横田有史委員の予算総括質疑メモ＝１０月３日

１、法人二税（法人県民税・法人事業税）の減免について

先の５月議会で、東日本大震災の被災者の税負担の軽減を図るための県税減免条例の改正が行われ、法人二税等の減免制度が創設されました（わが方も賛成）。法人二税についていえば、法人県民税の均等割は津波被害が甚大で市町村が指定する固定資産税の課税免除区域内にすべての事業所が所在する法人を対象に全額免除。法人県民税の法人税割と法人事業税は損失の金額が資本金等の額の２分の１に相当する金額以上の法人を対象に法人税割を１０％減免するというものです。

一方、仙台市などでも法人市民税の減免を実施していますが、仙台市の場合は必ずしも全事業所が津波被害を受けていなくても減免対象とし、さらに津波被害のみならず、事務所等が全壊又は大規模半壊の被害を受けた場合も対象とするなど、より救済対象を拡大しています。

そこで、私どものところには、関係者から「黒字申告法人が３０％を下回るもとの、均等割の減免が震災救済策としての効果が大きい。せめて法人県民税の均等割の対象を仙台市並みにしてほしい」という声が寄せられています。

実際に被害を受けた法人がどれだけあるかは県当局もわからないとのことですが、県内の法人県民税の対象となる法人の７０％は資本金等を有しない法人又は資本金等の額が１０００万円以下の中小零細法人です。

したがって、地元雇用の最大の受け皿である中小零細法人の復興を少しでも後押しするために、法人県民税の均等割の対象を仙台市並み以上に拡大する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

２、仙台空港アクセス鉄道について ―震災に乗じて「破格の支援」

をおこなう問題―

① アクセス鉄道の復旧費について、５月議会では、三セク会社に２億７千万の助成金（民間金融の返済金？）をやった上に、２１億円もの貸付金まで差し出し、今回１６億５千万円が計上されていますが、これは、アクセス鉄道の復旧費３３億円のうち、国・県が４分の１ずつの負担をして、残りを事業者が２分の１負担すべきところの１６.５億円を県がまるまる出してあげるということですね。間違いありませんか。

②、至れり尽くせりです。そして、災害に乗じて、今回、85億1千万円もの県費を投入し、鉄道の下部構造を県が買い取り、三セク会社はその資金で民間金融機関から借入している85億円（政策投資銀行・30億円、民間8銀行58億8700万円）を一括繰上げ償還しようというのですね。間違いありませんか。

・・・三セク会社が震災も受け、このままでは立ちいかないというのであれば、その債権を、これから立ち上がる二重ローン「債権買い取り機構」に回す等の選択肢を含めて、何故考えなかったのか。まったく異常とも言える、アクセス鉄道への特別対応ぶりを、精査すればするほど、震災復興のあるべき方向と、完全に逆行していると言わざるを得ません。

③、改めて確認しますが、アクセス鉄道の建設費に関する当局資料によれば、県は、出資金（37億6900万円）・補助金（24億9500万円）・負担金（21億9128万円）で、合計84億5528万円を投入しています。国の補助金（35億3750万円）も加算すると、119億9278万円。今回の「買い取り額」を含めると、約200億円になります。間違いありませんね。

④、更に誘客のために実施した「関の下」「下増田」の区画整理事業に、国（61億2600万円）・県（28億7300万円）合わせて89億9900万円も投入していますから、合計すれば、優に300億円となり、その上破綻したダイヤモンドシティに教育・福祉複合施設まで無理矢理建設しようと言うのですから、優に400億円。アクセス鉄道の総建設費を遥かに超えるのですから、最初から県の直轄公共事業（県が鉄道事業社）として建設すれば良かったと断ぜざるを得ません。

しかも、仙台空港ビル株式会社に23億1250万円、仙台エアカーゴターミナルk kに3億8700万円を出資・補助しており、何故3社統合しないのか。役員の天下りの経費だけでも大いに節約できるのではないか。（その他に空港の負担金40,5億円、H7～H22）

改めてアクセス鉄道建設を、需要予測を改ざんして強行してきた当局、ならびにそれがわかっていながら、認めてきた県議会の責任は免れません。

それらの総括と反省が無いままに、どさくさに紛れて見通しのない県費投入はやめるべきです。

伺いますが、今回出されているのは今後の現金収支見通し（試算）によれば、H22年度の利用人数の実績が6400人（1日）だったのに、放射能による風評被害も含めて、3年後のH26年度には7800人（1日）に、仙台空港利用者が伸びる等という予測が成り立つはずがありません。またたとえのびたとしても、平成19年から平成49年までの累積欠損額は、23年度分を入れなくても、43億2千万円と試算されており、鉄道認可の基準とされる30年の黒字さえクリアできないことが明らかとなっており、従って今回の買い取りはやめるべきと考えますが、如何ですか。

（解説）税問題に詳しい専門家から党県議団に仙台市が実施している法人二税の減免を県

も決断すべきではないかとの問題提起があり、さっそく質疑で取り上げました。仙台空港アクセス鉄道問題については、党県議団は系統的な調査をおこなってきた歴史的な積み重ねもあり、日本共産党の独壇場でした。

「大震災対策調査特別委員会」復興計画(案)に関する 横田質疑メモ＝10月6日

1、被災者の生活支援について

①、9月30日に厚労省が発表した「応急仮設住宅の居住環境などに関するアンケート調査結果では、岩手・福島・宮城を比較してみると、例えば「風よけ室の設置」が8.9%・82.4%・1.7%。【「手すりやスロープ」35.7%・50.9%・4.4%。「砂利道の簡易舗装化」15.7%・15.2%・2.2%。「暑さ寒さ対策の断熱材追加」28.6%・7.3%・0.0%。「玄関網戸の設置」27.1%・72.1%・3.9%。】等となっており、ダントツに遅れている。平野復興相に宮城県が名指しで叱責され、慌てて10月3日に知事名で「寒さ対策について」の通知を出した様だが、本当に恥ずかしい限りだ。多くの議員からも繰り返し求められてきたにも拘わらず何故こんなに遅れたのか。「市町に任せたため」と言っているが、「岩手県は本体工事の段階から、寒さに関する追加対策を取り込んで実施した」と県も認めている。【岩手の対応と異なっていることは明らかである。改めてその原因を、端的・明確に伝えられたい。】岩沼市議会の市長答弁でも「県の方の仕様で決まっている」と県の責任を明言している。プレ協に丸投げし被災者の事など一顧だにしない、宮城県の責任に帰すと言わざるを得ない。その原因を厳しく総括されたい。

②、風呂の「追い炊き」は理屈抜きに必要である。3万戸の予算に対して2万2000戸の実績で、予算が余っていると言われており、一つくらいは宮城が率先して実施してもよいのではありませんか。

*大改造なしに追いだきできる給湯器は7万円程度であり、交換するだけで良い。やりなさい。③、被災地では、余震が続き、豪雨が追い打ちをかけるなど、被害の拡大が続いているが、先の台風15号の土石流で家屋被害を受けた女川の家族が、仮設住宅への入居を要請したところ、県は拒否したという。全く血の通っていない宮城県政の"象徴"と言わざるを得ない。直ちに入居を認めるべきと考えるが如何か。

*昨日国会で厚労省に確認を求めたところ、『現場で手を差し伸べるのは当然だ。杓子定規に考えると、大震災と台風15号は違う災害となるが、支援を必要とする人間がそこにいれば、出来る対応をすることは当然のこと。行政の間でちゃんとや

るべき。こちらから「構わず入れろ」とは言えないが、入居をダメと言うつもりはない。」
「(町内で) 場所を問わないなら、入れるところはあるのでは。公営住宅や民間住宅は無いのか。(ない)』と言っている。まさに『冷たい県政』の根源と言わざるを得ない。

2、創造的復興を名目とした施策について

「メディカル・メガバンク」などの「創造的復興」プロジェクトについて①、大災害の後には、「この機に乗じて」「この際一儲け」などと考えるのでしょうか。必ず「奇想天外な構想を持ち込もうとする」"コンサル"が暗躍する。阪神淡路でもこうしたビッグプロジェクトの、極めて深刻な結果をもたらしたことはご承知の通りです。飛行場周辺の被災地では、海外客誘致等という最もらしい理由をつけ、移転費用を求める被災者の窮地につけ込んで、「カジノ誘致」に暗躍している方々もいるが、所見を求める。

* 9月29日に名取北釜の住民17人が国会を訪れ、自民・公明・民主の国会議員でつくる「カジノ議連」の会長・民主党の古賀一成議員に「誘致の陳情書」を提出し「カジノを合法化する法律案を早期に国会提出するよう求めた」と報じられていますが、費用も含めて誰が、操っているのだろうか。(アスクプランニングセンター・広崎利洋)

②、同じく報告書の最後に持ち込まれた「メディカル・メガバンク」構想は『被災地沿岸部に「3世代家族」が多いから、「ヒトゲノム＝遺伝子」研究と製薬開発にふさわしく』『東北地方にしかできない』と言うのが理由です。多くの肉親の命を失った悲しみに覆われている被災地を『実験台にする』という発想で、臨床医師や地域医療の再生とは無関係の、「研究者の発想に他なら無い」と言わざるを得ない。如何か。

* 少なくともヘルシンキ宣言（人間を対象とする医学研究の倫理的原則）の第17条『不利な立場または脆弱な人々あるいは地域社会を対象とする医学研究は、研究がその集団または地域の健康上の必要性と優先事項に応えるものであり、かつその集団または地域が研究結果から利益を得る可能性がある場合に限り正当化される』に抵触するという意見が多く、医師・医学関係者から寄せられている。

③、「国際リニア・コライダー」も、8000億円と言われる巨億をつぎ込み、地下深くに、30～50kmの直線トンネルの中に超大加速器を建設する計画で、研究は極めて注目されるものであり、中国が有力とされている状況の下、国内でも何カ所かで誘致合戦。被災地を愚弄するものと言わざるを得ないが如何か。

* 東北経済連の高橋宏明会長が代表を務める「東北加速器基礎科学研究会」が同じ29日に超党派の議員連盟の総会で「岩手県北上山地への誘致を要望した」と報じられている。同席した、ノーベル賞の小柴昌俊氏は「東北の取り組みは心強いが、ILCの日本誘致は困難が伴う。中国の対応を心配している」と述べている。建設に約10年、8000億円を要する巨大計画の為、世界のどこか1か所に創るという国際合意がなされている。

日本では 10 年前から候補地の検討が始まっており、岩手県と東北大で昨年から 5000 万円の予算で調査中。福岡・佐賀の両県も各々今年度 2000 万円の調査費を計上。『東北復興のシンボル等と取ってつけた誘致合戦は、震災復興とは全く無縁と言わざるを得ない。

今更「復興計画」に盛り込むようなものではない。どだい、地震・活断層の地域は無理ですよ。

（解説）「復興計画」に係る質疑であったが、当時話題になっていた仮設住宅の冬季対策に関連して、風呂の追い炊き機能を県独自にもやるように提起した。「計画」の最終案で突如もぐり込まれた「コメディカル・メガバンク構想」「国際リニアコライダー構想」の問題点をあらためて指摘した。

横田有史議員の本会議質疑 10月7日(金)

亘理名取地区のがれき処理について（議題 238 号～241 号議案）

私は、日本共産党県議団を代表し、ただ今追加提案されました、『議第 238 号議案、工事委託契約の締結について「災害廃棄物処理施設建設工事等を含む災害廃棄物処理業務（亘理名取地区）名取市」、議第 239 号議案、同・岩沼市、議第 240 号議案、同・亘理町、議第 241 号議案、同・山元町』の 4 ケ件について、以下六点について伺います。

第一に、「超高額契約案件の性急過ぎる議決劇」についてです。

今回の 4 件の契約金額は、合計 1273 億 8600 万円にのぼります。前回の石巻地区は約 2000 億円。これほどの金額契約をたった 2 日間の議会で審査・採決する事について、県庁内外の関係者から「異常すぎる」との声が、一斉に寄せられています。議会の存在意義の根本さえ問われています。

改めて、このように拙速に事を運ぶ理由について、明快にお答えください。

第二に「県内企業への発注」と言う考え方と解釈についてです。

今回の契約結果を見ても、各 JV の代表企業は、きれいにゼネコンが分け合っていると言わざるを得ません。

県の復興計画(案)には『復興事業の実施が県内経済の活性化につながるよう、県内企業への発注や地元調達の拡充に努めます』とありますが、この中の「県内企業への発注」とは何か。私どもは素直に、「県発注の復興事業は県内企業に発注する」という意味でなければ

ならないと考えます。しかし、県がやっている事は、大手ゼネコンに「代表企業として仕切らせ」、そこに事実上「丸投げする」やり方です。それでもＪＶの一員に県内企業が入っているから、下請・孫請けに、県内業者が入っているから良いというのが、県の解釈・考え方なのですか。明快にお答え下さい。

第三に、「談合情報の有無」についてです。

もともと名取亘理ブロックの本命と言われていた「大林ＪＶ」が、最も高額な 573 億 2700 万円の亘理地区をとり、その他のゼネコンも"棲み分けするかのような"結果が出ています。「公平な審査」を演出するその裏で、"極めて、作為的なシナリオ"が存在している、明らかな「出来レース」と言わざるを得ません。

例えば、大林ＪＶは名取・岩沼・亘理・山元の４つ全てに応募していますが、価格評価点は、示されている予定価格の 80%以下とされていますから、当然、全てのＪＶが 60 点満点である事は自明の理です。プロポーザルの評点結果を見れば、地元企業との連携など、明らかに最も高額な亘理地区で高い点をとるようにプレゼンスされているのではないか。同じゼネコンの技術点が、個所によって、何故大きく違うのか、等々、作為的提案と評価に基づく「意図」を、容易に指摘せざるを得ません。

今回の「亘理名取地区」についても、県への談合情報の提供があったということですが、その内容と対応がどうだったのか、明らかにしてください。

第四に、「分離分割発注を本当にやる気があるかどうか」という問題です。

石巻ブロックと比較し、今回は「４分割された」ことから、「分離分割発注に県の姿勢が変わった」という見方もあります。しかし、私どもが、以前に受けた説明では、「県は亘理名取ブロックも一括処理をしたいと考えていたが、地元自治体からぜひ分割して欲しいという要望があったので、そのようにした」ということでした。

だとすれば、県としては、今後の「宮城東部ブロック」や「気仙沼地方」も一括処理を基本と考えているということになります。私どもが繰り返し主張している分離分割発注については、この「がれき処理」では、全く「やる気がない」と判断して良いのか。端的にお答えください。

第五に、地元業者への発注は十分に可能であるという点です。

仙台市では、市がイニシアチブをとり、地元業者優先に発注し、厳密な分別収集をおこなうなど「仙台方式」として注目されていると報じられています。

実際、瓦礫が 135 万トンと言われる仙台市では、蒲生、荒浜、井土浜の３カ所で処理し、そこにゼネコンは入っていません。仙台市の例を見れば大手ゼネコンを引き込まなくても、行政がきちんとコーディネートをやって対応すれば、地元業者を結集して充分やれるということだと思います。今回、県が結局ゼネコンに丸投げする道を選んだのは、地元業者で

はやれないということではなく、専門知識を持った県職員の体制が組めないということで、極めて安易な道を選んだのだと思います。亘理名取地区でも本当に県内企業だけではやれないのかどうか、お答えください。

第六に、「放射能問題と県外処理」に関する問題です。

石巻ブロックの瓦礫の「二次処理」について、"県外処理を行うという"と言う方針を断念し、雲雀野地区の県有地にフレキシブルコンテナパックに災害ゴミを詰めて一時保管することとなりました。所管委員会の議論でも、「県外処理といっても放射能検査などせずに受け入れてくれるところはあるのか?」「相手先との了解もまだで本当に大丈夫か?」などの意見が出されていた訳ですが、これは当初の処理スキームの変更なので、契約内容を含め新たな対応が必要になっているのではないかと考えますが、如何でしょうか。

それに関連し、名取市は7%、岩沼市は3%、亘理町は14%、山元町は11%を県外処理するとなっている点について、石巻方式によるフレコンパックによる県内保管などへ処理スキームの変更が必要と思いますが、検討をされたかどうかお答えください。又、自区外の県内搬送先は決まっているのか、その先も含めて応えて下さい。

【第2問】

1, 石巻については、県外の受け入れ先が決まっていない。そして分別ヤードを確保するために現在、「雲雀野埠頭」にある瓦礫は、袋に入れて仮に置く場所は、なんと同じ雲雀野埠頭の中の3カ所、①20㌧の内の5㌧、②8.4㌧の内の4㌧、③4.4㌧の内の2.0㌧の合計、11㌧です。この3カ所だけでも、まだ23.8㌧も利用可能な土地があります。県外搬出はもともと必要なかったのではありませんか。

2, 同じく、今回の4件の契約でも、県外搬出の必要は無いではありませんか。用地は十分にあります。地元を知らない人々が、現実とはかけ離れたスキームを造って、ゼネコン各社と協議し推進してきた為に、シナリオが完全に狂い始めているのでは無いか。

契約を白紙に戻すべきと考えるが、如何か。

3, 同じく、今回の4カ所の環境影響調査はどのようになっているのか、今後の手順も含めてお答え下さい。

4, 審査委員会の5名のメンバーを明らかにして下さい。残る2カ所の審査発注が終わってから公表する等と繰り返しているようですが、メンバー5名の内、「3名の有識者」は変わらないそうですが、行政の2名は地元代表を含めて毎回変わっているのですから、一回ごとに審査委員会は変わっていると判断すべきであるし、一件が終了すれば審査会と点数

の結果を公開すべきではありませんか。他県ではそうするのは当然とされて居ます。

5, 談合情報があつた以上, 行政関係者だけで構成される『入札調査委員会』だけで判断するのではなく, 外部委員も入った「入札適正化委員会」を開催して厳格に調査する必要があつたのではないか。

6, 人手も地域での「廃棄物処理」のノウハウも持たないゼネコンが, 地元業界との接点ももたないため, 様々か関係者の協力を求めてきていると言われています。仙台市は地元の業者と仙台市の担当職員が, 汗を流して, 順調に進んでいるのとは雲泥の差と言わざるを得ない。議決は考え直して, 出直すべきと考えるが如何か。

(解説) 石巻地区のがれき処理に続き仙南4地域のがれき処理の契約案件が追加提案されました。石巻地区の場合の議論を踏まえ、6点にわたって問題点を指摘しながら質疑しました。

遠藤いく子委員の決算総括質疑メモ＝10月12日

1, 「地方税滞納整理機構」をめぐる問題

1) はじめに地方税滞納整理機構の問題です。同機構は2009年度に【「個人住民税を含む市町村税の収入未済額を短期的かつ集中的に整理」することを目的に、】3年間の時限的な組織として設置され、今年度が最終年度となっています。

この間、機構に電話を入れた滞納者には必ず期日までの一括納付を迫り、連絡のない滞納者にはその原資が年金であれ、給与であれ、一方的な預金の差押えを強行し【てきました。また、明らかに高額な隠し財産を持っているか否かを問わずに家宅捜索を行い、押収品はシャープペン1本から贈答品の類までインターネットで公売するなど、】「滞納は許さない」との上からの強圧的な滞納整理が進められてきました。

その結果、2009年度は「移管予告効果」（言い換えれば「全額納めなければ差押えを実施する機構に送るぞ」と言う「脅し効果」）で5億8557万4千円、預金差押えなどの徴収額で4億973万7千円、2010年度は「移管予告効果」で5億5934万4千円、徴収額が5億2921万5千円とのことで、合計すると、約20億8387万円回収したことになります。

ところが、機構設置前の収入未済額がこの2年間でどれだけ減少したのか調べて見たところ、機構に参加している24市町村の国保税を含む市町村税総額では、減るどころか逆に10億8346万7千円増加していますが、間違いありませんか。

2) あれだけマスコミまで利用して「滞納は許さない」との宣伝を行い、強力に滞納整理を進めてきたにも関わらず、なぜ収入未済額が減らないのか。私は、県民の担税力が弱まっている証ではないかと考えます。

機構が発行している「納め LINE」今年1月27日付けに、2年間機構の事務局長であった方大変興味深い一文があります。「機構で担当している事案を見ると、その多くは、換価価値のある財産を所有している滞納者は少なく、法律の処分を適用することをもって、即、解決に至るものは少ない。ほとんどの滞納者は、多重債務、失業、事業不振、病気、家庭不和などを原因として、税の滞納が発生している。また、現在においても、これらの問題の解決の見通しもない状態である」というものです。これは執行部の共通の認識ですか。

【その通りですよ。その上東日本大震災によって、県民は生活破壊の淵に立たされています。だとすれば「震災後における滞納整理機構のミッション」のなかで、「被災滞納者に対しては」「執行停止等により生活再建を支援してゆく」と述べていますが、その通り行うべきです。ところが、実際には執行停止やその判定が何件か、議会にも一切報告されておられません。】

【3）「機構のミッション」では続いて「機構における滞納整理の基本は、「ていねい」な問題解決型の納税相談である。この納税相談で滞納者との信頼関係を築き滞納解消の処方箋を作成していくためには、各徴税吏員の「人間力」による」とあります。

ところが、今年度も私どものところに来る相談事例では、機構の対応は以前にも増して強行で、電話を入れた滞納者には判を押したように、「いついつまでに全額を支払ってください。さもないと差押えをすることになります」とか、「銀行などから借りても支払ってください。支払う意思や返済計画がなければ相談にも応じられない」というものです。これではいくら滞納者が何とか解決したいと機構に連絡を入れても、突き放すようなものです。

言ってることとやっтерことが全然違う。機構のミッションにある通り、人間力で対応するのですか、お答えください。

事務局長が書いているように、滞納者の多くは様々な事情で生活苦に陥り、苦しんでいる県民です。こうした方々に鞭を打つ対応ではなく、滞納の原因を把握し、滞納者の生活再建を第一義的に図ることこそ、滞納の根本的解決につながります。この際滞納整理機構は解散してしまうべきと強く主張します。】

2、仙台空港アクセス鉄道をめぐる問題

空港臨空地域課の決算に関連し、仙台空港アクセス鉄道事業について伺います。

いまや県政最大のお荷物となっているのがアクセス鉄道です。平成 19 年 3 月 18 日に開業した仙台空港アクセス鉄道は、鉄道の利用者数も営業収入も、共に計画の 7 割以下にとどまり、赤字が雪だるま式に増えています。

売上高は、(19 年度)7 億 2224 万円から(20 年度)6 億 9430 万円、(21 年度)6 億 7332.5 万円、(22 年度) 6 億 3641.6 万円へと年々減少し、【当期損益では、(18 年度)▲2 億 3029 万円・(19 年度)▲8 億 8607 万円から(20 年度)▲9 億 6777.8 万円、(21 年度)▲9 億 5440 万円、(22 年度)▲26 億 6683.6 万円へと毎年赤字が拡大し、22 年度末の累積欠損は 61 億 3224.5 万円に上っています。】平成 22 年度末の累積欠損は、61 億 3224.5 万円にも達しています。これはもはや会社としてやっていけないということであり、どこから見ても、このアクセス鉄道事業は破たんしていると見るべきです。

ところが、昨年 5 月に「行動計画」を作成し、原因にはメスを入れず、ただ三セク会社を救うだけの下部構造買い取りという方針を出し、今回の議会で予算執行しようとしています。これで問題の解決、一件落着とはけっしてなりません。

存続したいというなら、私どもが前々より主張してきた、県庁OBが天下っている、仙台空港鉄道・仙台空港ビル・仙台エアカーゴターミナルの 3 つの株式会社の統合運営を直ちに検討・実施し、経費の節減などを図ることが必要ではありませんか。そういう経営努力もせずに、県民の税金をつぎ込むのは問題だと思いますが、如何でしょうか。

また、下部構造を買い取ったとしても、運賃収入は 6 億円余で人件費などでかかる支出の営業費が 13 億円余という構造的な赤字体質は何も変わらず、先日の予算特別委員会の総括質疑で土木部長がお認めになったように、累積欠損のピーク時には 110 億円、鉄道免許の認可条件と言われる開業 30 年後の黒字転換はすでに見込めないのですから、私はこのアクセス鉄道は、破たんは破たんとしてしっかり認めた対応が必要になっていると思います。アクセス鉄道を聖域化せず、撤退・廃止を含めた検討・決断も必要になっていると考えますが、如何でしょうか。

(解説) 地方税滞納整理機構は発災直後は当然のごとく活動を休止していたが、9 月頃より本格的に復活した。それとともに、ほぼ連日ように日本共産党県議団に相談者が訪れるようになりました。その有害な役割がはっきりしています。決算質疑で取り上げました。また、仙台空港アクセス鉄道を鉄道とその下の下部構造を分離して買い取るという「上下分離」論の出發になったのが昨年でした。決算では、この問題も取り上げました。

遠藤いく子議員の朝鮮学校問題の意見書案反対討論

私は日本共産党県議団を代表して、自由民主党・県民会議の佐々木喜蔵議員を提出者と

して、相沢光哉議員・藤倉知覚議員・石川光次郎議員・佐々木幸士議員およびおよび21世紀クラブの吉川寛康議員を賛成者とする意見書第十四号議案「朝鮮学校授業料無償化審査手続き再開の即時撤回等を求める意見書」案について反対の立場で討論いたします。

この意見書案は、各派政調会長会議の場に自民党・県民会議会派から出され、他のすべての会派が反対したために一旦は没になったものです。これをただ数の力だけで、しかも自民党・県民会議会議長を提出者として押し通そうとするのは、県議会の良識が問われる愚挙であることをはじめに厳しく指摘いたします。

日本国内に居住する外国人の子どもたちの教育を保障することは、国際社会の一員として日本の責務です。とりわけ朝鮮学校で学ぶ在日韓国・朝鮮人の子どもたちは、国内で生まれ、居住し、多くが将来も日本社会で生活していくことから、政府が教育を保障するのは当然です。

朝鮮高等学校というのは、もともと在日の人たちが、子どもたちに朝鮮語を学ばせるために、戦後各地に設立した国語講習所を母体に作られたものです。北朝鮮籍ではない朝鮮籍の生徒が46%、韓国籍が53%、日本国籍の生徒もいます。カリキュラムも朝鮮史や朝鮮語の授業を除いて、日本の学習指導要領に準拠したものをとっており、都道府県に教育内容を届けています。

すべての高校生に学ぶ権利を保障するための無償化が、その精神に逆行して新たな差別を生むことは許されません。日本が批准している国際人権規約や子どもの権利条約にも反します。

昨年、この無償化から朝鮮高等学校を除外しようという動きがあった際、3月16日に、国連人種差別撤廃委員会が日本の人種差別撤廃条約の実施状況を検証した報告書を発表し、このような動きについて、子どもの教育に差別的な影響を与える行為として懸念を表明した上で教育機会の提供に一切の差別がない状況を確保するよう勧告をしました。日本弁護士連合会も批判の会長声明を出しています。

意見書案では、朝鮮学校の教育内容が問題だとされていますが、朝鮮学校での教育は、教科書はハングルで書かれていますが、日本の学習指導要領に準拠したものであることは、日本の大半の大学が朝鮮学校卒業者を高校卒業と同程度の学力があるとして受験を認めていることから裏付けられています。

朝鮮史の授業等が偏向しているから問題だという意見もありますが、子どもの権利条約では教育の目的として「児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文化に対する尊重を育成すること」と明記しています。

さらに、意見書案では拉致問題などを理由にあげています。もちろん、拉致問題や延坪島（ヨンピョンド）砲撃事件は断じて許せるものではありません。しかし、北朝鮮政府が拉致に関与し、砲撃という軍事的威嚇行為をおこなったからといって、それと在日朝鮮人などの子どもたちの学ぶ権利とはかかわりがありません。何の関係もない生徒たちに見せ

しめのように報復まがいのことを強制しようとするのは論外です。

朝鮮学校が今日のような形で存在している背景には、戦前の日本による朝鮮侵略と植民地支配の歴史があります。それだけに、日本政府には国際条約や人権の精神にそった誠実な対応が強く求められています。無償化問題は、党利党略を優先させる見方、考え方ではなく、何よりも子どもたちの学びを保障するという見地でとらえるべきであり、県議会の良識を発揮した対応を強く求めて、私の討論と致します。

ご静聴ありがとうございます。

（解説）各党派政務調査会長会議で不調に終わった意見書が自民党から急きょ提出があり、討論をしました。自民党以外の他党派が反対したにもかかわらず、反対討論に立ったのは日本共産党だけで、賛成討論を自民党県議がやりました。あまりにも理不尽な提案なので、記録に残す意味で、討論の冒頭で推薦議員の実名を紹介することにしました。

横田有史議員の反対討論＝二〇一一年十月十八日

私は日本共産党県議団を代表し、提案されている三十九ヵ件の議案中、議第二百三号、二百十八号、二百二十八号、二百三十一号、二百三十五号、二百三十六号、二百三十八ないし二百四十一号の十ヵ件に反対し、討論いたします。

今議会は今後十年間にわたる宮城県の「震災復興計画」を審議する大事な議会でした。被災者の生活と生業の再建に大きな影響を与える「県計画」であるだけに、私どもは党利党略や思想信条の違いを乗り越え、多少の問題があっても超党派で一致して震災の復旧・復興にあたっていきたいとの立場をつらぬいてきました。

事務局原案が示されたときの質疑でも、原発・放射能問題や宅地被害についての記述がないことを指摘し、その後反映されたように、私どもは建設的提案に心がけてきました。しかし、県の計画案は、率直に言って、二次案から最終案に至る経過の中で、開発型計画の色彩が強まり、震災復興とは無関係の施策が突如入り込むなど、看過できない根本的な問題を内包しています。

第一に、「計画案の五つの理念」の第三にある『『復旧』にとどまらない抜本的な『再構築』』とは、阪神・淡路大震災の際に使われた「創造的復興」と同義であり、被災者の目線からはずれた、上からの開発押しつけを推進し、正当化する考え方です。実際、神戸市の長田区では問答無用の再開発計画が推進され、震災から十六年経った今日もな、住民と中小零細業者を苦しめています。また、飛行機の飛ばない神戸空港建設や医療施設の集約化などには莫大な復興予算が投入されました。まさに、「復旧なき再構築」論とは、被災者の立場を無視し、財界・大企業などがねらう新たな大型開発を「再構築」の名のもとに推進

しようとするものに他なりません。

第二に、計画案は、規制緩和、増税、ＴＰＰ推進に通じる国際競争力の強化や、財界・大企業が企画段階から自治体のまちづくりに参入するＰＰＰ方式など、新自由主義的「構造改革」路線を復興の基調に置いていることです。理念で言う「先進的地域づくり」や「復興モデル」の構築という考えも、中身は構造改革型復興のモデルをつくろうとするものに他なりません。そこには、被災地や被災者の「震災以前の生活を取り戻したい」という願いは顧みられず、また宮城の基幹産業である農林水産業を一刻も早く復旧したいという、生産者の至極当然の思いも後景に迫いやられています。

第三に、最終案に突如として盛り込まれた、「国際リニアコライダー構想」の誘致や「メディカル・メガバンク構想」の推進などは宮城県の復旧・復興とはまったく無関係のものです。「国際リニアコライダー構想」は、岩手県の北上山地が国内候補の一つとなっていますが、宮城県の復興とは何の関係もありません。「メディカル・メガバンク構想」は被災地に多く見られる三世代同居型家族構成に着目し、究極の個人情報と言われる遺伝子研究をしようと言うもので、医療関係者からは倫理性などについても問題視されています。震災に便乗して、このような計画を突然滑り込ませるやり方には同意できません。

最近（今年九月）、岩波書店から翻訳が出たカナダ人ジャーナリストのナオミ・クラインの『ショック・ドクトリン 惨事活用型資本主義の台頭』がベストセラーになっていますが、危機や恐怖を利用した政治・経済改革について、過去三十五年間を分析し、大惨事につけ込んでミリタリズムやネオリベリズム、ファシズムが台頭する資本主義国家の特徴が解明されています。今回の大震災を奇貨・チャンスと考え、ＴＰＰや消費税増税、規制緩和、道州制、日米同盟の礼讃・強化などが一気に企てられている点に注意すべきです。

いま何よりも重要なのは、被災者の暮らしを確固として再建するための「人間と暮らしの復興」であり、コミュニティーを再建するための「絆と連帯の復興」です。そして今回の東日本大震災の最大の特徴とも言うべき、一次産業生産者の壊滅的状况からの「生業（なりわい）の復興」ではないでしょうか。

県の復興会議メンバーに被災者の代表が一人も参加していないことや会議の半分を東京で開催したこと。県内企業への発注の重視と言いながら、実際は仮設住宅やがれき処理を見るまでもなく、大企業・ゼネコンに一括丸投げしている事実などを見れば、計画案がその作成手法も内容も、根本において被災者の方を向いているとはいいがたいというのがわが党県議団の見解です。復興への道のりは長く困難を伴うものです。わが党は、復興に向けた県の取り組みをしっかりと監視し、今後とも建設的な提案をおこない、被災者の生活と生業の再建に全力を尽くしていくことを表明し、議第二百三十一号議案、「宮城県震災復興計画」に反対します。

次に、議第二百三十三号議案、一般会計補正予算ですが、今回の大震災に便乗し、県政最大のお荷物であり、いまや失敗の象徴である仙台空港アクセス鉄道について、民間金融機関

への借金返済で三セク会社の資金がシュートするのを避けるためと称して、八十五億一千万円で「下部構造」を買い取るとされています。さらに、アクセス鉄道の震災復旧費の全額を県で面倒みてあげる十六億五千万円も計上されています。震災後の県が仙台空港鉄道株式会社に貸し付けた二十一億円を合わせて、三十七億円の復旧費については、国が全額補助金で面倒見ると報道されており、他の課題については緊急の追加・追加で議会を引き回しておきながら、アクセス鉄道関連については減額提案もしないというのは全く腑に落ちません。

三セク会社の約八十九億円の借入金の内訳は、政府系の日本政策投資銀行が三十億円、その他の金融機関分が五十八億八千八百七十万円です。市中金融機関の内訳は七十七銀行が十五億円、仙台銀行が七億円、その他八行でそれぞれ六億八千七百四十万円となっています。三セク会社のローン対策というのなら、日本政策投資銀行は、政府による100%出資の株式会社であり、財務省所管の特殊な政策金融機関ですから、未曾有の大震災も踏まえ、国と協議し当面の返済猶予を引き出すべきです。また七十七銀行や仙台銀行は一億円および三千万円を出資している三セク会社の構成員ですから、赤字経営からの脱却に責任の一端を有しており、みずからの貸付金の返済猶予も当然検討に入れてもらうべきです。さらに三セク会社は、累積欠損が拡大しているとはいえ、平成二十二年度末で約二十一億円のキャッシュを持っています。それなのに、なぜ県が貸付けや補助金などの支援を続けるのか、少しでも三セク会社を傷をつけてはいけなと言わんばかりの破格の扱いに驚くばかりです。県がすべておんぶに抱っ子ではなく、徹底した経営努力にまず全力を傾注させるのが県の責任ではないでしょうか。それもせずに今回のように、すべて県民の税金で、法的にも権利関係があいまいな下部構造を買い取り、赤字の尻拭いをしてあげるとするのは、いくらなんでも異常であり、撤回を強く求めるものです。

また、復旧・復興のあり方という面からみて、アクセス鉄道や夢メッセ、アクセルなど空港・港湾関係の施設復旧は一刻を争ってやりながら、県民の生活や文化は限りなく後回しにされています。例えば、仙台市管轄の国際センターやメディアテークは基本的な復旧を果たしている一方、築四十七年という事情があるにせよ、県民会館は工事着手どころかいまだに調査中で、来年三月までの休館がさらに伸びるとさえ言われています。高校生たちがクラブの発表会の会場がないと泣いて訴えています。富県戦略に関する施設だけは我先に復旧費をつけながら、県民が広く利用する施設を後回しにするのは、震災復興の優先順位が逆立ちしているのではないのでしょうか。

次に、亘理名取ブロックのがれき処理に係る四件の契約案件についてですが、宮城県の震災復興の異常さを示したのが、今議会冒頭に先議として強行された石巻ブロックの二千万円にもおよぶ契約です。これをたった二日間の審議で決めてしまったことに、県民から強い批判の声があがっています。それと基本的には同じ手法で、性懲りもなく持ち出してきたのが、亘理名取地区のがれき二次処理にかかる契約です。

四箇所あわせて一千二百億円を超える莫大な契約です。これをわずか半日の審議で委員会採決させ、木で鼻をくくったような資料で認めろというのはどだい無理な話です。

まず第一に、ゼネコンが代表企業にならないと事業ができないという誤ったドグマにもとづく判断がされていることです。落札したゼネコンが地元の廃棄物処理業者を回って分別処理などのノウハウを尋ね、教えを請うている状況さえあります。県内業者や地元業者でも、仙台市のように充分できる仕事を故意にゼネコンに一括丸投げしていることは明らかです。

第二に、この間のプロポーザルの金額部分は入札に参加したJVすべてが満点をとっていますが、業務予定価格の八〇%を入れれば自動で満点になるわけですから、価格評価は何の意味もありません。技術評価のプレゼンス力に左右される要素が大きいのですが、同じJVが地域間で評価・得点にバラツキがあるのは、本命との差別化を図った可能性・疑いが大きく、今回のプロポーザルは極めて問題のあるものです。

第三に、各地域で行政側の審査員が変わっているにもかかわらず、学識経験者の三人が固定されているからと、その氏名やどの個々の審査員がどういう配点をおこなったのかなど、いっさい第三者の検証をさせないという不透明さも異常です。

第四に、資料などで呈示された県外処理について、後追いで放射能汚染調査をやり、これから関係自治体との協議に入るとのことですが、雲を掴むような、破たんの可能性が極めて高い処理工程を前提とした発注となっています。

第五に、石巻と同様に亘理名取地区も談合情報が寄せられ、そのうち二箇所が談合情報通りであったということですが、石巻同様すべて行政内部だけで処理されたのは重大です。外部委員を入れた入札適正化委員会を開催し、厳格に対処すべき事案に他なりません。

第六に、各箇所とも環境影響評価は施設の設計ができてからの理由で後回しにされています。がれき処理を急ぐのは当然ですが、それを口実に環境アセスを軽視することは正しくありません。

第七に、県の復興計画案には、県議会の議論もあり、「復興事業においては県内企業への発注に努める」とありますが、これがまったくの嘘偽りであることが、このがれき処理をめぐり明らかになりました。地元はただ手足として下請、孫請けに入ってさえいれば良いという考えにすぎません。

以上指摘した理由により、議第二百三十八ないし二百四十一号議案、名取市、岩沼市、亘理町、山元町分の四件の廃棄物処理業務に係る工事委託契約の締結について反対いたします

議第二百十八号議案は地方税法等の「改正」に伴い、県税条例等の一部「改正」を行おうとするものですが、以下二点の理由で賛成できません。第一は今年十二月三十一日をもって終了予定の大資産家向け証券優遇税制をさらに二年間延長させる問題です。村井知事をはじめ民主党野田内閣は大震災からの復興財源に消費税増税を充てようとしています、

富裕層には減税、庶民には増税など到底認めることはできません。第二は納税者に対し、罰則を強化する問題です。「滞納は悪」とする地方税滞納整理機構の役割に見られるように、人権を無視した税務調査や滞納処分・差し押さえなどの乱暴な権力行使をいっそう助長するものであり、容認できません。

議第二百二十八号議案は仙台空港アクセス鉄道の延命のために、美田園駅のすぐそばに教育・福祉複合施設を建設し、その中に仙台一校通信制を独立させ「宮城県美田園高校」を新設しようとするものです。しかし、これまで繰り返し問題を指摘してきたように、現在より不便な場所に設置される通信制を望む関係者は一人もいません。一九四八年（昭和二十三年）に、仙台一高と古川高校の通信教育部が設置され、一九五五年（昭和三十年）には古川高校の通信教育部が仙台一高に統合、高校一般全科目が開講。現在まで卒業生は四千八百五十八名を数え、各方面に人材を送り出してきました。こうした本県唯一の通信制の歴史と伝統は、仙台の中心部近くに位置する仙台一高の通信制として築かれてきたものです。アクセス鉄道の利用者確保のためというきわめて姑息な目的のために、歴史と伝統ある仙台一高通信制の廃止を断じて認めることはできません。

次に、議第二百三十五号議案は二〇一〇年度一般会計決算及び各特別会計決算について、認定しがたい主な理由をのべます。

第一に、前年に政権交代で誕生した鳩山内閣がわずか九ヵ月で菅政権に代わるもとの、村井県政二期がスタートした年度であります。大企業中心の「富県戦略」のために、不要不急の事業に惜しみない血税の投入がいっそう進められ、その際たるものが、大和インターからわずか三キロメートルの北部工業団地の真ん中に、三十五億円もかけて大衡インターを設置するというものです。石巻港整備や仙台港背後地整備事業、仙台空港アクセス鉄道などは見通しもなく推進しながら、「聖域」としてその関連支援策が推進されました。その一方で、大義のない庶民増税である「みやぎ環境税」が日本一高い千二百円で導入を決定した年でもあります。

さらに、地域経済を土台で支える農林水産業や地元中小企業に対しては、ほとんど目を見張る事業展開はありませんでした。中でも二〇一〇年九月議会で経済波及効果の大きいリフォーム条例の制定を求める請願が全会一致で採択されたにも関わらず、その具体化をまともに行わなかった村井県政の対応は県民の要望と議会の意思に対する背信行為であることを厳しく指摘するものです。

第二に、生活に困窮する県民にはきわめて冷たい懲罰的対応がとられてきた問題です。その一つが県立高校授業料滞納者に対し、滞納額を免除する代わりに退学処分を課するという全く非教育的対応に固執している問題です。

そして、もう一つが国保税をはじめとした個人住民税滞納者に対する取り立ての強化という問題です。今議会で遠藤議員が指摘したように、地方税滞納整理機構に移管されている滞納者のほとんどは県当局も認めるように、換価価値のある財産を所有しておらず、多

重債務、失業、事業不振、病気などを原因として生活に困窮している県民です。知事は地方税滞納整理機構の成果として徴収率の大幅アップを引き合いに出しますが、それこそ弱いもののいじめを誇っていることと同じではありませんか。機構は今年度までの時限的組織ですが、三年の延長が検討されているなどと報じられていますが、予定通り解散すべきです。そして、滞納問題は住民の顔の見える市町村が滞納者の生活再建と合わせて適切に対応すべき課題であることをあらためて強く主張するものです。

また、議第二百三十六号議案、二〇一〇年度公営企業会計決算には、県が政策医療として責任を持つべき県立三病院を地方独立行政法人に移行する内容を伴っていることから認定することはできません。

以上、同意できない議案について、その理由を簡潔に述べてまいりましたが、今朝の新聞報道をみて驚いたのは私だけでしょうか。昨日は定例記者会見で知事は、水産業特区に関して、「特区法案は主張通りの内容だ。政府の前向きな検討に感謝したい」「二〇一三年度に必ず導入する」と明言したというのです。

産業経済委員会での審査は、慎重には慎重を期し、「知事と県漁協との話し合い」をうながす、附帯決議まで積極的に付して、配慮したのに、一顧だにしようとしめない態度は、議会軽視もはなはだしいものと言わざるをえません。

さらに重大なことに、かねてより私どもが事実確認を求めていたにもかかわらず、昨日になってようやく人事課が「三月の福島原発事故の最中の、今年四月一日にも宮城県環生部次長が東北電力に天下っていた事実」を認めました。

「みやぎ夢大使」だった菅原文太さんも『週刊文春』（九月一日号）で、放射能対策に対する宮城県の対応を批判しています。「村井知事が迅速に検査を行っていれば、汚染された稲わらが流通するのを止められたでは、と思うと憤りを覚えた。果たして知事に責任の一端はなかったのか。失礼ながら、知事は農業が全くわかってない。こんな知事を米どころで選んだのが間違いだとすら思ったよ」

本当に一から十まで、議会のチェック機能など全く無視する村井県政の思い上がった態度と断じざるをえませんし、徹頭徹尾議会を小馬鹿にした態度に終始していると言っても過言ではありません。

先の『ショック・ドクトリン』の指摘の通り、大震災に乗じて、この際何でもありという県当局の手法と施策展開を厳しく糾弾しつつ、私の討論と致します。

（解説）今後１０年間の「復興計画」を審議し決定するところに今議会の大事な任務がありました。それだけに、討論ではなぜ県の「復興計画」に賛同できないか、宮城県の復興計画がいかに被災地や被災者の現状とかけ離れているかについて論及しました。被災者を主人公とした、生活と生業の再建を軸にした復興のあり方についてあらためて党の立場を展開しました。

水産特区撤回請願への横田賛成討論＝１０月１８日

請願番号３３１の１「水産業特区創設の撤回に関することについて」附帯意見を付して採択されたと言う、ただ今の委員長報告に賛成し、討論いたします。

もともと、自民党を始めとする政調会長を中心に、全ての会派が紹介議員に記名している請願について、これほど取扱いが混乱していること事態、極めて奇異に感じざるを得ません。

「宮城県の水産業特区創設につきましては、撤回されますよう請願いたします」という趣旨の請願理由は「宮城県は今回の震災から漁業の復興を図る為、漁協に漁業権を優先的に付与するよう定めた漁業法を緩和し、企業の養殖業への参入や資本の導入による漁協の再構築を図ろうとする水産業復興特区の創設を提案しておりますが、水産業関係者への説明・議論もなく、あまりにも唐突で、漁業復興に向け動き出している被災漁業者の意欲を無視した驚くべき提案であり、誠に遺憾であります」と述べています。

３・１１の大震災と巨大津波により件漁協１０４３７名のうち、死者・行方不明者は４５２人に上り、家屋の被災は判明しているだけでも全壊・半壊が５０００棟以上、最盛期を迎えていた養殖施設も沿岸小型漁船も全滅するという存亡の危機に直面している状況の中で、懸命に復旧に取り組んでいた漁師や地元に関し、全く説明せぬまま、東京の会議で突如、漁業権に切り込む提案をしたことで、県漁協をはじめ漁師の方々が怒り知事への不信感を募らせたのは当然、とマスコミが描いたのも当然です。

７月３日、石巻で開かれた「宮城の未来を考えるつどい」で、木村稔前漁協会長は「水産特区はもともと経団連のシンクタンク日本経済調査協議会が提言したもので」請け売りに過ぎないと喝破し、『公平、平等に漁業権を行使できるのは漁協があるからだ。漁協による漁業権の一元管理が無くなれば、安定した生産が維持できなくなる』と断言しています。

事実、一昨日までの政府の確認によれば、被災地に認める特区として、①７人以上が社員や株主、②地元漁業者世帯の７割以上が社員や株主の何れかを満たす企業に対し、漁協と同等の優先順位を与え、両方から求められた場合には、知事が、どちらがふさわしいか判断するとされ、更に緩やかにされて居ます。しかも、放射能の広がりの中で、本当に企業が参入を願っているとは考えられません。むしろ、『開発が狙い』と断言している学者もおります。

国民共通の財産である海を企業の身勝手に乱獲や乱開発を許すわけには生きません。（原稿未了）

（解説）産業経済委員会で採択された請願が本会議で否決に。全会派が紹介議員になった請願が本会議で否決されるという前代未聞の事態となりました。横田県議は漁民の生業を守る視点で賛成討論をおこないました。

横田議員の本会議質疑 10・19

アクセス鉄道下部構造買い取り契約をめぐる質疑

昨日新たに提案された、中小企業支援の予備費活用の追加補正と復興宝くじの2件の議案の審議の為に、一日延長された議会に対して、ただ今、更に追加提案された議題244議案『仙台空港アクセス鉄道の鉄道事業施設の財産の取得』について伺います。

1、第1に、日本における鉄道線路の定義と今回の「下部構造買い取り」は完全に矛盾するという問題です。

日本工業規格（JIS）によれば、線路とは「レール・枕木・道床などが含まれる軌道、および盛り土や切り取りなどを施して道床を支える路盤、橋梁などの構造物を含めたものを指す」と明確に規定されています。従って、「レールなどを除いた、その下部構造を買い取る」というやり方は、「線路とは一体的な構造物である」とする日本工業規格の考え方から明白に逸脱しています。県は「鉄道事業会計規則」にもとづき、細部を処理したと強弁していますが、一体的構造物を分離すること自体に問題があると言わざるを得ません。「線路の構造を分解して、鉄道事業免許の必要・不必要を国と話し合っ分けた」と弁明していますが、どういう協議が行われ、どのような結論に至ったのか、その詳細を明らかにして戴きたい。その協議記録はあるのでしょうか。有とするならば、議会にきちんと、その記録を提出して戴きたいと考えますが、如何でしょうか。

2、第2に、「下部構造の買い取り」に伴う「法的責任関係」を、どのように相互に確認しているのか、と言う問題についてです。

下部構造の買い取りにより、県有施設分で発生した事故について、法的責任が生ずるのは当然と考えますが、プラットフォームで事故が起こった場合はどうなるのか。今回の買い取り契約では、改札機内の事故は会社、そこからエスカレーターまでは県、エスカレーター内は会社などと、非常に複雑な法的関係が生じることになっています。

プラットフォームの表面に貼られている、ブロック・タイル・アスファルトは、会社資産とされていますが、例えば構造的欠かんからタイルなどが滑り落ちて、それによって事故が発生した場合はどちらの責任になるのでしょうか。お答え下さい。

3、第3に、使用料等についての明らかな対応の違いについてです。

三セク会社が県に支払うべき下部構造の使用料＝年間約八億円について、平成25年度までは、「行動計画」期間ということで、100%減免することになっています。ところが、25年度以降についても、会社の現金収支見通しの一覧では、引き続き県は使用料を徴収しないことを前提にシミュレーションされています。その一方で、空港内の国管理の施設の

使用料については、毎年全額支払うようにシミュレーションされています。

使用料については、国には払うが県には払わないという会社の想定・態度について、県は了解しているのか。了解していないとすれば、会社の収支見通しなどの試算は全面的に作り替えさせるべきです。お答え下さい。

4、第4に、累積欠損の黒字化が平成77年までかかるとする予測シミュレーションについてです。

平成10年のアクセス鉄道事業を開始する際に、コンサルが作った『仙台空港アクセス鉄道事業免許申請予備調査・報告書』では、「鉄道事業免許においては、一般的に健全な事業採算性が確保される目安として、累積営業収支、累積資金収支ともに開業後30年以内の黒字転換が必要とされている」とあります。

ところが、今回、下部構造を買い取り、当面の危機を回避したとしても、減価償却を含めた累積赤字が黒字化するの、平成77年というシミュレーションが出ていますが、間違いありませんね。

しかもこれは、「施設使用料として県に毎年払うべき約8億円を払わないという前提で行っているシミュレーションであり、そんな前提で試算しても、平成77年までかかるということ。

開業後30年以内どころか、甘く見ても58年後ということは、鉄道免許事業者としての適格性の前提が完全に崩れていると言わざるを得ませんが、如何ですか。

5、第5に、たった2億円の損得勘定だけで強行しようとしている、完全に議会を愚弄する契約劇であり、本日の追加提案ではないかとの疑惑についてです。

日本政策投資銀行から借りている30億円について、10月中に返済すれば繰上げ弁済補償金の約2億円を出さなくても良いからという理屈で、今日、どさくさまぎれに、まったく理不尽な契約案件が出されています。

実は、日本政策投資銀行は、通常であれば2億円の補償金を免除すれば、会計処理上は寄付金となり、約40%の税金・約8000万円を納めなければいけないが、今回の大震災に際して国税が出した特例措置で、震災復旧にかかるものについては損金扱いができることとされることから、このタイミングにしたと説明されています。政投銀自身が2億円も免除した上に8000万円も税金とられるのはかなわないからと、鉄道会社と政投銀の思惑が一致したからということ。しかし何のことはない、今回の議案は両者の損得勘定だけを口実に急がれている契約劇にすぎないではありませんか。

2億円という額は確かに大きいかも知れませんが、政府所管の日本政策投資銀行の損得の為に、こういう形であわただしくつきあわせられ、しかも、結局県民の税金で買わなくてもよい下部構造を、時間をかけた精査も行わないままに「購入する」というやり方は、手法も乱暴だし、内容も極めて異常な契約劇と言わざるを得ません。

県民に対する説明責任を果たせる、しかも、将来に亘っての県民に対する責任を自覚した、明確な答弁を求め、壇上からの質問と致します。

（解説）アクセス鉄道の買い取りを拙速に急ぐ背景・事情などについて鋭く切り込み質問しました。日本共産党ならではの質疑です。アクセス鉄道にもろ手を挙げて賛成してきた他党には絶対にできない質疑です。

遠藤いく子議員のアクセス鉄道買い取り契約への反対討論＝十月十九日

私は日本共産党県議団を代表して、議第二百四十四号議案、鉄道事業施設の財産の取得について反対し討論いたします。

仙台空港アクセス鉄道は県政による失敗の象徴であり、当面の経営危機を単に回避するだけの「下部構造」買い取り論は問題を先送りするだけです。実際、本日午前中の建設企業委員会の審査の中でも、土木部長は「長期的には私としてもどうしたら良いかわからない」と発言したと聞きました。三セク会社がつくった、甘い収支見通しでも、累積赤字を解消し採算ベースに乗るのは平成七十七年ですから、非常に気の遠くなるような話です。

ここまで破たんが明瞭なアクセス鉄道について、知事は「富県戦略のステータスをあげている」などと言い訳し、失敗をつくろう発言をしています。仙台空港やアクセス鉄道は宮城県のみならず東北の発展を支えるインフラだから県民の税金投入もやむをえないなどと、今回の上下分離方式を肯定する見方もありますが、こうした考えで鉄道事業を推進してきた結果が今日の事態をまねいている点を直視すべきです。

アクセス鉄道はその事業化をめぐって、最初の判断が求められたのは平成十年三月でした。当時、宮城県は仙台空港アクセス鉄道事業が可能かどうかを判断するために、コンサル会社に委託し、需要予測および収支見通しを調査してもらいました。この需要予測が、いかに過大であったかは、昨年、当時国がおこなった予測値との違いが明らかになりました。例えば、二〇〇八年度の国の旅客予測値は二百七十九万人、実績は二百六十九万人で九六％です。これに対し、県が委託したコンサルがおこなった予測値は二〇一〇年度で四百三十万人ですから、桁違いの過大予測をしていたことになります。問題は、この過大予測をもってしても、収支予測をした当時のコンサルは、鉄道事業で一般的に採算が確保される目安とされ、鉄道事業免許の認可基準とされた、累積欠損額の三十年以内の黒字化はできないとの結論でした。『報告書』に「基本ケースの収支予測では、開業後三十年以内には、黒字転換しなかった」とはっきり書いています。具体的に黒字転換は営業収支が開業から三十三年後、資金収支が三十六年後とされていました。この『報告書』を県議会に隠

し、コンサルが用いた運賃上昇率「五年一二%」を県が勝手に「三年一〇%」に直し、県議会に報告されたのは営業収支が二十年後、資金収支が二十八年後と、いかにも三十年以内に黒字転換するようにデータを改ざんしたのが当時の県執行部でした。素直に考えれば、本来はここで立ち止まって、中止を含めた判断をすべき事業でした。

こうして県議会と県民をだまし、あたかも三十年以内の黒字化は可能との指標を出して事業が推進されました。さらに、ここまで事態を深刻にした大きな原因の一つは、開業時直前の平成十八年十二月の運賃認可の際に、それまでギリギリ過大予測値を見直し、一日の乗車予測を七千四百人としていたのを、ダイヤモンドシティが開業するからとか運賃を少しでも下げたいからなどとして、予測値を一挙に一万人に変更したことです。平成二十二年度の平均乗車数は約六千四百人まで落ち込んでいますが、昨年五月に策定された「行動計画」では平成二十六年度までに一日七千八百人を目標にするとされています。皮肉にも、一日七千四百人を予測していた時点の規模にもどった状況になっています。

以上のような経過をたどったわけですが、以下提案されている議第二百四十四号議案に反対する理由を明確に述べておきます。

第一に、今回の下部構造買い取りとは、その動機・目的・財産の取得範囲等、そのすべては、県が主導した三セク会社の経営危機を回避するためのものだという点です。

なぜ八十五億円で買い取るのか、それは民間金融機関への借入金の残額である八十数億円に見合うように買い取るということだけが先行しています。そのために本来は一体的構築物である鉄道をレール部分さえ買わなければ鉄道事業者にならなくても良いとして、あちこちを分断・分離して買い取るという前例のない無茶苦茶なやり方がされています。「鉄道事業会計規則」にもとづくこととされますが、その「規則」では、線路設備とはレールや枕木などの軌道、土工、橋りょう、高架橋、トンネル、排水設備、機械安全設備、防護柵など線路諸設備などとされており、鉄道事業者はこうした固定資産を管理・運用するとされています。これを八十数億円を生み出せるように買うということですから、明確な理念や基準で分離したものではありません。

第二に、土木部長も「長期的に今後どうしたら良いか」ともらしたように、県が使用料を徴収しないという前提でつくられた見通しでも、累積赤字が解消されるのは平成七十七年、いまから五十四年後です。県が会社に貸している転貸債の七十九億円をどうするのかを含め、今回の買い取り案は問題をただ先送りしているだけです。

第三に、本来は来年度に買い取りを想定していたのが、本日緊急に追加提案された最大の理由は、仙台空港株式会社の借入先である日本政策投資銀行に一括繰上げ償還する際に生じる契約上の違約金、すなわち繰上げ弁済補償金の約二億円を免除してもらうということと、政投銀側も通常なら約八千万円の税負担が生じるところが、今なら震災復旧の損金扱いで払わなくても良いという両者の損得勘定からきていることです。これは財務省所管の特殊な政策金融機関である日本政策投資銀行の税金逃れのための契約劇に他なりません。

以上、今回の契約は、将来にわたる県民に対する責任を自覚すれば、けっして拙速な判

断をしてはいけない内容です。県民への説明責任という点でも全く不十分なまま、また私どもが以前から提案している空港関連の外郭団体の統合やＪＲへの移管・譲渡など十分に時間をかけた精査もないままに、返還の見通しが全くない買い取りへの資金投入を認めるわけにはいきません。拙速な採決のやり方にも強く反対し、私の討論といたします。

（解説）この機会にと思い、仙台空港アクセス鉄道をめぐる歴史的な総括をする意味をこめてかなり立ち入った問題の指摘をおこないました。

【申し入れ書】

2011 年 3 月 13 日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

日本共産党参院議員

紙 智子

大門実紀史

日本共産党宮城県会議員団

「東北地方太平洋沖地震」被害対策にかかる緊急要望

前例のない大地震に見舞われ、人命救助を最優先に被害対策に全力をあげられていることに敬意を表します。

私どもに寄せられている被災者からの要望に機敏に応えられるよう、下記の通り申し入れます。

- 1、行方不明者の捜索をはじめ、孤立状態にある被災者の救助に全力をあげること。
- 2、人工透析患者の人工透析受入れ病院の確保に全力をあげること。
- 3、医療・福祉施設において自家発電を維持できるよう、Ａ重油や軽油、灯油の供給対策に

全力をあげることに。

また、関係者の車両に必要なガソリンの入手が困難になっていることから、国に対し、必要な燃料が供給されるよう強く要望すること。

さらに、食料の備蓄が底をつきかけていることから、食料が確保されるよう万全を期すこと。重度心身障害者施設ではオムツが足りないとの要望があり、対策を講じること。

4、避難所において水と食料、暖房と照明の確保、毛布、衣料、トイレ、女性の生理用品・オムツなど避難住民の必要物資と体制、医療の確保に全力をあげることに。また、福祉避難所を準備すること。

5、救難・救援を求める県民に必要な情報が正確に伝わるようにすること。

6、女川原発において数百倍の放射線が検知されており、施設の緊急点検を行い、万が一にも施設外への放射能漏れがないよう万全を期すこと。

（解説）発災から2日後に大門・紙両議員とともに、村井知事に直接会って申し入れた要望書です。

宮城県知事 村井嘉浩 様

福島第一原子力発電所事故と放射能測定問題に関する申し入れ

2011年3月28日

日本共産党宮城県会議員団

県議 横田有史、遠藤いく子

大震災への救援、復旧・復興に全力をあげているみなさんの奮闘に敬意を表します。

東京電力福島第一原発で起きた最悪の事故が長期化の様相を呈する中で、宮城県内でも日々不安と健康被害への懸念が広がっています。様々な疑心暗鬼や風評被害を払拭するためにも、科学的知見と徹底した情報公開が重要と考えます。放射線関係の科学者をはじめ、

私どもへも放射能測定に関する要望・意見が次々と寄せられています。以下、この間出されている意見・要望をまとめましたので、機敏にこえられるようお願いします。

1、水道水及び県内産原乳や農産物の放射能測定について

東北大学に測定分析を急ぎよお願いしたということですが、以下の2点をご検討ください。

①測定結果の系統的把握と比較検討が重要なので1回きりではなく継続的な測定をおこなうこと。

②測定分析機関は一つだけではなく、他県の大学など複数の分析機関に依頼し、多角的把握ができるようにすること。

2、大気中のモニタリングと移動車による測定問題について

現在、今回の原発事故対応に係るモニタリングは、移動車による5地点（仙台市、名取市、岩沼市、亘理町、山元町）とサーベイメーターによる大河原、白石市の2箇所の測定となっていますが、以下の方向での改善・拡充を要望します。

①気象学の専門家の意見も聞いて、モニタリング地点を広げること。

②移動車によるモニタリングは、本来累積放射線量のモニタリングが必要な点から見て問題があるとの指摘もあり、必要な測定器を緊急に調達するなどし、固定地点での測定をおこなうこと。

3、原子力センターや保健環境センターなどの測定器が使えない問題について

文部科学省発表の「大気中の環境放射線量水準調査結果」など、国の受託事業になっている測定事業が、宮城県は測定器が使えないために、福島県は原発事故の避難箇所にセンターがあるために「計測できず」となり、住民の不安を増大させる一因ともなっています。

宮城県は女川町の原子力センターの測定分析器がつかえないとともに、保健環境センターが地震で深刻なダメージを受けたために測定できないと聞きましたが、大至急、国とも相談し、測定のための代替措置をとれるようにしてください。

4、海洋汚染の緊急調査を実施することについて

福島第一原発の放水口付近で海水のサンプリング調査をおこなった結果、限度の百倍を超える放射性ヨウ素が検出されたとの発表もあり、深刻な海洋汚染が心配されています。

宮城県としても緊急に海水への放射能汚染の影響の有無について調査してください。

5、プルトニウム汚染の有無を緊急に調査するよう国に要請すること

福島第一原発の3号機ではプルサーマル運転をおこなっていた経緯があり、プルトニウムを混ぜたMOX燃料が使われていました。いま3号機も建屋が爆発し、白煙や黒煙が上がっており、放射性物質が大気中に放出され、拡散している状況です。しかし、東京電力はプルトニウムについては計測してこなかったと言われていました。急きょサンプリングし、国の検査機関が調査するとの報道もありますが、宮城県でも女川原発でプルサーマル運転が強行されることになっていることから、県民の中にはプルトニウム被曝を心配する声もあります。プルトニウムは放射性物質の中でも最も毒性が強く、半減期が2万4000年、0.00005ミリグラムでも体内被曝すれば命に関わるとも言われており、宮城県としても緊急に国に調査を申し入れるべきと考えます。

以上

（解説）党県議団はこの申し入れをはじめ繰り返し宮城県の放射能対策が遅れていることを指摘し、早期の全面的な調査を申し入れてきました。

宮城県知事 村井嘉浩 様

大震災被災者救援に関する緊急の要望について

2011年3月28日

日本共産党宮城県会議員団

県議 横田有史、遠藤いく子

1、被災者の医療の確保に関して

災害拠点病院をはじめ全県の医療機関が奮闘している。全国からの医療支援もある中で、当面急ぐ問題として急性期の治療を受けた患者の受け皿について

- ① 社会福祉法人と連携して、福祉避難所の設置を急速に増やすこと
- ② 県内の療養病床の活用
- ③ 公立病院の休止中のベッド活用について早急に検討すること

- ④ 被災者の医療費窓口負担について、支払い猶予を徹底すること
免除基準を拡充すること

2、避難所入所者の健康維持のため、自治体の責任で入浴を確保すること
民間に委託する場合、移動用のバスと燃料の確保は自治体の責任で

3、県外避難について

しきりに言われているが、具体的情報に乏しく不安をぬぐえない。

- ① 当座の生活費のために見舞金の支給を急ぐこと
② 県外避難の前に、県内民間借り上げを具体的に確保して情報提供を行うこと

4、当面、緊急小口融資は市町村社協の決済で行えるようにすること

5、住宅応急修理制度の対象と内容・期間についてより拡充すること

6、被災者が各種被災者支援制度などを利用する上でも、罹災証明書の交付が必要であり、速やかに発行されるよう関係市町村を支援すること
また他の自治体に避難中の被災者の対しては、実情に即した申請受付ができるようにすること

7、国に強く要望すること

- ① 3月分の保育料徴収を免除すること
② 保育所運営費は、3月中開所に関わらず、保障すること
③ 自立支援法に基づく障害者施設の報酬は、休止に関わらず保障すること
④ 医療機関の診療報酬について、阪神淡路大震災同様、請求せずとも2ヶ月前実績で支払うなど特別の措置をとること
⑤ 被災地におけるガソリン供給を、他県と同水準まで引き上げること

以上

（解説）ここに盛られた要望は、各界の個人・団体との意見交換会で出された要望を整理したものです。党県議団は発災直後から広くよびかけて「意見交換会」を持ってきましたが、県議が被災現地に入って直接調査するとともに、各団体のボランティアや支援活動を通じて感じた問題などを交流し、たえず現状が突きつけている問題を県の取り組みに反映させていくという立場で取り組んできました。

2011 年 3 月 30 日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

医療機関での受診・窓口負担に係る緊急要望

日本共産党宮城県会議員団

横田有史、遠藤いく子

今回の大震災を受けて、厚生労働省は都道府県に対し、随時事務連絡を行い、1、被災地住民は被保険者証なしでも受診できること、2、窓口負担の支払いは猶予又は免除されること、中でも住宅が全半壊等の被災を受けたり、主たる生計維持者が死亡や行方不明等の場合は窓口負担を免除することを明らかにし、関係団体に周知するよう求めています。

仙台市は3月14日にいち早く市民向けのお知らせで、「保険証の紛失等により医療機関に提示できない場合には、氏名・生年月日・住所の申し立てにより受診できること」とともに、「住家の全半壊の被災をしたなど一定の要件に該当すると確認される場合、国民健康保険の一部負担金を免除」することを明らかにしました。

一方、壊滅的な被害を受けた沿岸部の自治体では、しばらく連絡を取り合うことができない事情があったものの、厚労省の事務連絡がいまだに正確に周知されていないという苦情が寄せられています。

ついては、県としてあらためて厚労省の事務連絡を県内市町村に正確に周知するとともに、被災した県民にわかりやすく周知する手だてを講じられるよう要望します。

（解説）被災者の医療費負担の免除について、国の通知が徹底されていない問題を把握したので、緊急の申し入れをおこないました。

宮城県知事 宮城県災害対策本部長 村井嘉浩様

東日本大震災に関わる緊急要望(その3)

2011年4月4日

日本共産党宮城県会議員団

宮城県議会議員 横田 有史

宮城県議会議員 遠藤いく子

大震災への救援、復旧・復興に全力をあげているみなさまの奮闘に敬意を表します。県民各層。各分野から寄せられている意見・要望をまとめましたので、迅速な検討と対応を要請するものです。

1、遺体の火葬・埋葬に伴う運送費などを火葬費や柩代などと同じく災害救助法による支援対象にすること。交付手続きをただちに明確化し、災害救助法による援助制度の周知に努めること。

2、避難生活が長引いている現状を考慮して避難所の衛生の保持、プライバシー確保、女性や障害者への配慮、生活の質を改善するため、災害救助の実務によるチェックシートをつくって県内の避難所を総点検すること。

とくに避難所の責任者を明確にすること、保健師が避難所を巡回して助言すること、施設内を清潔に保つための賃金職員の雇い上げ等を行い、感染症の防止につとめること。

3、運転免許証の再交付手数料など、県の手数料・使用料については被災者には免除を原則にし、早急に対応方針を公表すること。

4、気仙沼地域や石巻地域などを中心に医療機関のベッドが依然として不足しているので、公的病院の休止中の空きベッドを療養病床と後方支援に活用するよう直ちに検討すること。必要な医療スタッフについて、全国支援を求めること。

5、福祉避難所の実態を把握して拡充し、必要なスタッフを行政の責任で確保すること。

6、障害者に福祉サービスを提供している社会福祉法人やNPO等の事業継続と職員の雇用維持のため、大震災と大津波により利用者が減って3月に減収になった事業者に対して県の責任で減収分を補償し、国にその補てん措置を求めること。

7、宮城県に寄せられている義援金の情報を日々明らかにするとともに、福島県の事例を参考にして被災した県民のための活用を急ぎ、直ちに第一次分の配分を行うこと。

8、市町村の社会福祉協議会が窓口になっている緊急小口融資制度の活用を促すために、人員が不足している沿岸部の市町に対して、県の責任で人員を配置すること。

9、自治体職員に疲労が蓄積している現状と災害対応が長期化することを教慮して、県職員ならびに県職員OBの活用を進めるとともに、全国支援を要請して、住民のニーズに対応している市町村の体制強化を進めること。

10、仮設住宅を待ちわびている被災者のために、仮設住宅の建設計画と入居予定を市町村ごとに明らかにすること。

不動産協会に協力要請を行い、約14万戸あるとされる民間の空き家・空き室を活用する計画を直ちに具体化し、その情報を被災者にわかるように公表すること。

行政の責任で行う借り上げを待ちきれずに、自分で民間住宅を探して入居する被災者に、災害救助法に基づく月6万円の家賃補助を行うこと。

県の職員宿舎の活用計画を具体化すること。国立の職員宿舎、NTTや郵政の宿舎など、公的機関が関与している住宅の空き室を把握して、関係機関にその活用を具体化するための協議を申し入れること。

11、物流が震災前の状態まで回復していない実情を踏まえて、岩沼市の臨空工業団地での電気の復旧を急ぐなど、民間の物流拠点の再建に務めること。

12、気仙沼向洋高校、石巻水産高校、宮城農業高校を廃校にする方針については、「現状の校舎を活用して再建できるのではないか」とする声があることを考慮して、学校現場と関係者の意見に十分に耳を傾けて最終的な判断を下すこと。

13、大気中の放射線、水道水、土壌、農産物、生乳、畜産物、海水、海産物の放射能を系統的にモニタリングする体制を県の責任で構築すること。

測定地点、サンプリングの場所、測定方法、放射能値と核種などを系統的に情報公開して、県民の健康を守る責任を果たすとともに、風評被害等の防止にも役立つ万全の対応をとること。

14、総務省が、災害救助法が適用された県と市町村の財政を保障するため、普通交付税の4月分と6月分を繰り上げて概算交付する措置をとったが、甚大な被害を出している女川町が除外された。不交付団体であることを理由にした機械的な対応を改めて、未曾有の災害に苦しむ住民の支援や復旧にあたっている女川町を財政的に支えるために特例的な措置をとるよう、総務省に要請すること。

15、解雇が大量に発生している事態に鑑みて、雇用保険の財政を雇用継続のために活用するよう、県内の各事業所に強力な行政指導を行うこと。

16、大震災と大津波により損害を受けた住宅・不動産や事業用機材・資産などに関わる借入金については、いったん凍結し、将来は関東大震災の時のように棒引きにするよう国に要請すること。宮城県に本店を置く金融機関に対して、県として被災者への配慮を要請すること。

以上

（解説）これも当時、意見交換会で出された要望や意見を整理し県に申し入れたました。

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

2011年4月12日

日本共産党宮城県会議員団

『仮設住宅建設』に関する申し入れ書

【1】、3万戸建設に目標を引き上げた『仮設住宅』の用地確保のための対策は、民地や農地を含めて幅広く検討する必要があります。県民に対しても広く協力と知恵の発揮を求め、呼びかける必要があると考えます。

また、用地が確定した場合、建設のレイアウト設計・配置は、プレハブメーカー任せにせず、避難者の方々にも図面を示して意見を聞くなど、かなり長期にわたる『仮設住宅』となることを前提にした対策を加味すること。その際、『復興基本方針(案)』にも明記されているように、『仮設住宅には被災者の心のケアの為、コミュニティスペースを用意する』ことは当然です。

【2】、14の大手プレハブ会社に、第1弾(～4.20)、第2弾(4.8～5.10)併せて2464戸を発注し、第3弾として1930戸を発注したようですが、過去の事例が示すように、電気・管工

事や設備工事等も、すべて「パッケージ」にして、プレハブメーカーに発注しているのではないかと危惧します。

昨年 22 年 4 月改訂の建設基準費の最高額は前年より下がり、すべて込みで（平均 29.7 m²・9 坪）一戸当たり 238 万 7 千円とされており、下請け企業はやればやるほど大赤字を抱えることになる可能性が極めて高いと言わざるを得ません。現に、先の岩手・宮城内陸地震の場合の仮設住宅建設費は、寒冷地仕様なども含めた特例措置として、450 万円に設定された経緯があります。

従って、『政府への要望書』でも述べているように(厚労省関係の 7)、被災地の遠隔性などの特殊性も加味して、今年 4 月 1 日付けの建設費の限度額を大幅に引き上げ改訂させることは当然です。

と同時に、①設備工事などは県内業者で十分に対応できますし、被災労働者の雇用にもつながる『分離分割発注』を原則として対応すべきであること。

②又、県の権限で可能な『下請け適正価格の監視』をしっかりと行い、下請け業者に大きなしわ寄せを強いることにならないようにすべきであること。の 2 点についてしっかりと堅持して施工させることが重要です。

【3】、福島県は 1 万 4000 戸のうち 4000 戸を地元企業に発注して、地元業者の育成や地元産材の活用を推進することにしたとされています。

圧倒的に足りないとされているプレハブの生産待ちになることなく、地元業者に 3 万戸の半分程度は直接発注して、早期に仮設住宅の大量建設を推進すべきと考えます。

以上

(解説) 県発注の仮設住宅をすべてプレハブ建築協会に一括丸投げした宮城県。福島や岩手のように地元企業に発注するように申し入れました。

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

2011 年 4 月 12 日 日本共産党宮城県会議員団

横田有史 遠藤いく子

被災者・失業者の緊急雇用の抜本的対策について

3・11 以来、自宅待機から大量解雇への流れが極めて急速に拡大し、事業主や労働者からの相談が殺到している。地域産業や中小企業の方々も口を開けば、再生・継続の為には、第一に債務返済の 2～3 年の凍結。(これは、知事の政府要望にも触れられている。) 第二に

技術の継承する上でも、雇用の継続問題だ、と繰り返している。

(1)、「雇用調整助成金」と「失業保険」が大震災の特例措置に適用された。しかし、休業手当の 8 割を保障する『雇用調整助成金』は、ハローワークから支給されるまで数ヶ月かかり、手持ち金も融資も厳しい状況で、休業手当を支給して雇用を維持することは到底できる状況に無い。中小企業にとっては重過ぎる『2 割負担』の減額を行うと共に『即時支給』に改めさせるべきである。

(2)、又、『失業保険』の特例措置では、『休業や一時離職でも適用』されることになったが、支給期間は最低 90 日から最大 330 日で、支給額は給料の 6～8 割。これも又、支給までの月数がかかり、しかも家や自動車まで失い新たな負担が増加している状況で、アルバイトをすれば差し引くという現行制度では、とても生活できない。早急に改善・拡充すべきである。

(3)、更に今月 5 日に、政府は『雇用創出基金事業』について、3,500 億円交付された『重点分野雇用創造事業』についても、4,500 億円交付された『緊急雇用創出事業』に就いても要件を緩和し、対象分野に『震災対応』を追加。宮城県を含む 9 県の災害救助法適用地域に所在する「事業所に雇用されていた方」及び「居住していた求職者」について、民間だけではなく、県又は市町村が直接雇用し、①避難所での子どもの一時預かりや高齢者の見守り、②治安確保の為のパトロール、③瓦礫や漂流物の仕分け・片付け、高齢者宅の片付け支援、④環境美化や植栽などの街づくり事業、に従事してもらい 1 年で更新も可能という制度に変えた。

又、瓦礫の撤去については、民間や県が実施したものは、自動車・船も含めて、市町村から請求されれば、全額、国が持つことになった。これらの制度との関連も有効に活用する事が重要である。

隣の福島ではすでに 8 市町で次々と大量に雇用し始めている。県としても直接、一人でも多く名簿登録し、任用すべきである。如何か。

【『いくら使えるか見直してから、ルールを検討する』等というお役所仕事から脱却し、必要なことは敏速に実施し、国に必要額を求める事を含め、財政的裏付けを築くという姿勢に、県庁全体が変わるべきである。】

(解説) 大門みきし議員が緊急雇用基金の被災者雇用への活用に道をひらいたことから、宮城県における具体化を急ぐように要請しました。

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

2011年4月26日

日本共産党宮城県会議員団

東日本大震災の被災者支援に関わる緊急要望（その5）

【1】、義援金について

- ①東日本大震災の被災者の生活支援に資するために、宮城県に寄せられた義援金（4月22日現在、144,292 件 9,743,449,027 円）について少なくとも第一次分は見舞金として、一律にただちに配分することを決断すること。
- ②沿岸部の被災した市町村が人員不足で悩んでいる実情にかんがみて、被災者に配分する実務を担当する人員の確保に県が責任をもってあたることとし、日本赤十字の支援を求め、こと等も含めて検討し、現場市町に丸投げしないで支援する措置をとること。

【2】、生活支援金について

- ①被災者の避難生活が長期にわたる実情を踏まえて、避難者に生活保護基準に相当する生活支援金の支給を県として決断すること。
- ②今回の東日本大震災のような甚大な災害の被災者に、生活保護基準に相当する生活支援を制度化することを国に要請すること。

【3】、生業に不可欠な車の入手について

- ①車を手に入れたいと願っている被災者の要望を実現するために、300万円程度まで無担保で融資する「被災者生活再建貸付金」（仮称）制度を、阪神淡路大震災のときのように県が創設すること。
- ②生業に不可欠な車両の購入については、産業基盤の再建のための設備、機材の一部とみなして、国による財政支援を求め、被災者の生業再建を支援するようにすること。

【4】、水産業再建について

- ①水産業の関連施設と基盤の再建・構築については国費で行うよう要請し、当分の間は漁業者に無償貸与すること。
- ②それぞれの漁港がそれぞれの機能を有していることを考慮し、とくに水産業を続けることを希望する事業者すべての継続を可能にするために、魚港の集約化はしないように厳しくいましめ、漁業者の声にもとづいて漁港を再建・復興すること。

【５】、防塵マスクの義務づけについて

アスベストや粉塵などの有害物による健康被害を防止するため、被災地での復旧・復興作業には簡易マスクではなく確実な性能を有する防塵マスクの着用を義務付け、宮城県と市町村が発注する事業費にはその分の経費を含めて経費を計上すること。

【６】、仮設住宅について

- ① ３万戸の仮設住宅の建設目標のうち地元発注の戸数目標を明確にすること。
- ② 政府の４月１９日付の事務連絡にもとづいて、総合相談機能・デイサービス・居宅サービス・配食サービス等の介護支援と地域交流スペースなどの機能を持つ高齢者のサポート拠点を設ける取り組みを具体化すること。
- ③ 単身世帯の避難者に、３ＤＫ等への複数家族の入居を強要することがないように、実態に即した１Ｋの建設を計画に盛り込むこと。

【７】、民間家賃の「遡及」について

- ① 仮設住宅の提供を待ち切れずに民間賃貸住宅を借り上げた被災者については、国の対応のいかんにかかわらず、岩手県と同様に民間住宅を借り上げた日にさかのぼって家賃補助を行うこと。
- ② その内容は、敷金、礼金、仲介手数料、共益費、管理費、火災保険等、附帯設備など「民間住宅借り上げ制度」と同様な補助を行うこと。

【８】、「賃貸店舗」の商工業者の営業再開について

- ① 店舗を賃貸していた小売業、飲食業者等の営業再開を可能にして地域経済の再建をするため、大家が自力では店舗を修理できない状況をそのままにせず、住宅の「応急修理制度」を店舗にも適用するなどして、県が営業再開を支援すること。
- ② 店子が大家の了解のもとに店舗等を修理できるように、無担保・無保証人の融資制度をつくること。店舗や事業所が集中していた地区については、商工業者から要望があった場合に仮設の店舗を建設して貸与すること。

【９】、病院・診療所の再建について

- ① 地域医療を確保するために、開業医や診療所の再建・再開を支援し、仮設住宅の近くなど高齢者が通える範囲内の地域ごとに仮設診療所を設置すること。
- ② 被災して建物を解体撤去せざるを得ない病院の再建・再開を支援するため、解体・撤去を公費で行うこと。再建に関する支援制度を県の責任で具体化し、国による大幅な支援を求めること。
- ③ 医療機関の被災マップを県が作成して市町村や医療機関及び関係者に示し、地域医療の

再建計画を具体化すること。

【１０】、公立病院の空きベッドの活用について

被災した沿岸部の入院機能の確保のため、休止している公的病院のベッドの活用について、市町村まかせにせず、県が指導性を発揮して、早期に実施すること。

【１１】、避難所について

①避難所の生活実態を総点検してその結果を公表すること。殊に、昨日公表された「避難所の９割でカロリー不足、７～８割でタンパク質ビタミンが欠乏している」という被災者の栄養不足の改善策を県の責任でただちに行うこと。

②災害救助法の基準と新たな政府の指示にもとづく食事、学用品、洗濯機などの生活必需品の提供が行われていない避難所について、県の責任で改善を進めること。

【１２】、他県からの避難者について

丸森町筆甫の廃校に避難している南相馬市の約１１０名をはじめ福島原発事故に起因する福島県や他県からの約４００名以上といわれる避難者の実情把握に努め、政府の指示にもとづき、受け入れ県として責任ある対応を進めること。

【１３】、教育問題について

①名取の宮農高校について、柴田と亘理に加えて加美に分散授業するとのことですが、名取駅からバスで往復３時間というのは非常識である。農業後継者の育成という意味からも農林水産部所管の名取市高館の農業大学校やＪＡ学園を数ヶ月間利用することなどを全庁的に検討すべきであること。

②仙台市の小・中学校などの体育館などでの間仕切りは、段ボール製であり、あまりにも貧弱と言わねばならない。早急に再検討すべきであること。

【１４】、緊急雇用対策について

被災者失業者の緊急雇用対策として、当局１０００名を臨時職員として雇用すると発表した、その受付窓口も設置されておらず、ハローワークにも伝達されていない。早急に改善すること。

【１５】、民間の危険箇所等の除去について

①民間住宅や地盤・擁壁・法面などで崩壊の危険があり、通行人や近隣に被害がおよぶと判断されるケースについては、所有者の許可を前提に早急にその危険を除去するための撤去などの行政措置を実施すること。

②栃木県那須烏山市は今回の大震災で擁壁やがけ面が崩れた宅地の復旧に対し、対象世帯

1 世帯につき最大 300 万円を助成する新制度を創設（4 月 26 日臨時議会）するが、宮城県としてもこうした制度を導入するとともに、国にも支援を働きかけること。

以上

（解説）これも各界における「意見交換会」で出された意見・要望を整理したものです。

宮城県知事 村井嘉浩 様

遺体安置費にかかった費用も全額公費でまかなうことを求める要望書

2011 年 5 月 13 日

日本共産党仙台市議団

日本共産党宮城県議団

埋葬費について、これまでの災害救助法では柩代、火葬費、骨壺代が現物給付されることとされていますが、今回の大震災で亡くなられた方については、国との協議の結果、遺体の移送費も標準額（12 歳以上 201,000 円、12 歳未満 160,800 円）の範囲で認められることになったと聞きます。

一方、今回の震災で火葬場が使えなくなるなど、全県的に不足したという特殊事情もあり、順番待ちなどで遺体の安置にかかる諸経費（葬儀屋に依頼した場合は所定の経費、自宅の場合はドライアイス代など）がかさむなど、被災者・遺族の費用負担が非常に大きくなっています。

厚労省通知（4 月 6 日付）では、「埋葬に係る費用を御遺族等から徴収しないようにされたい」とうたっています。今回の東日本大震災の特別な事情を考慮すれば、被災者に負担をかけるべきではありません。

よって、災害救助法にもとづく一般基準にとらわれることなく、移送費とともに遺体安置費についても全額公費負担とするよう国に強く要望するとともに、県と仙台市が協議して被災者負担がない措置を講じられるよう切に要望いたします。

以上

（解説）この申し入れの要望通りの実施となりました。

宮城県知事 村井嘉浩 様

被災者に全国一冷たい村井県政！

民間賃貸住宅（応急仮設住宅）の借り上げ基準について改善を求める緊急申し入れ

2011 年 5 月 17 日

日本共産党宮城県会議員団

横田有史、遠藤いく子

東日本大震災により応急仮設住宅の入居資格を有する方が民間賃貸住宅を借り上げる場合の基準について、被災し窮地に立つ住民の立場で対応するように申し入れます。

この間、私どもに県の対応が機械的過ぎるのではないかとの苦情・相談が寄せられています。例えば、「賃料が基準以下でも入居世帯人数に見合った標準間取りとは違う。広すぎるから駄目と言われた」「賃料が上限を上回る分は本人負担でもかまわないと言っても、上限を超えている場合は駄目と言われた」等々、とくに県が示した標準モデルに適合しない場合は一律に適用除外とされるケースが目立ちます。

昨日、私どもが県の担当者に、「仙台市では月額賃料上限額を超える場合は入居者負担とする市民向け案内文書が出されており、一方である町は『この目安を超えるものは応急仮設住宅として扱えません』とする文書が配られている。県の考えはどちらか」と、問い合わせたところ「仙台市の文書は誤りでただちに削除してもらい、今は別な文書になっている」との回答でした。

そこで、私どもは仙台市が現在配布している「応急仮設住宅等入居申込について」を取り寄せましたが、上記で指摘した箇所はそのまま運用されており、仙台市の担当者も「この通りやっています」とのことでした。同じ宮城県内であっても、市町村で異なる対応をしていることが判明しました。これは極めて重大な問題です。被災住民を困惑させる事態は一刻も早く改善することが必要です。この場合は、仙台市に申請した被災者が取り消しや不認定とならないように、全県の対応を仙台市の基準に合わせるように改善すべきです。

また、県の基準（標準モデル）をふまえつつも、間取りは柔軟かつ弾力的に考え、常識を超えるような広さであれば別にして、被災者がやっと見つけた住居を行政が全力をあげて支援するという見地に立つべきです。

さらに、昨日（16日）対策本部に出された保健福祉部資料「民間賃貸住宅借り上げによる応急仮設住宅について」は、内容上も矛盾する表記がみられます。「1 取組経緯」で4月30日付の厚労省通知を引用し「発災以降に被災者名義で契約したものであっても、その契約時以降、県名義の契約に置き換えた場合、災害救助法の適用となる」とし、宮城県はこれを遡及適用が可能であると解釈しています。他方、「2 既に個人で契約市民間賃貸住宅に入居している世帯の取扱い」では、遡及適用せずに5月1日付けで県の契約に切り替え、その後2年間を契約期間とするとされています。

つまり、これは国の通知ではさかのぼって対応可能とされたものを宮城県はさかのぼらず5月切り替えの「独自方針」を出したということです。この点について、県の担当者と以前にやりとりしたときに、「さかのぼらなくても、契約の切り替えから2年間を借り上げとするのだから何も不利益はない」との見解でしたが、こうした考えはとんでもなく冷たい官僚的発想で、家を無くし途方にくれる被災者の心情や実態から完全にかげ離れたものです。何よりも民間借り上げに対する宮城県の取り組みが遅れたことへの反省が必要です。既に自力で民間住宅に入居された方には、敷金・家賃など負担させてしまったことにまず心を痛み、それをどう「救助」できるかを真剣に考えるのが、未曾有の大震災に遭われた被災者に対する対応の基本ではないでしょうか。「どうせ2年間無料にしてあげるのだから」などと言う発想は、上から被災者を見下すもので、絶対に容認できません。国の通知では「被災者の負担が生じぬよう」（4月30日厚労省通知）と述べており、この通りに、いったん被災者が負担した分も自己負担がないように改善することこそ宮城県がやるべき具体化です。

国も地域の実情に応じた対応を基本に考えて良いと言っているのですから、勝手な基準を設け、実態を無視して機械的に裁断する宮城県の冷たいやり方は厳に戒めるべきです。このままでは被災者に全国一冷たい村井県政の烙印が押されることとなり、県民にとって大きな不幸です。ただちに改善するよう求めます。

災害救助法の適用においては、被災者の立場や実情を十分に勘案し、弾力的で温かい対応をとられるようあらためて強く要望します。

以上

（解説）民間賃貸住宅の借り上げ仮設住宅の扱いについて、宮城県の担当者の特異な見解もあり、当時は機械的な対応に市町村担当者も悩まされ、私どもへもあちこちから相談がありました。さすがに私たちも堪忍袋の緒が切れ、あえて「被災者に全国一冷たい村井県政」の烙印を表題のトップにおきました。その後、機械的な対応は改められましたが、被災者を向いていない典型事例がこの辺に集中的にあらわれているのが宮城県政です。

東北電力株式会社
代表取締役会長 高橋宏明殿
代表取締役社長 海輪 誠殿

女川原子力発電所に関する住民説明会に関する社員等への参加要請および発言要請を再調査し、全容を公表することとを求める要請書

2011年10月3日
日本共産党宮城県委員会
委員長 中島 康博
日本共産党宮城県議団
団長 横田有史

原発に関するシンポジウムなどで国が電力会社に「やらせ」を要請していた問題で、経済産業省が設置した第三者委員会（委員長・大泉隆史弁護士）が調査報告書を9月30日に、女川原子力発電所でも原子力安全・保安院と貴社が住民説明会に動員をかけていたと認定しました。この説明会は、女川原発の耐震安全性をめぐり2006年10月28日と29日、石巻市と女川町で計三回開催されたもので、保安院の原子力安全課の課長が貴社に関係者を動員して積極的に賛成意見を述べることを要請するよう求めたとされ、第三者委員会は「公正性・透明性を損なうおそれのある不適切なものであったと認められる」としました。

女川原発は、2005年8月16日に発生した宮城県沖地震で地震動が当時の耐震基準を超え、全3基が停止しました。その後に制御棒の入れ間違いなどの重大なミスが続出したことから、2006年7月7日に原子力安全・保安院が貴社の安全管理評価を最低ランクの「C評定」とし、貴社は周辺住民の信頼を大きく失っていました。

この説明会は、貴社が長期にわたって停止した女川原発を再稼働させることを希望したため、住民に安全性の確保を確認する機会を提供する目的で地元自治体が要望して開催されるに至ったものです。貴社もまた「何よりも地元の理解が重要」（高橋宏明社長＝当時＝）と表明していました。こういう経過で開催された説明会に、社員・関係者を動員し賛成意見を発言させていたことは、住民の自由な参加と意見表明を妨害し、「地元の理解」を偽造したものにほかなりません。地元紙が社説で、「地元に対する背信行為」「なりふり構わぬ世論操作」（「河北新報」十月二日）と厳しく断罪したのは、当然の論評です。

東京電力福島第一原発の事故により、軽水炉原発が抱えている技術上の限界、地震国の日本で軽水炉原発を運転する危険性、いったん事故が発生したらその被害がいかに大きく

広がるかを、多くの国民が認識するようになり、国民世論は根本から変わりました。電気事業者各社には、従来の悪弊をただして、原発に関する安全対策を徹底すること、正確な情報とリスク評価を国民と共有する努力を進めることが求められています。

日本共産党の志位和夫委員長の質問に答えて、枝野幸男・経済産業大臣は、原子力行政の信頼を取り戻すために「過去のすべての膿を出し切ることが必要だ」（衆議院予算委員会、9月27日）とし、とくに「やらせ」の問題等について、「各電力事業会社を含めて、さまざまな過去の問題点について国民のみなさまに自ら積極的に明らかにする、あるいはその責任を明らかにする、という姿勢がなければ、国民のみなさんに信頼は得られない」と発言しました。

ところが記者会見で海輪誠社長は、謝罪を口にはしたものの、全容の究明には否定的な態度を示しました。日本共産党は、動員の規模や社員の発言の中味などの全体像を調査して公表することを要請するものです。

また貴社は7月29日、2010年1月31日に女川町で開催された女川原発3号機へのプルサーマル導入に関する住民説明会について、社員と子会社・取引会社の社員に出席を要請していたと発表し、しかし発言の要請および経済産業省からの働きかけは「なかった」としていました。しかし9月30日の会見で海輪社長は、「当時は（参加要請が）常態化していたと推認される」と発言しており、プルサーマル導入に関する住民説明会についても全体像を再調査し、発言要請と経済産業省の関与があったかなかったかについては調査をやり直し、その結果を公表するよう要請するものです。

以上

（解説）女川原発をめぐる保安院による「やらせ」行為があったことが判明しました。
さっそく党と議員団で東北電力に全容解明を求めて申し入れました

村井嘉浩 宮城県知事 様

応急仮設住宅をめぐる緊急課題について

2011 年 10 月 13 日

日本共産党宮城県委員会

委員長 中島 康博

日本共産党宮城県会議員団

団長 横田 有史

幹事長 遠藤いく子

1、応急仮設住宅等（借上げ住宅含む）への入居以前に民間賃貸住宅に自力入居していた場合の家賃等の負担分の返還＝遡及適用措置を放置せず、ただちに対応を

東日本大震災の発災から 7 ヶ月を過ぎ、民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅入居数は 2 万 3 千を超え、さらに増え続けています。

宮城県の場合、契約支払事務の遅れが依然として深刻であるとともに、被災者が発災直後に自力入居した際の敷金や家賃の負担分について遡って返還する、いわゆる遡及適用措置はまだ一件も着手されていません。

契約支払事務について必要な体制をとって一気に進めることは当然ですが、この遅れを理由に遡及適用措置を一段落ついてからと先送りすることは絶対に許されません。

福島県では「3 月 11 日から県内の応急仮設住宅に入居するまでの間で、県内の民間賃貸住宅に入居していた期間」に支払った敷金、礼金、仲介手数料、損害保険加入費用、家賃（駐車場代含む）、管理費、共益費を対象とし、世帯では切り替え世帯だけでなく民間から民間へ住み替えた世帯も対象とし、10 月末までの締め切りで、一気に体制をとって遡及措置を進めています。ところが、宮城県では、まだ着手もされず、対象も 5 月 1 日の切り替え世帯だけに絞り込もうとするなど、被災者を無視する冷たい対応がいまだに続いています。

7 月 21 日の大震災特別委員会で、保健福祉部長は、遡及問題について「7 月 7 日に国の通知が出て、いま手法、周知方法、手続きを検討中」「やるということです」と答弁しています。そこからすでに 3 ヶ月になろうとしています。

日本共産党県議団は、以下の方向で遡及適用措置にあたるよう強く求めます。

(1) 県の体制上の都合を優先し被災者をおきざりにする姿勢をあらため、一刻も早く遡及適用措置に踏み切ることを求めます。

(2) 適用基準は福島県と同様の基準で被災者が自己負担した分を広く返還対象とすることを求めます。

(3) 申請書類などはできるだけ簡素化し、事務の滞留を生まないように配慮すること。

2、 応急仮設住宅の改善をめぐる課題について

仮設住宅の寒さ対策等について、以下の点を県の責任で推進すること。

- (1) 10月7日の「応急仮設における暖房器具の設置について」の通知をただちに市町村に周知すること。
- (2) 民間賃貸借り上げ住宅についても仮設住宅と同様に取り扱うこと。
- (3) お風呂については、追い炊き機能を付加すること。
- (4) 冬用布団について、応急救助の内容として仮設住宅の入居者に届けること。
- (5) 在宅避難者の実態を把握し必要な措置をとること。

以上

(解説) 日本共産党のチラシに入れた「お役立ち情報」を読んで、さっそく県議団控室に電話がありました。「私は石巻で被災し、4ヶ月間は大崎市松山の民間アパートを借りて毎月35000円ずつ払ってきました。そして今は、仙台市の中山にある民間賃貸住宅に借り上げ仮設住宅として入居していますが、ビラを見て遡及が可能と書いてあるが、私が自己負担した分は戻るのでしょうか？」宮城県の担当である震災援護室にさっそく電話したところ、遡及はまだ一件も着手されていないこと、このケースは5月1日切り替えと違うから新規契約扱いとなり遡及の対象にならないとの回答でした。とても被災者に寄り添う対応とは言えません。福島県ではとくに遡及を具体化し、この10月末にも完了予定です。しかも、被災者が自力で借りて入居した自己負担分はすべて面倒を見るのが福島方式です。この申し入れで、県に初めて「福島より低い水準にはしない」と言明させました。